

静岡市国民保護計画

令和2年2月

静 岡 市

目 次

第1編 総 論	1
第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 市の責務及び計画の位置づけ	1
2 市国民保護計画の構成	2
3 市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針	3
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	5
1 関係機関の事務又は業務の大綱	5
2 関係機関等の連絡先	9
3 国民の保護に関する仕組み	9
第4章 市の地理的、社会的特徴	10
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	12
1 武力攻撃事態	12
2 緊急対処事態	16
 第2編 平素からの備えや予防	18
第1章 組織・体制の整備等	18
第1 市における組織・体制の整備	18
1 平素の業務	18
2 職員の収集基準等	18
3 消防機関の体制	19
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	19
第2 関係機関との連携体制の整備	21
1 連携体制の整備に当たっての基本的考え方	21
2 県との連携等	21
3 近隣市町との連携等	21
4 指定公共機関等との連携等	22
5 自主防災組織に対する支援	22
6 ボランティア団体等に対する支援	22
第3 通信の確保	23
第4 情報収集・提供等の体制整備	25
1 基本的考え方	25
2 警報等の伝達に必要な準備	25
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	26
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	27

第5 研修及び訓練	28
1 研修	28
2 訓練	28
第2章 避難及び救援に関する平素からの備え	30
1 避難に関する基本的事項	30
2 避難実施要領のパターンの作成	30
3 救援に関する基本的事項	31
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	31
5 避難施設の指定	32
6 生活関連等施設の把握等	33
第3章 物資及び資機材の備蓄、整備	35
1 国民保護措置に必要な物資及び資機材の備蓄、整備	35
2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検	35
第4章 国民保護に関する啓発	36
1 国民保護措置に関する啓発	36
第3編 武力攻撃事態等への対処	37
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	37
1 初動連絡体制の確立及び初動措置	37
2 市対策本部に移行する場合の調整	38
3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があつた場合の対応	38
第2章 市対策本部の設置等	39
1 市対策本部の設置	39
2 現地調整所	41
3 通信の確保	41
第3章 関係機関相互の連携	43
1 国・県の対策本部等との連携	43
2 知事、指定行政機関の長、 指定地方行政機関の長等への措置要請等	43
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	43
4 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託	44
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	44
6 市の行う応援等	45
7 自主防災組織に対する支援	45
8 ボランティア活動への支援等	45
9 住民への協力要請	45
第4章 警報及び避難の指示等	47
第1 警報の伝達等	47
1 警報の内容の伝達	47

2 警報の内容の伝達方法	47
3 関係機関への警報の流れ	48
4 緊急通報の伝達及び通知	49
第2章 避難住民の誘導等	50
1 避難の指示の通知・伝達	50
2 避難実施要領の策定	51
3 避難住民の誘導	53
4 避難先地域の指定を受ける場合の対応	57
第5章 救援	58
1 救援の実施	58
2 関係機関との連携	58
3 救援の内容	58
4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	61
5 救援の際の物資の壳渡し要請等	61
第6章 安否情報の収集・提供	63
1 安否情報の収集	63
2 県に対する報告	63
3 安否情報の照会に対する回答	63
4 日本赤十字社に対する協力	64
5 安否情報の収集・整理・提供の主な流れ	64
第7章 武力攻撃災害への対処	65
第1章 生活関連等施設の安全確保等	65
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	65
2 武力攻撃災害の兆候の通報	65
3 生活関連等施設の安全確保	65
4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	66
5 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	66
第2章 N B C攻撃による災害への対処	67
1 国の方針に基づく措置の実施	67
2 応急措置の実施	67
3 関係機関との連携	67
4 汚染原因に応じた対応	67
5 市長の講ずる措置	68
第3章 応急措置等	70
1 退避の指示	70
2 警戒区域の設定	71
3 応急公用負担等	71
4 消防等に関する措置等	72
第8章 被災情報の収集及び報告	74

第9章 保健衛生の確保その他の措置	75
1 保健衛生の確保	75
2 廃棄物の処理	75
第10章 国民生活の安定に関する措置	77
1 生活関連物資等の価格安定	77
2 避難住民等の生活安定等	77
3 生活基盤等の確保	77
第11章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	78
1 赤十字標章等	78
2 特殊標章等	79
3 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発	80
第4編 復旧等	81
第1章 応急の復旧	81
1 基本的考え方	81
2 公共的施設の応急の復旧	81
第2章 武力攻撃災害の復旧	82
1 基本的考え方	82
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	83
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	83
2 損失補償、実費弁償及び損害補償	83
3 県の総合調整及び指示に係る損失の補てん	83
第5編 緊急対処事態への対処	84
1 緊急対処事態	84
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	84

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

1 市の責務及び計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「法」という。）その他の法令、「国民の保護に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、市内における以下に掲げる事項について定める。

- ア 国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- イ 市が実施する国民保護措置に関する事項
 - ・警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
 - ・救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等（避難住民及び武力攻撃災害における被災者をいう。以下同じ。）の救援に関する措置
 - ・退避の指示、警戒区域の設定、消防、保健衛生の確保、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
 - ・水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
 - ・武力攻撃災害の復旧に関する措置
- ウ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資機材の備蓄に関する事項
- エ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- オ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

力 国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画は県国民保護計画の見直しや、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、必要な見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重とともに、広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告するとともに、公表するものとする。

ただし、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令」（以下「法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は不要とされているため行わない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、武力攻撃等から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等への影響を最小とするための国民保護措置を、本市が長年培ってきた防災に関する知識、経験等を活かし、的確かつ迅速に実施する。

国民保護措置の実施に当たっては、特に以下の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、「日本国憲法」の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時かつ適切に提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティア団体に対する支援に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

また、市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重する。

(7) 高齢者、障害のある人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害のある人、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意するとともに、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

1 関係機関の事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護措置について、おおむね以下に掲げる業務を処理する。

(1) 市

事務又は業務の大綱	
1	市国民保護計画の作成
2	国民保護協議会の設置、運営
3	国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
4	組織の整備、訓練
5	警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
6	救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
7	退避の指示、警戒区域の設定、消防、保健衛生の確保、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
8	水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
9	武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

(2) 県

事務又は業務の大綱	
1	県国民保護計画の作成
2	国民保護協議会の設置、運営
3	国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
4	組織の整備、訓練
5	警報の通知
6	住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
7	救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
8	武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
9	生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施
10	交通規制の実施
11	武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

(3) 指定地方行政機関

機関の名称（市内の事務所等）	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
東海総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること。 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
東海財務局 (静岡財務事務所)	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
名古屋税關 (清水税關支署)	1 輸入物資の通関手続
東海北陸厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
静岡労働局	1 被災者の雇用対策
関東農政局 (静岡県拠点)	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局 (静岡森林管理署)	1 武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局 中部経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部 中部近畿産業保安監督部	1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局 (甲府河川国道事務所) 中部地方整備局 (静岡国道事務所) (静岡河川事務所) (静岡營繕事務所) (清水港湾事務所)	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
中部運輸局 (静岡運輸支局)	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安

東京航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区気象台 (静岡地方気象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供
第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
南関東防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

(4) 指定公共機関

（「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令第3条」及び「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第2条第7号に規定する指定公共機関の公示」により指定されている機関をいう。）

機関の区分・市内に所在する主な機関	事務又は業務の大綱
放送事業者 日本放送協会静岡放送局	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。) の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者 東海旅客鉄道株式会社静岡支社 ジェイアール東海バス株式会社静岡支店 日本通運株式会社静岡支店 福山通運株式会社静岡支店 ヤマト運輸株式会社新静岡主管支店	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者 西日本電信電話株式会社静岡支店 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社静岡支店	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者 中部電力株式会社静岡支店	1 電気の安定的な供給
日本郵便株式会社静岡中央郵便局	1 郵便の確保

道路管理者 中日本高速道路株式会社東京支社 静岡保全・サービスセンター 富士保全・サービスセンター	1 道路の管理
日本赤十字社静岡県支部	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行静岡支店	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

(5) 指定地方公共機関

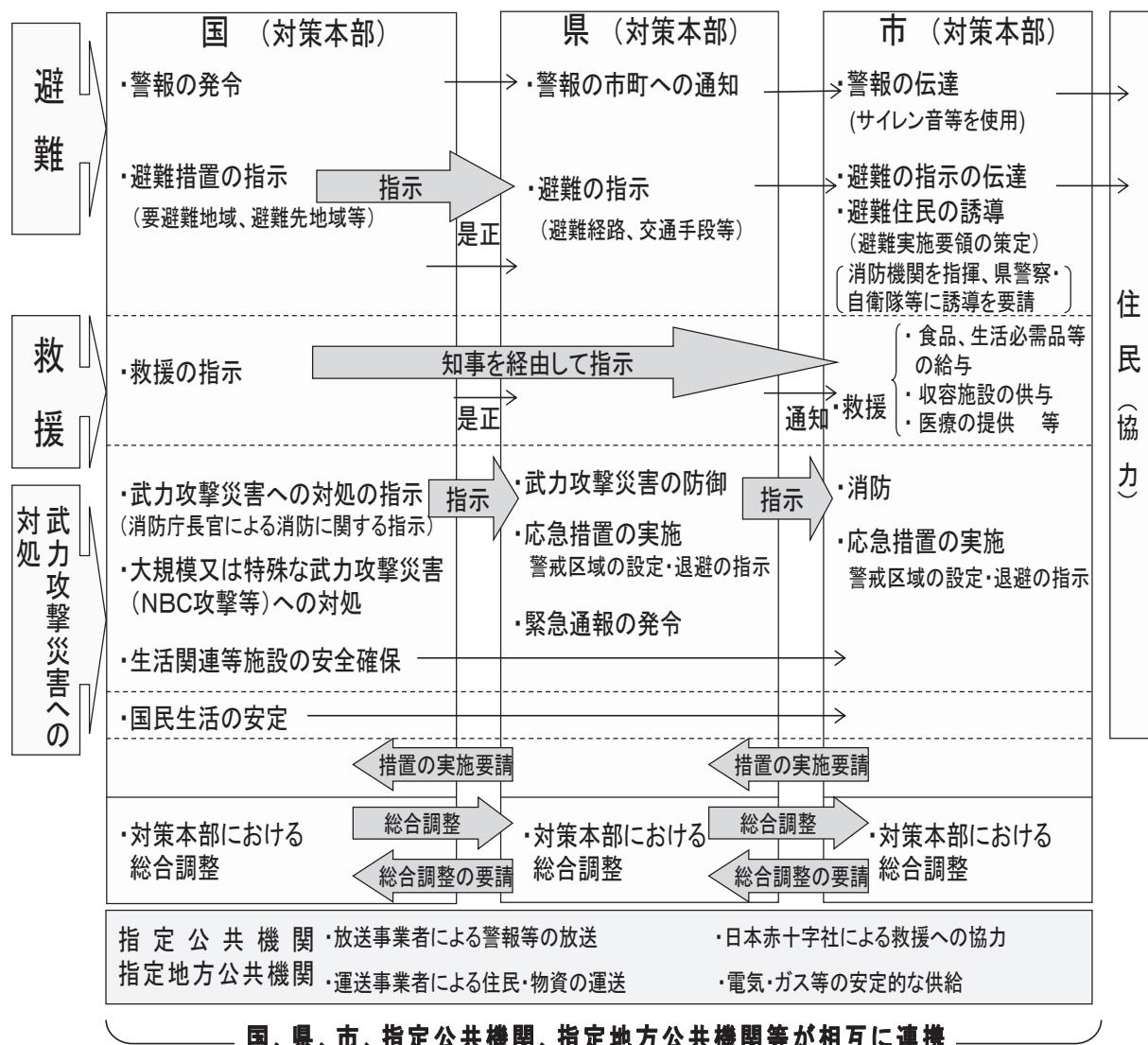
(都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの。)

機関の区分・市内に所在する主な機関	事務又は業務の大綱
放送事業者 静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。) の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者 株式会社エスパルスドリームフェリー 一般社団法人静岡県バス協会 静岡鉄道株式会社 大井川鉄道株式会社 一般社団法人静岡県トラック協会	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
ガス事業者 静岡瓦斯株式会社 東海ガス株式会社 一般社団法人静岡県L P ガス協会	1 ガスの安定的な供給
病院その他の医療機関 一般社団法人静岡県医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	1 医療の確保

2 関係機関等の連絡先

関係機関等の連絡先については、別に定める。

3 国民の保護に関する仕組み



第4章 市の地理的、社会的特徴

(1) 概況

本市は静岡県のほぼ中央に位置し、東西 50.6km、南北 83.1km、面積は 1,411.8km² であり、駿河湾から南アルプスまで南北に広がる。

県内隣接市町は、東が富士市、富士宮市、西が島田市、焼津市、藤枝市、榛原郡川根本町である。また、山岳部で長野県及び山梨県に接している。

(2) 地勢

本市は市域の 8割強を山間部によって占められ、市街地は三方を山に囲まれた駿河湾沿いの平野部に東西に長く展開している。

市域東部の清水区興津地区と由比地区の間には浜石岳から薩埵山^{さつた}の稜線が、西部の駿河区長田地区と焼津市との境界には高草山塊が沿岸部まで南北にのび、交通の障害となっている。

また、平野部は安倍川や巴川、興津川などにより分断されており、東西の移動はいくつかの橋梁に限られている。

(3) 気候

本市は、平野部では全国的にみても温暖な気候である一方、北部の山間部は標高も高く、冬期は厳しい低温となり降雪も多い。

風は、平野部で年平均風速が 2.2m/s となっており、南ないし西の風と、北東の風が顕著である。

降水量は、平野部において年間 2,300 mm 程度で、晩春から初秋にかけて多く冬季は少ない。山間部では、井川や梅ヶ島など年間降水量が 3,000 mm 前後で、全国的にみても雨の多い地域といえる。

(4) 人口分布

本市の人口は、令和元年 12 月末現在の住民基本台帳によれば、317,923 世帯 698,275 人である。

人口のほとんどは市域の 2割に満たない平野部に集中しており、県内最大の人口集中地区を形成している。

なお、年齢別人口によると、65 歳以上の人口は 210,160 人で、高齢化率（65 歳以上人口が全人口に占める割合）は 30.1% である。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、高齢化率が令和 7 年には 31.8% となり、高齢化が更に進むと見込まれている。また、山間部では既に 50% を越える地域もあり、災害時の情報伝達や避難誘導などに留意する必要がある。

(5) 道路の位置等

本市の道路は、令和元年 11 月現在で実延長 3,525km となっており、都心部から

放射状に道路網が形成されている。

市域の道路網は、東名高速道路、新東名高速道路、中部横断自動車道をはじめ、国道1号、国道1号バイパス、国道52号、国道150号、国道362号等の一般国道、静岡清水線等の主要地方道や一般県道、市道からなり、東西方向には東名高速道路、新東名高速道路、国道1号などの幹線道路が、南北には中部横断自動車道のほか主要地方道等が広がっている。

主要地点における交通量は、東名高速道路（静岡IC～清水IC間：約33,000台/日）、新東名高速道路（新静岡IC～新清水JCT間：約61,000台/日）、中部横断自動車道（富沢IC～新清水JCT間：約4,700台/日）国道1号（静岡駅前付近：約43,000台/日、清水駅付近：約24,000台/日）である。

東名高速道路・国道1号及び東海道本線は、東部の薩埵峠付近において路線及び線路が集中交差しており、事故が発生した場合の影響は大きい。また、西部の高草山塊では、ほとんどが長さ1kmを越えるトンネルで迂回路も限られることから、市域外への避難の際には留意する必要がある。

(6) 鉄道、港湾の位置等

ア 鉄道

本市の鉄道網は、JR東海が首都圏と近畿圏を結ぶ東海道新幹線、東海道本線の2路線10駅、静岡鉄道が葵区と清水区を結ぶ静岡清水線1路線15駅により形成されている。

イ 港湾等

本市の港湾・漁港は、清水区に国際拠点港湾である清水港があるほか、駿河区に第3種漁港である用宗漁港がある。

(7) 石油コンビナートの位置等

本市には、清水区の清水港に隣接し、石油コンビナート等災害防止法で指定されている県内唯一の石油コンビナート等特別防災区域が所在している。

規模は、面積1.1km²、特定事業所数は12事業所である。

石油コンビナート等特別防災区域は、大量の危険物・高圧ガス等を貯蔵し、又は取り扱っている施設が集中立地しているため、重大な災害が発生する恐れがあり、平素からその管理及び災害時への対処に関して、留意する必要がある。

また、当区域はJR清水駅を含む清水区の中心市街地に隣接しており、災害発生時には周囲に与える影響に特に留意する必要がある。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画が対象とする武力攻撃事態及び緊急対処事態は以下のとおりとする。

1 武力攻撃事態

我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

(1) 市国民保護計画では、想定される武力攻撃事態を以下の4類型とする。

ア 着上陸侵攻

侵攻国が侵攻正面において、海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させて、侵攻することをいう。

(特徴)

- 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、侵攻国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。
 - 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。
 - 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。
- なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。
- 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

(留意点)

- 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難するとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

イ ゲリラや特殊部隊による攻撃

ゲリラや特殊部隊を潜入させて行う不正規型の攻撃をいい、不正規軍の要員であるゲリラによる施設等の破壊や人員に対する攻撃が行われるものと、正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、中枢機関への攻撃が行われるものがある。

(特徴)

- ・県警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突然的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。
- ・少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（爆薬と放射性物質を組み合わせた爆弾。以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。

(留意点)

- ・ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市（消防機関（消防組織法第9条に規定する消防本部、消防署、消防団をいう。以下同じ。）を含む。）は、県、県警察、海上保安部等及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適切な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。

ウ 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイル（放物線を描いて飛翔するロケットエンジン推進のミサイル）による攻撃をいい、長距離にある目標を攻撃することが可能であり、大量破壊兵器（核、生物、化学兵器）を搭載して攻撃することも可能である。

(特徴)

- ・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はN B C（核（Nuclear）又は生物剤（Biological）若しくは化学剤（Chemical）をいう。以下同じ。）弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。
- ・通常弾頭の場合にはN B C弾頭の場合と比較して被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

(留意点)

- ・弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

エ 航空攻撃

重要な施設の破壊などを目的として、航空機に搭載したミサイルなどにより急襲的に行われる攻撃をいう。

(特徴)

- ・弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。
- ・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあります。
- ・航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。
- ・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

(留意点)

- ・攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。
- ・安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設については、特に当該施設の安全確保、武力攻撃災害の発生又はその拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

(2) 特殊な対応が必要となるN B C攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴については、以下のとおりである。

ア 核兵器等

核反応を利用した兵器。原子爆弾、水素爆弾、中性子爆弾、また核弾頭を装着したミサイルなど。

(特徴)

- ・核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壤から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。
- ・放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって

上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実に行い、避難の誘導や医療に当たる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。

- ・ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。
- ・核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため、必要な措置を講ずる必要がある。

イ 生物兵器

細菌、ウィルスなどの生物剤を、爆弾等を用いて散布する兵器。生物剤には、天然痘ウイルス、コレラ菌、炭疽菌などがある。

(特徴)

- ・生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染した者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。
- ・生物剤による被害は使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。
- ・厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

ウ 化学兵器

毒性物質などの化学剤を使用する兵器。化学剤としては、ホスゲン（窒息性）、塩化ピクリン（催涙性）、イペリット（糜爛性）、青酸（中毒性）、サリン（神経性）などがある。

(特徴)

- ・一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気

より重いサリン等の神経剤は下を這うように広がる。また、特有の臭いがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

- ・国、県、市等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染された者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

2 緊急対処事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。

(1) 市国民保護計画では、想定される緊急対処事態を以下のとおりとする。

ア 危険物質を有する施設等への攻撃

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃（原子力発電所の爆破、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊等）が行われる事態

（特徴）

- ・原子力発電所が攻撃を受けた場合、大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。
また、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。
- ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
- ・危険物積載船が攻撃を受けた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。
- ・ダムが破壊された場合、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等への攻撃

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃（大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破等）が行われる事態

（特徴）

- ・大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的

被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

ウ 大量殺傷物質による攻撃

多数の人を殺傷する特性を有する物質による攻撃（ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の大量散布、サリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入）が行われる事態
(特徴)

- ・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。
また、ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。
- ・小型核爆弾の特徴は、武力攻撃事態の核兵器等の特徴と同様である。
- ・生物剤の特徴については、武力攻撃事態の生物兵器の特徴と同様である。
- ・毒素の特徴については、武力攻撃事態の化学兵器の特徴と類似している。
- ・化学剤の特徴については、武力攻撃事態の化学兵器の特徴と同様である。

エ 破壊手段として交通機関等を用いた攻撃

破壊の手段として交通機関等を用いた攻撃（航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来等）が行われる事態
(特徴)

- ・主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。
また、攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。
- ・爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

1 平素の業務

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行うものとし、各部局が実施する業務については、別に定める。

2 職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃事態等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応し得るよう、24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、事態の状況に応じた初動体制、職員の参集基準及び服務基準について別に定める。

(4) 職員への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行する。

(5) 職員の配置等

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合における職員の配置、交代要員の確保、食料・飲料水の備蓄、その他必要な資機材の確保など、その機能の確保を行う。

3 消防機関の体制

(1) 消防局及び消防署における体制

消防局及び消防署は、市における参集基準等と同様に、初動連絡体制を確立するため、職員の参集基準を別に定める。

また、初動時において一体的な国民保護措置を実施するため、市との緊密な連携を図る。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化に努める。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防局及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定めるよう努める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関すること。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関すること。 (法第82条)
	応急公用負担に関すること。 (法第113条第1項、第5項)
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関すること。 (法第85条第1項、第2項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの。 (法第70条第1項、第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)
	医療の実施の要請等によるもの。 (法第85条第1項、第2項)
不服申立てに関すること。 (法第6条、第175条)	
訴訟に関すること。 (法第6条、第175条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市公文書管理規則等の定めるところにより、適切に保存する。また、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぎ、国民の権利利益の救済を確実に行うために、安全な場所に確實に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

1 連携体制の整備に当たっての基本的考え方

- (1) 市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関との連携体制を整備する。
- (2) 市は、関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。
- (3) 市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施することなどに関し、関係機関による意見交換の場を設けることなどにより、関係機関相互の意思疎通を図る。

2 県との連携等

(1) 県との連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、県との緊密な連絡を図る。

(2) 県との情報共有

市は、警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の知事への協議

市長は、県の行う国民保護措置や他の市町の行う国民保護措置との整合性の調整を図るため、市国民保護計画について知事に協議を行う。

(4) 県警察との連携

市は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近隣市町との連携等

(1) 近隣市町との連携

市は、近隣市町の連絡先、担当部署等に関する情報を常に把握するとともに、近隣市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設ける。また、相互応援協定の締結等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資機材の供給体制等における近隣市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の応援態勢の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町の消防機関との応援態勢の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと

等により、消防機関相互の連携を図る。

また、消防機関の保有資機材等について相互に把握する。

4 指定公共機関等との連携等

(1) 指定公共機関等との連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、指定公共機関等との緊密な連携を図る。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防局及び消防署とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認し、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

(3) 関係機関との協定の締結

市は、救援のために必要な食品、飲料水、被服、寝具等生活必需品等の調達に当たっては、関係機関から必要な協力が得られるよう、あらかじめ必要な協定を締結するよう努める。

5 自主防災組織に対する支援

市は、自主防災組織の核となるリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、市は国民保護措置についての訓練の実施を促進するものとする。この場合、訓練の実施は、自主防災組織の自発的な意思にゆだねられるものであって、その促進に当たって強制にわたらないように留意する。

さらに自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実に努める。

6 ボランティア団体等に対する支援

市は、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、救援等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備に努める。

第3 通信の確保

(1) 通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、通信体制の整備等重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

この場合において、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や地方公共団体、電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

(2) 通信体制の確保に当たっての留意事項

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

ア 施設及び設備

- ・通信設備等の情報通信手段の施設について、通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
- ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
- ・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
- ・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、市・県対策本部等に伝送する映像伝送システムの構築に努める。
- ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、緊急情報ネットワークシステム（E m-N e t）、全国瞬時警報システム（J—A L E R T）等の国民保護措置の実施に必要な通信設備を定期的に総点検する。

イ 運用

- ・夜間、休日等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集連絡体制の整備を図る。
- ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した関係機関との非常通信や、非常用電源等を利用した実践的通信訓練を実施する。
- ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施

設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を図る。

- ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
- ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
- ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- ・住民等に情報を提供するに当たっては、緊急情報ネットワークシステム（E m-N e t）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、防災行政無線、広報車等を活用するとともに、高齢者、障害のある人、外国人その他の情報の伝達に際し配慮を必要とする者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられるものに対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

第4 情報収集・提供等の体制整備

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃事態等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等をヘリコプターテレビ伝送システム等その保有する手段を活用して収集又は整理し、関係機関及び住民に対し、これらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

市は、体制の整備に際し、的確かつ迅速な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 関係機関における情報の共有

市は、平素から人口密集地域、避難施設、公共施設、生活関連等施設等の地域社会の情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティーの確保等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市長は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図るものとする。

この場合において、社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害のある人、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

(2) 防災行政無線の整備

市は、国民保護措置における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努める。

(3) 県警察等との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察、海上保安部との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの周知

市は、国民保護に係るサイレン音「国民保護に係る警報のサイレンについて（平成17年7月6日付け消防運第17号国民保護運用室長通知）」について、住民に

十分な周知を図る。

(5) 多数の者が利用する施設を管理する者に対する警報の伝達のための準備

市長は、県から警報の通知を受けたときに、警報の内容の伝達を行うこととなる学校、病院、駅、その他の多数の者が利用する施設について、知事との伝達の役割分担を考慮して別に定める。

(6) 民間事業者からの協力

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市長は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民の安否情報に関し、知事に報告する。

市長が収集する安否情報は、以下のとおりである。

なお、市長が安否情報を収集する様式は、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」（以下「安否情報省令」という。）の様式第1号及び様式第2号による。

また、知事に安否情報を報告する様式は、「安否情報省令」の様式第3号による。

収集・報告すべき情報

ア 避難住民・負傷住民

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所(郵便番号を含む。)
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷(疾病) の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の住所
- ⑪ 連絡先その他必要情報

- (12) 親族・同居者への回答の希望
 - (13) 知人への回答の希望
 - (14) 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意
- イ 死亡住民
- (上記①～⑦に加えて)
 - (15) 死亡の日時、場所及び状況
 - (16) 遺体が安置されている場所
 - (17) 連絡先その他必要情報
 - (18) ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し、回答することへの同意

(2) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市長は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、大規模事業所等安否情報の収集に協力を求める可能性のある機関について、既存の資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

(4) 安否情報システムの利用

市は、安否情報の収集・提供を円滑に行うため、総務省消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用する。

なお、安否情報システムが利用できない場合は、電子メールやFAX等を利用する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報の収集・連絡に当たる担当者を定め、必要な研修・訓練を行うとともに、必要な体制の整備を図る。

なお、被災情報の報告は「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）」に基づき別に定める様式による。

第5 研修及び訓練

市は、武力攻撃事態等における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、必要な研修及び訓練を行う。

1 研修

(1) 研修機関等の活用

市は、消防大学校、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 市による研修

市は、広く職員の研修機会を確保する。また、県と連携し、消防団員等に対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成する教材を活用するなど多様な方法による研修を行う。

職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、国及び県の職員、学識経験者等外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市長は、近隣市町長、知事、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施する。

(2) 市における訓練の項目及び形態

訓練項目はおおむね以下のとおりとする。

なお、訓練の実施に当たっては、実動訓練、図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練となるよう努めるものとする。

ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練

イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 市における訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災のための措置との間で共通する収容施設の運営、避難住民等への炊き出し等の訓練については、これらを実施する際に相互に応用できることを示して、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるよう配慮するものとする。

イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

- ウ 訓練実施時は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにする。
- エ 住民の避難に関する訓練を行う場合において、必要と判断するときは、住民に対し、当該訓練への参加についての協力を要請するものとする。
この場合、その協力は、自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたらないように留意するとともに、訓練の時期、場所等は、住民が参加しやすいものとなるよう努めるものとする。
- オ 市は、県公安委員会と連携し、特に必要と認めるときは、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。
- カ 訓練実施時は、N B C 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努め、また、訓練後には、評価を行い課題等を明らかにするよう努めるものとする。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備

市は、的確かつ迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等以下の必要な基礎的資料を準備する。

市対策本部において集約・整理する基礎的資料

- ・住宅地図
- ・避難経路として想定される道路網のリスト
- ・輸送力のリスト
- ・避難施設のリスト
- ・備蓄物資、調達可能物資のリスト
- ・生活関連等施設等のリスト
- ・関係機関（国、県、指定地方公共機関等）の連絡先一覧
- ・町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
- ・消防機関のリスト

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害のある人、その他特に配慮を要する者への対応

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害のある人等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応を参考にして、避難対策を講じる。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築する。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、学校等の単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各学校等における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（県、県警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行

いつつ、季節の別、観光客や昼間人口の存在、交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、円滑な救援を実施できるよう、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、あらかじめ県と調整する。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

市対策本部において集約・整理する基礎的資料

- ・避難施設データベース
- ・備蓄物資、調達可能物資のリスト
- ・関係医療機関のデータベース
- ・救護班のデータベース
- ・臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
- ・墓地及び火葬場等のデータベース

(3) 電気通信事業者との協議

市長は、避難住民等に対する通信手段の確保に当たって必要な通信設備の臨時の設置に関する条件等について、電気通信事業者とあらかじめ協議を行う。

(4) 医療の要請方法

市長は、避難住民等に対する医療の提供を行う必要があると認めるときは、医師、看護師等の医療関係者に対し、医療を行うよう要請する。また、医療関係団体を通じて当該医療関係者に要請を行うなど、あらかじめ適切な要請方法を定める。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

(2) 運送経路の把握等

市は、避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市の区

域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定

(1) 避難施設の指定の考え方

市長は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、避難施設の指定を行う。

(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項

ア 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定する。

また、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設についても指定するよう配慮する。

イ 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街等の地下施設を指定するよう配慮する。

ウ 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れができるよう、それぞれの施設の収容人員を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。

エ 危険物質等（法第 103 条第 1 項に規定する物質をいう。）の取扱所に隣接した場所、土砂災害のおそれのある急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。

オ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。

カ 幹線道路から近距離にあること、適当な幅の道路に接していること等、車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

(3) 避難施設の指定手続

市長は、避難施設を指定する場合には、施設管理者の同意を文書等により確認するよう努める。

また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知する。

(4) 避難施設の廃止、用途変更等

市長は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受け入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の 10 分の 1 以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、市長に届け出るよう周知する。

(5) 住民に対する情報提供

市は、平素から、避難施設の状況を把握し、避難施設に係る情報の住民への周知に努めるとともに、避難施設の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。

(6) 避難施設の県への報告

市は、避難施設の指定後は、国が定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）に資するため、県に報告する。

また、避難施設の変更があった場合にも、県に報告する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する以下に掲げる生活関連等施設（法施行令第 27 条及び第 28 条に規定する施設をいう。）について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について（平成 17 年 8 月 29 日閣副安危第 364 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）」に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置について定める。

- ① 発電所、変電所
- ② ガス工作物
- ③ 取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池
- ④ 鉄道施設、軌道施設
- ⑤ 電気通信事業用交換設備
- ⑥ 放送用無線設備
- ⑦ 水域施設、係留施設
- ⑧ 滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設
- ⑨ ダム
- ⑩ 危険物取扱所
- ⑪ 毒劇物取扱所
- ⑫ 火薬類取扱所
- ⑬ 高圧ガス取扱所
- ⑭ 核燃料物質取扱所（汚染物質を含む。）
- ⑮ 放射性同位元素取扱所（汚染物質を含む。）
- ⑯ 毒薬劇薬取扱所
- ⑰ 電気工作物内の高圧ガス取扱所
- ⑱ 生物剤、毒素取扱所
- ⑲ 毒性物質取扱所

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、市外又は国外においてテロ等が発生した場合、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、必要に応じて情報収集体制の徹底、職員又は警備員による見回り、点検を実施する。

この場合において、県警察等との連携を図る。

第3章 物資及び資機材の備蓄、整備

1 国民保護措置に必要な物資及び資機材の備蓄、整備

(1) 防災のための備蓄との関係

国民保護措置に係る住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資機材については、防災に必要な物資や資機材の備蓄と共に多くのものが多いため、原則として相互に兼ねるものとする。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資機材

国民保護措置の実施のために必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 物資及び資機材の備蓄、整備

市長は、自ら実施する国民保護措置に必要な物資及び資機材について、県と連携し、備蓄、整備するとともに、防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資機材の供給要請先等についても確実な把握等に努める。

ア 住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資機材

食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料 など

イ 国民保護措置のために特に必要な物資及び資機材

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検

市長は、住民の避難及び避難住民等の救援に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、又は点検する。

第4章 国民保護に関する啓発

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、国民保護措置における住民の避難や救援の仕組みなど、「国民が自らの生命、身体及び財産を守る」という観点から知っておくべき知識等についての啓発を行うよう努める。

なお、この場合、広報紙、パンフレット等の様々な広報媒体や研修会等を通じて実施する。

また、高齢者、障害のある人、外国人等に対しては、実態に応じた方法により啓発を行うよう努める。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の協力も得ながら住民への啓発を行うよう努める。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

1 初動連絡体制の確立及び初動措置

(1) 初動連絡体制

- ア 市長は、市内外において、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は発生のおそれを把握したときは、市として的確かつ迅速に対処するため、速やかに別に定める初動連絡体制をとる。
- イ 市は、初動連絡体制をとったときは、直ちに事案の発生について、県に連絡する。
- ウ 市は、初動連絡体制をとったときは、消防機関及び関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。
この場合、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動連絡体制における初動措置

- ア 市は、初動連絡体制において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。
市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。
- イ 政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定等を行うとともに、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 関係機関への支援の要請

- 市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、知事や他の市町長等に対し支援を要請する。

2 市対策本部に移行する場合の調整

- (1) 市長は、初動連絡体制をとった後に政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、初動連絡体制を廃止する。
- (2) 市長は、「災害対策基本法」が、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する等の事案に伴い発生した災害に対処するため、「災害対策基本法」に基づく市災害対策本部を設置した場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、市災害対策本部を廃止する。

3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して市対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、初動連絡体制をとり、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部を設置する場合については、以下の手順により行う。

ア 市対策本部を設置すべき市の指定

市長は、内閣総理大臣から、知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市対策本部の設置

市長は、指定の通知を受けたときは、直ちに市対策本部を設置する。

なお、事前に初動連絡体制又は市災害対策本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

ウ 市対策本部員、市対策本部職員の参集等

市対策本部を設置した場合には、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、携帯電話等を活用し、市対策本部等に参集するよう連絡する。

なお、その他の職員を含めた参集体制は、別に定める。

エ 市対策本部の開設

市対策本部職員は、市役所静岡庁舎新館3階に市対策本部を開設する。市対策本部長は、直ちに、知事、その他関係機関に対して、市対策本部を設置した旨を通知する。

オ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合など市対策本部を市役所内に設置できない場合に備え、以下のとおり市対策本部の予備施設を指定する。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

清水庁舎

駿河区役所

南部コミュニティ防災センター

(2) 市対策本部の組織及び所掌事務

市対策本部の組織及び所掌事務については、別に定める。

(3) 市対策本部における広報

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うなど、広報広聴体制を整備する。

広報広聴の際には、高齢者、障害のある人、外国人等に配慮する。

(4) 市現地対策本部の設置

市長は、市対策本部と被災現地との間の連絡調整、被災現地における機動的かつ迅速な措置の実施を図るため、必要があると認めるときは、市現地対策本部を設置する。

(5) 市対策本部長の総合調整等

市対策本部長は、国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、以下に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関の実施する国民保護措置に関して総合調整を行うよう要請することを求めることができる。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

なお、県対策本部長が総合調整を行う場合には、市長は、県対策本部長に対して意見を述べることができる。

ウ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

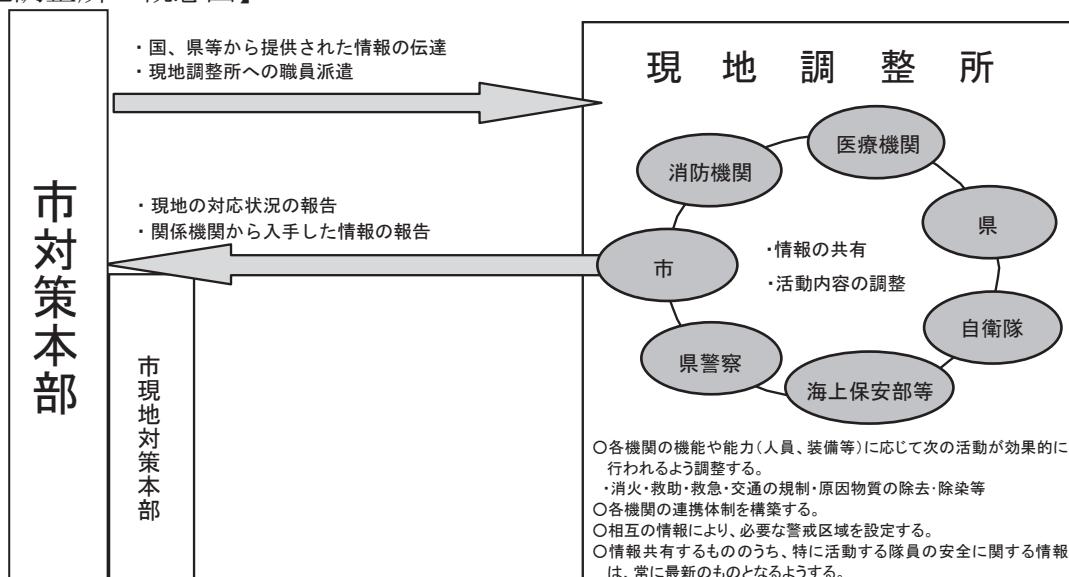
(6) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 現地調整所

- (1) 市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は、関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の概念図】



- (2) 現地調整所は、事態が発生した現場における活動の便宜を図るために、最も適した場所に、テント等を用いて機動的に設置する。
- (3) 現地調整所においては、関係機関の連携の強化を図るために、現場レベルにおける各機関の代表者が、情報共有や活動調整を定時又は隨時に行う。
- (4) 現地調整所は、現地における最新の情報を、各現場で活動する職員に共有させ、その活動上の安全を確保する。

3 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行い、支障が生じた場合には、当該情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、その旨を直ちに総務省に連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携する。

1 国・県の対策本部等との連携

市は、各種の調整や情報共有を行うなど県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と密接な連携を図る。

また、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

なお、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、市対策本部長又は市対策本部長が指名する市職員が参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市長は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市長は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市長は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等による国民保護等派遣（以下「国民保護等派遣」という。）の要請を行うよう求める。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めが

できない場合は、自衛隊地方協力本部長等を通じて、防衛大臣に連絡する。

- (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動（自衛隊法第76条）及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町長等への応援の要求

- ア 市長は、国民保護措置を実施するため、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町長等に対して応援を求める。
イ 市長は、応援を求める市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長等は、国民保護措置を実施するため、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 他の地方公共団体に対する事務の委託

ア 市が、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、その事務又は市長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託する。
この場合、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法
- ・その他必要な事項

イ 市は、他の地方公共団体に対する事務を委託し、又はその委託に係る事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止したときは、その旨及び事務を委託し、又はその委託に係る事務を変更した場合にあっては、前項に掲げる事項を公示するとともに、知事に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市長は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。
ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

- (2) 市長は、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて

て、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町に対して行う応援等

- ア 市長は、他の市町長から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- イ 市は、他の市町から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、その内容を公示するとともに、知事に届け出る。
また、市長は、速やかにその旨を議会に報告する。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援

市長は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援に応ずるだけの余力がない場合など正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 自主防災組織に対する支援

市は、自主防災組織により行われる警報の内容の伝達、避難住民の誘導等国民保護措置に資するための自発的な活動に対し、適切な情報や活動に係る資機材の提供等必要な支援を行う。

8 ボランティア活動への支援等

市は、県と連携して、国民保護措置の実施においては、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの受付・活動場所のあっせん、配置調整等を行うための体制の確保等に努める。

この場合において、ボランティア活動の安全の確保のため、被災地の状況などについて、適宜、情報提供する。

9 住民への協力要請

市は、国民保護措置を実施するに当たり、必要があると認めるときは、住民に対し、以下に掲げる援助について協力を要請する。

この場合、その協力は、自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたらないように留意するとともに、協力者の安全確保に十分配慮する。

(1) 避難住民の誘導に必要な援助

避難住民を誘導する市の職員、消防吏員又は消防団員は、必要があると認めるときは、避難住民その他の者に対し、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請する。

協力を要請する内容は、住民避難の誘導、移動中における食品等の配布、高齢者、障害のある人等自ら避難することが困難な者の避難の介助等とする。

(2) 避難住民等の救援に必要な援助

市長又は市の職員は、必要があると認めるときは、救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者に対し、救援に必要な援助について協力を要請する。

協力を要請する内容は、避難所における食品、生活必需品の配布等とする。

(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助

市長、市の職員、消防吏員又は消防団員は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請する。

(4) 保健衛生の確保の実施に必要な援助

市長又は市の職員は、武力攻撃災害の発生により住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請する。

協力を要請する内容は、健康診断、感染症の動向調査、水道水の水質検査及び防疫活動の実施の補助等とする。

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

1 警報の内容の伝達

(1) 警報の内容の伝達

市長は、知事から警報の内容の通知を受けたときは、速やかに住民及び関係のある公私の団体（社会福祉協議会、自治会など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

ア 市長は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、病院、こども園など）に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<https://www.city.shizuoka.jp/>）に警報の内容を掲載する。

2 警報の内容の伝達方法

(1) 市長は、警報の伝達について、原則として以下の方法により行うものとする。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

全国瞬時警報システム（J-ALE RT）と連携している同報系防災行政無線により国が定めたサイレン音を最大音量で吹鳴して住民に注意喚起とともに、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市が含まれない場合

原則として、サイレン音は使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載等の手段により、周知を図るものとする。

(2) 市は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

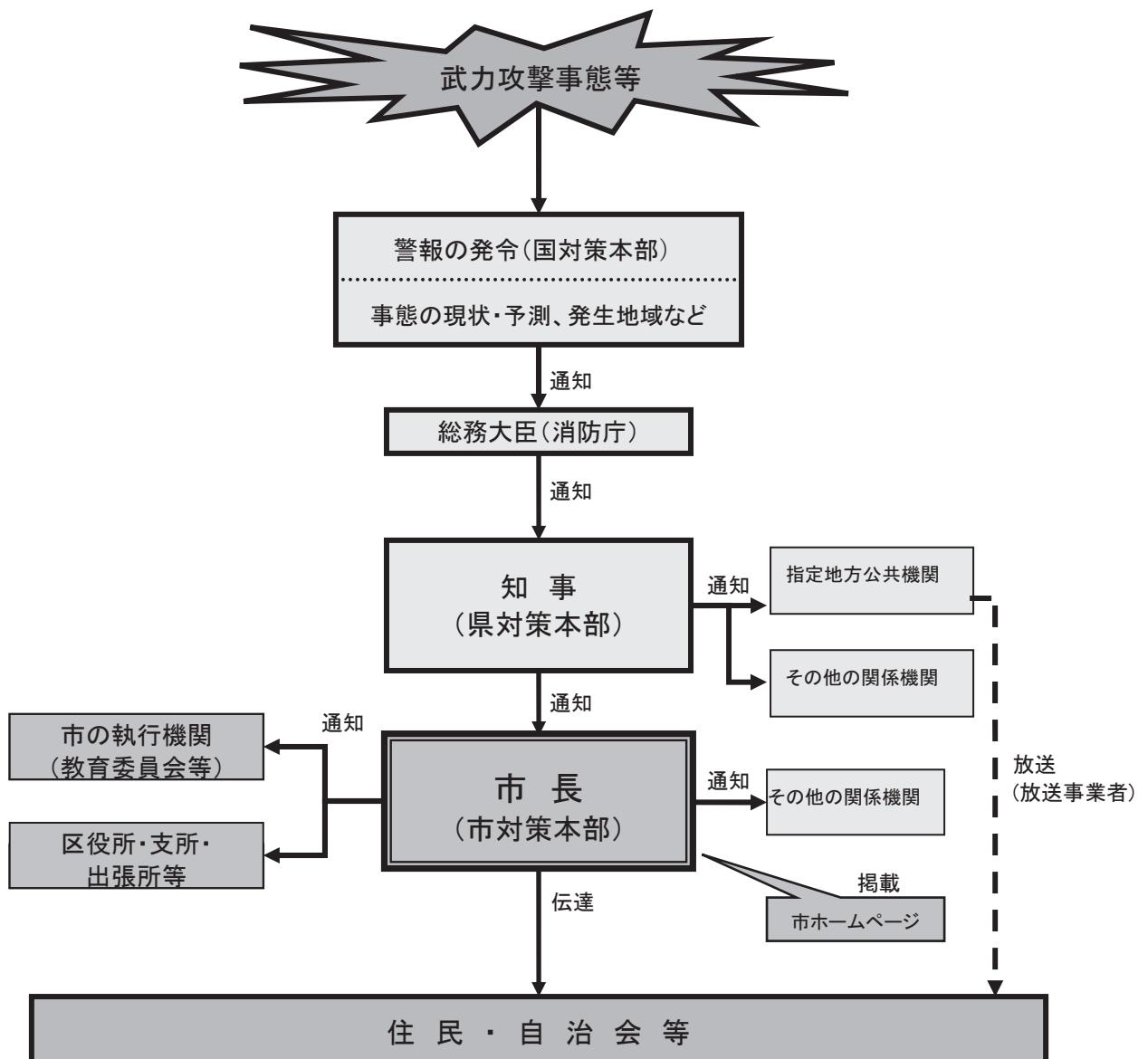
この場合において、消防局は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、自主防災組織、自治会等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるよう配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 市長は、警報の内容の伝達において、特に、高齢者、障害のある人、外国人等に配慮する。

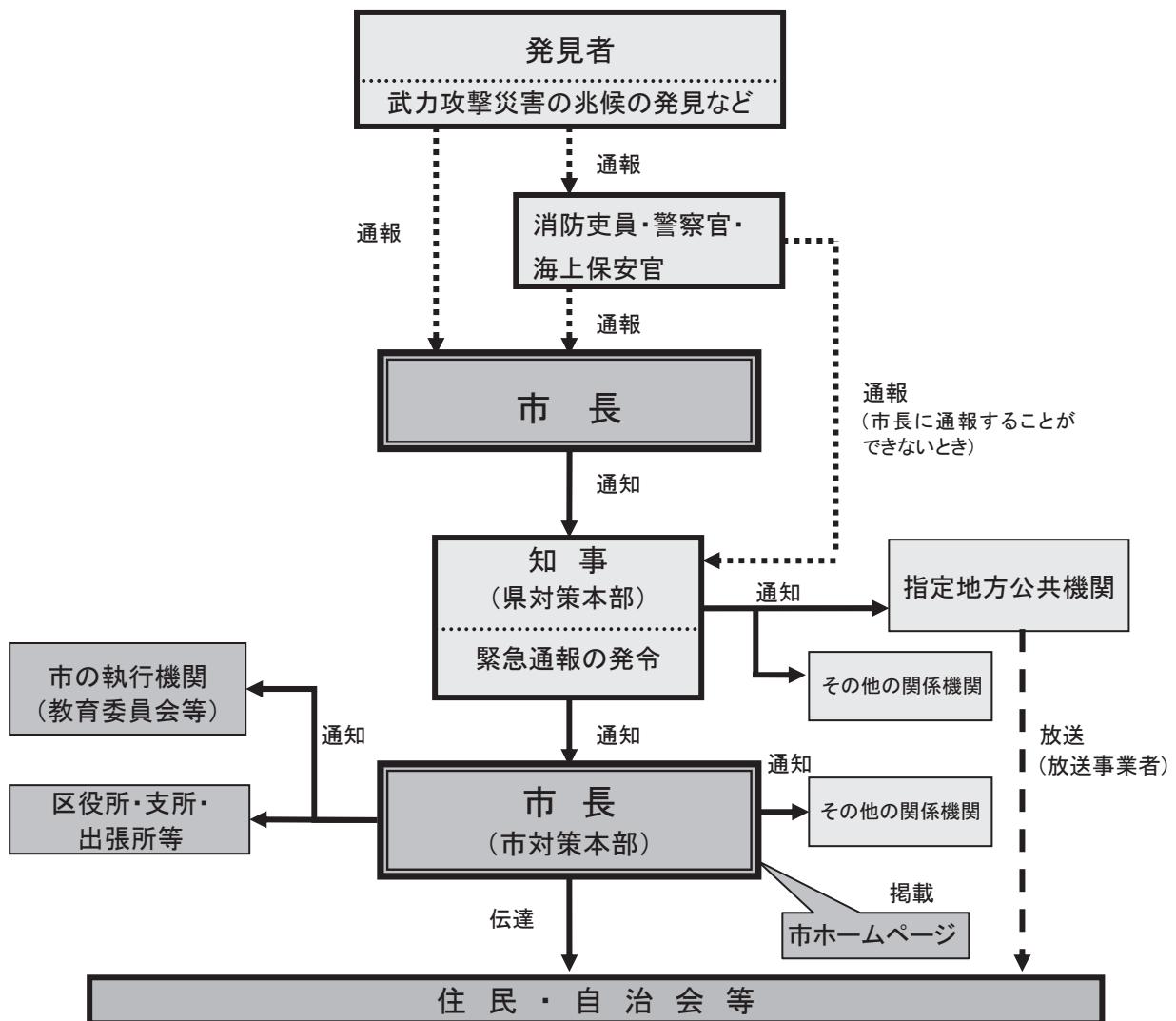
(4) 市長は、警報の解除の伝達について、原則として、サイレン音は使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載等の手段により、周知するものとする。

3 関係機関への警報の流れ



4 緊急通報の伝達及び通知

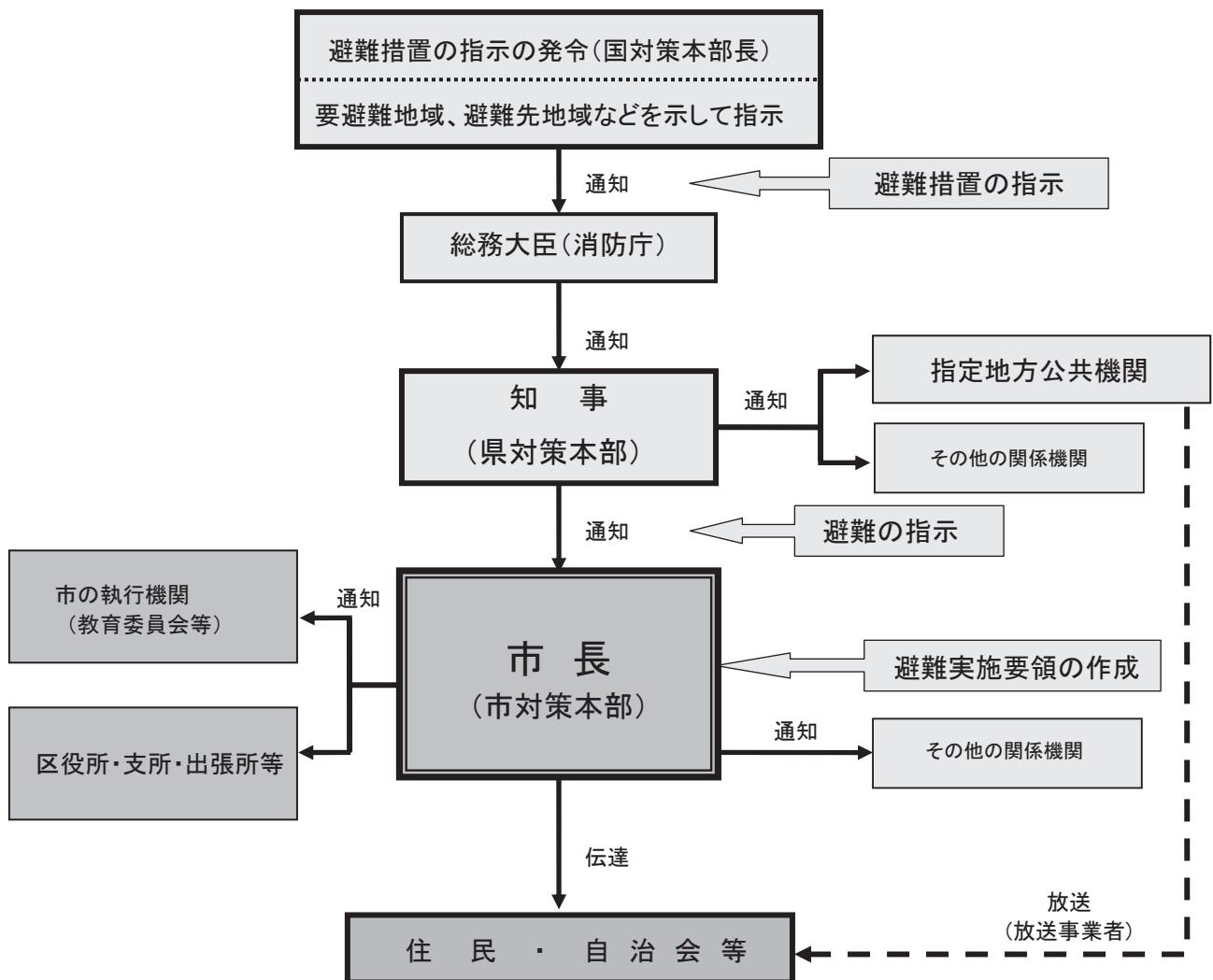
- (1) 武力攻撃災害の兆候を発見した住民等から通報を受けた市長（通報を受けた消防吏員、警察官等は速やかにその旨を市長に通報する。）は、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかに知事に通報する。
- (2) 知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、緊急通報を発令する。
- (3) 知事が発令した緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。
- (4) 関係機関への緊急通報の流れ



第2 避難住民の誘導等

1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。
- (3) 関係機関への避難の指示の流れ



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、県、県警察等関係機関の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定めるものとする。

この場合、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンを活用するものとする。

また、避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

避難実施要領に定める事項

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領を定める際の主な留意事項

ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事業所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

イ 避難先

避難先の施設名及び住所を可能な限り具体的に記載する。

ウ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の名称及び所在地を可能な限り具体的に明示するとともに、集合方法を記載する。

エ 集合時間等

一時集合場所等への集合時間や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

オ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会や近隣住民間での安否確認、高齢者、障害のある人、乳幼児等への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

カ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難の交通手段を明示するとともに、避難経路等避難の詳細を可能な限り具体的に記載する。

キ 市職員、消防職員及び消防団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市職員、消防職員及び消防団員の配置並びに担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

ク 高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害のある人、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

- ケ 要避難地域における残留者の確認
要避難地域に残留者がいないよう、残留者の確認方法を記載する。
- コ 避難誘導中の食料等の支援
避難誘導中に避難住民へ、食料・飲料水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。
- サ 避難住民の携行品、服装
避難住民の必要最低限の携行品や服装について記載する。
- シ 緊急連絡先等
避難誘導からの離脱等問題が発生した際の緊急連絡先等を記載する。

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

- 避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。
 - ア 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
 - イ 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
 - ウ 避難住民の概数把握
 - エ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
 - オ 輸送手段の確保の調整 (県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
 - カ 高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者の避難方法の決定
 - キ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
 - ク 職員の配置 (各地域への職員の割り当て)
 - ケ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
 - コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

市長は、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関し、避難住民の誘導などの国民保護措置と、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊及び米軍の行動等が競合するときは、国の対策本部長による利用指針の策定に係る調整がされるように、当該状況について県を通じて、国の対策本部に連絡する。

(5) 避難実施要領の内容の伝達等

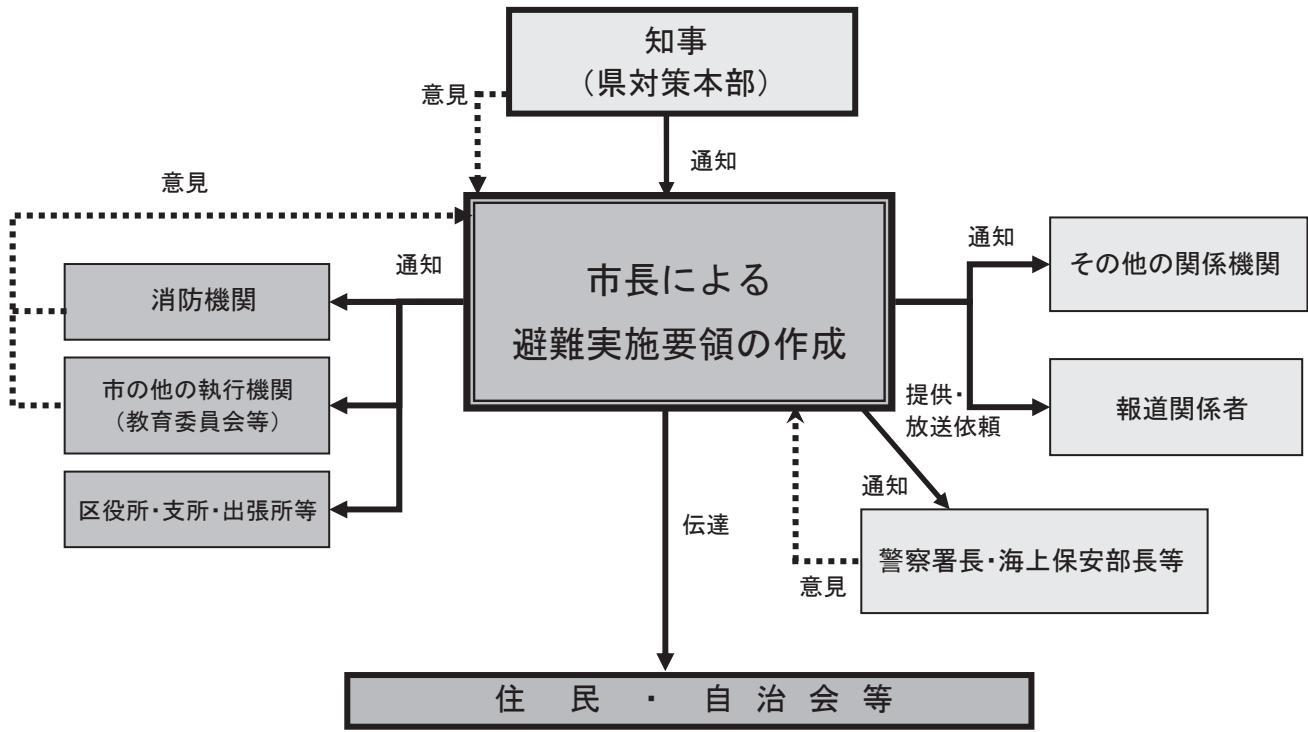
市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長、海上保安部長等及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供し、放送に

ついて依頼する。

(6) 市長から関係機関への避難実施要領の流れ



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。この場合、避難実施要領に基づき自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。

また、市長は、避難実施要領に基づき、避難経路に腕章、旗、特殊標章等を携行させた防災服等の職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

なお、夜間では、避難誘導員が、避難経路において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

ア 消防局及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市

長の定める避難実施要領に基づき、避難経路に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な高齢者、障害のある人、乳幼児等を車両により運送する等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

イ 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防局又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、高齢者、障害のある人等に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を行う。

(3) 武力攻撃事態の類型に応じた避難住民の誘導

ア 弾道ミサイルによる攻撃の場合

- ・市長は、避難の指示に基づき住民を屋内に避難させる。
その場合、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、準地下街等の地下施設に避難させる。
- ・市長は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動を取ることができるように、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について、平素から周知に努めるものとする。
- ・市長は、弾道ミサイルの弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内避難を継続させるとともに、被害内容が判明後、県からの避難指示の内容を踏まえ、避難実施要領を作成し、他の安全な地域への避難等の措置を行う。
- ・航空機により急襲的な航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

イ ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

- ・市長は、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施する。
この場合において、市長は移動の安全が確保されないと判断するときは、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる。
- ・市長は、ゲリラによる急襲的な攻撃により、知事による避難の指示を待ついたまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。

ウ 着上陸侵攻の場合

- ・大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、市長は国の総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて対応する。

(4) N B C攻撃の場合

市長は、国の対策本部長によるN B C攻撃の特性に応じた当該避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえ、避難誘導を行うものとする。この場合において、避難誘導する者への防護服の着用や、風下方向を避けた避難などに留意する。

(5) 地域特性に応じた避難住民の誘導

ア 都市部における避難住民の誘導

都市部の住民の避難が必要となる場合には、市長は、避難の準備が整っている場合を除いて、まず直ちに近傍の屋内への避難の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行うなど、混乱発生の防止に努める。

イ 中山間地域などにおける避難住民の誘導

中山間地域など公共交通機関が限られている地域においては、知事による避難の指示により、市長は避難の交通手段として自家用車等を使用させができるものとする。

ウ 大規模集客施設等における当該施設滞在者の誘導

大規模施設や旅客輸送関連施設についても、市長は施設管理者と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑にできるよう必要な対策をとるものとする。

(6) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

(7) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会等に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

この場合、その協力は自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたらぬよう留意するとともに、協力者の安全確保に十分配慮する。

(8) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供等を行う。

市長は、避難住民に対して、事態の状況等必要な情報を適時適切に提供する。

(9) 高齢者、障害のある人、外国人等への配慮

市長は、高齢者、障害のある人、外国人等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、国際交流協会等と協力して、高齢者、障害のある人、外国人等への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(10) 残留者等への対応

市長は、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行うなど説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(11) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力をを行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応する。

(12) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関する地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」に基づき、所要の措置を講ずるよう努める。

(13) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(14) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療、情報等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

この場合、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に配慮する。

また、避難住民の誘導の要請が他の市町と競合し、広域的観点から調整が必要なときは、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(15) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求めることができる。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

当該要請に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されて

いることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。

(16) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 避難先地域の指定を受ける場合の対応

市長は、知事から避難先地域を指定することについて意見を求められた時は、市の救援の能力等を勘案して回答する。

また、避難先地域の指定を受ける場合には、避難施設の開設や救援の準備等の避難住民の受け入れに必要となる措置を行う。

第5章 救援

1 救援の実施

市長は、知事から救援の指示の通知を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、以下に掲げる措置を行う。

ただし、事態に照らし緊急を要し、知事による救援の指示の通知を待ついとまがないと認められるときには、当該指示の通知を待たずに救援を行う。

- ① 収容施設の供与（応急仮設住宅を含む。）
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与
- ④ 医療の提供及び助産
- ⑤ 被災者の捜索及び救出
- ⑥ 埋葬及び火葬
- ⑦ 電話その他の通信設備の提供
- ⑧ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑨ 学用品の給与
- ⑩ 死体の捜索及び処理
- ⑪ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 関係機関との連携

(1) 県への要請

市長は、救援に当たって必要となる、食料、飲料水、医療等の提供などにおいて対応が難しいと判断した場合、知事に必要な支援を求めるとともに、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町との連携

市長は、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、救援又はその応援の実施に関し必要な事項を日本赤十字社に委託することができる。この場合において、市長は、災害救助法における実務に準じた手続きにより委託を行う。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、N B C攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(3) 救援に当たっての留意事項

市長は、救援の実施に際しては、おおむね以下の点に留意して行うものとする。

ア 収容施設の供与（応急仮設住宅を含む。）

- ・避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）
- ・仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
- ・避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- ・高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者に配慮した避難所の供与
- ・老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与
- ・収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）
- ・長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応
- ・提供対象人数及び世帯数の把握

イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給並びに被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与

- ・食品、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の確認
- ・物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請
- ・提供対象人数及び世帯数の把握
- ・引き渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

ウ 医療の提供及び助産

- ・医薬品、医療資機材、N B C対応資機材等の所在の確認
- ・被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集
- ・救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
- ・避難住民等の健康状態の把握
- ・利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握

- ・医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
 - ・物資の引渡し場所や一時集積場所の確保
 - ・臨時の医療施設における応急医療体制の確保
- エ 被災者の搜索及び救出
- ・被災者の搜索及び救出の実施についての消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関との連携
 - ・被災情報、安否情報等の情報収集
- オ 埋葬及び火葬
- ・墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
 - ・埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制
 - ・関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
 - ・「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）」を踏まえた対応
 - ・県警察及び海上保安部等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施
 - ・法第122条及び法施行令第34条の規定に基づき「墓地、埋葬等に関する法律」における埋葬及び火葬の手続に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）
- カ 電話その他の通信設備の提供
- ・収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
 - ・電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
 - ・電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
 - ・高齢者、障害のある人等への対応
- キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ・住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）
 - ・応急修理の施工者の把握、修理のための資機材等の供給体制の確保
 - ・住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
 - ・応急修理の相談窓口の設置
- ク 学用品の給与
- ・児童生徒の被災状況の収集
 - ・不足する学用品の把握
 - ・学用品の給与体制の確保
- ケ 死体の搜索及び処理
- ・死体の搜索及び処理の実施についての県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等の関係機関との連携
 - ・被災情報、安否情報の確認
 - ・死体の搜索及び処理の時期や場所の決定
 - ・死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物を利用）及び検案等の措置）
 - ・死体の一時保管場所の確保

- コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- ・障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
 - ・障害物の除去の施工者との調整
 - ・障害物の除去の実施時期
 - ・障害物の除去に関する相談窓口の設置

4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

市は、核攻撃等又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、次に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

(1) 核攻撃等の場合の医療活動

- ア 医療関係者等からなる医療救護班による被ばく医療活動の実施
- イ 内閣総理大臣により被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもとトリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施

(2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動

- ア 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置の実施
- イ 国からの協力要請に応じた医療救護班の編成や医療活動の実施

(3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動

- 国からの協力要請に応じた医療救護班の編成や医療活動の実施

5 救援の際の物資の壳渡し要請等

(1) 物資の壳渡しの要請等

- ア 市長は、救援を行うため必要があると認めるとときは、救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他法施行令で定める物資に限る。）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の壳渡しを要請することができる。
- イ この場合において、特定物資の所有者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、市長は、救援を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができる。
- ウ 市長は、救援を行うに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができる。
- エ 市長は、特定物資が緊急かつ大量に必要となる場合など、市内で当該特定物資が十分に確保することができない場合には、特定物資の壳渡し、収用、保管命令に関し、知事に要請する。

(2) 土地等の使用

- ア 市長は、避難住民等に収容施設を供与し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため、土地、家屋又は物資（以下「土地等」という。）を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することができる。
- イ この場合において、土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに同意をしないとき、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同意を求めることができないときは、市長は、避難住民等に収容施設を供与し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため特に必要があると認めるときに限り、同意を得ないで、当該土地等を使用することができる。

(3) 公用令書の交付

市長は、特定物資の収用若しくは保管命令又は土地等の使用を行うときは、それぞれ公用令書を交付して行う。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合は、事後に交付する。

(4) 立入検査等

- ア 市長は、特定物資の収用若しくは保管命令、又は土地等の使用のため、必要があるときは、職員に当該土地若しくは家屋又は当該特定物資を保管させる場所若しくは当該特定物資若しくは物資の所在する場所に立ち入り、当該土地、家屋又は特定物資若しくは物資の状況を検査させることができる。
- イ 市長は、特定物資を保管させたときは、当該保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に当該特定物資を保管させてある場所に立ち入り、当該特定物資の保管の状況を検査させることができる。
- ウ 職員が立ち入る場合においては、当該職員は、あらかじめ、その旨をその場所の管理者に通知しなければならない。
- エ この場合において、その職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(5) 医療の実施の要請等

- ア 市長は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、医療を行うよう要請することができる。
- イ 医療関係者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、市長は、避難住民等に対する医療を提供するため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、医療を行うべきことを指示することができる。この場合においては、その場所及び期間その他の必要な事項を書面で示す。
- ウ 市長は、医療関係者に医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者の安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じる。

第6章 安否情報の収集・提供

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市長は、避難住民の誘導の際や避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理している医療機関、学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力をを行うよう要請する。

この場合において、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市長は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市長は、安否情報を遅滞なく知事へ報告する。

この場合、原則として、「安否情報省令」の様式第3号の内容を安否情報システムを利用して報告する。ただし、安否情報システムが利用できない場合は、「安否情報省令」の様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を電子メール等により県に送付するものとし、事態が急迫してこれらの方針によることができない場合は、電話などにより報告する。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市長は、住民等からの安否情報の照会に対応するため、市対策本部に対応窓口を設置するとともに、安否情報の回答責任者を置く。

イ 市は、安否情報の照会窓口を設置した場合は、住民等に周知する。

ウ 住民等からの安否情報の照会に係る様式は、安否情報省令の様式第4号による。

(2) 安否情報の回答

ア 市長は、住民等から安否情報について照会があったときは、当該照会が不当

な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項を不當な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、速やかに回答する。

イ 市長は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を回答する。

ウ 住民等への回答に係る様式は、安否情報省令の様式第5号による。

(3) 個人の情報の保護への配慮

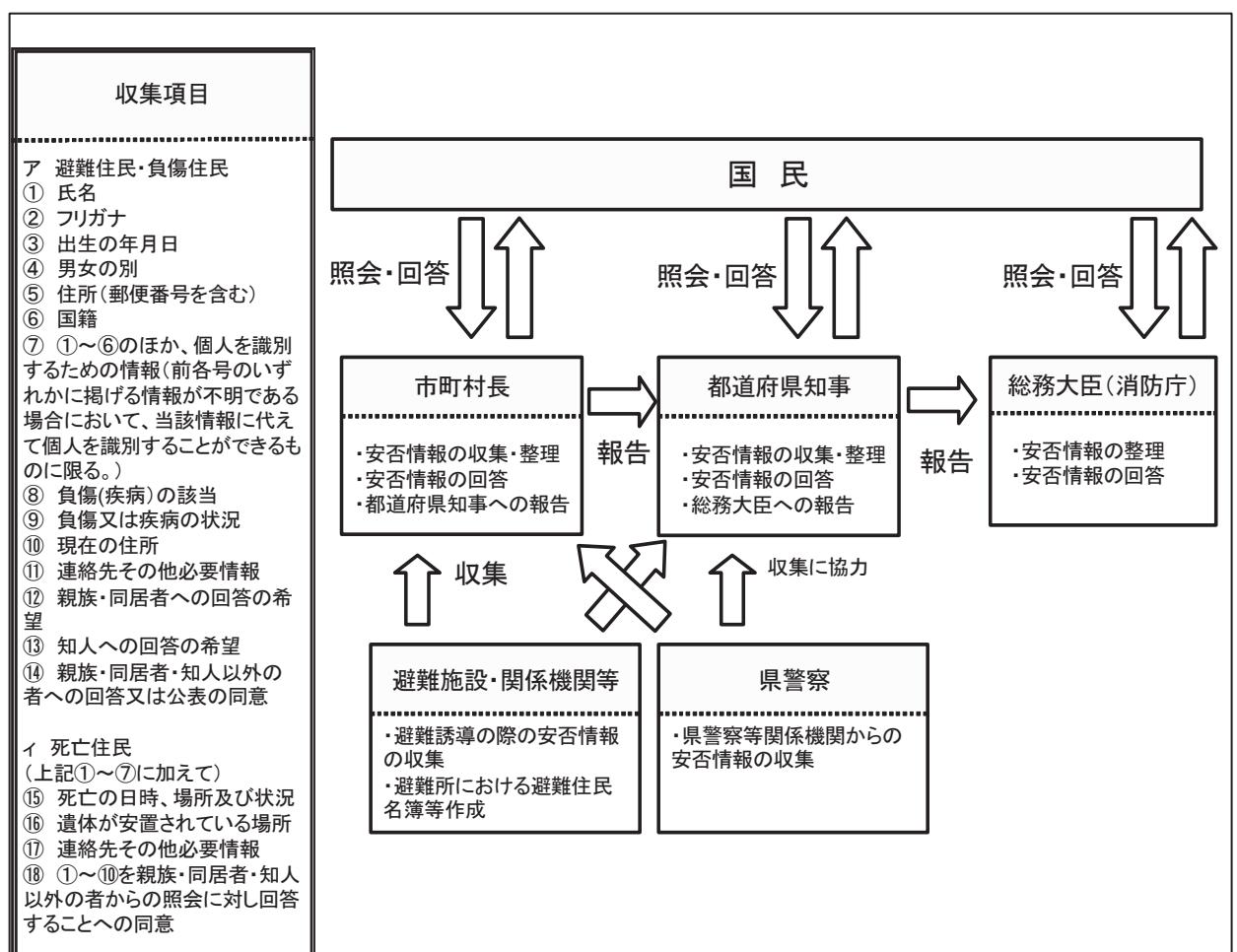
ア 市は、安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データを確実に保管する等、その管理の徹底を図る。

イ 市は、安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報の回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

5 安否情報の収集・整理・提供の主な流れ



第7章 武力攻撃災害への対処

第1 生活関連等施設の安全確保等

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、N B C攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見等の武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合には、速やかに、その旨を知事に通知する。

3 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集し、県に報告する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部等、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の安全確保のため必要な措置を講ずる。

4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のため以下のアからウの措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において燃料等の当該物質が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは警備の強化を求める。

また、市長は、(1)のアからウの措置を講ずるために必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

5 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

市は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、「石油コンビナート等災害防止法」の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、「石油コンビナート等災害防止法」に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

第2 N B C攻撃による災害への対処

市は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による対処基本方針を踏まえた対応を行うことを基本とする。

それに加えて、対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

1 国の方針に基づく措置の実施

市長は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の対処基本方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

2 応急措置の実施

市長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

また、職員の安全を図るために措置を講じた上で、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

3 関係機関との連携

市は、N B C攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

この場合、市長は必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、知事に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

4 汚染原因に応じた対応

市は、N B C攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ以下の措置を講ずる。

その際、市は、措置に当たる要員の防護服着用や被ばく線量の管理等の安全の確保に配慮する。

(1) 核攻撃等の場合

- ・市長は、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定

に資する被災情報を県に直ちに報告する。

- ・市長は、警戒区域の設定等の措置を講ずる。

(2) 生物剤による攻撃の場合

- ・市は、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集を行う。
- ・市は、患者の移送を実施する。
- ・市長は、警戒区域の設定等の措置を講ずる。
- ・市は、県警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。

(3) 化学剤による攻撃の場合

- ・市は、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。
- ・市は、患者の移送を実施する。
- ・市長は、警戒区域の設定等の措置を講ずる。

5 市長の講ずる措置

(1) 市長の講ずる措置

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため、協力の要請があつた場合において、県警察等関係機関と調整しつつ、以下の表に掲げる措置を講ずる。

法第108条第1項	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 <ul style="list-style-type: none">・移動の制限・移動の禁止・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 <ul style="list-style-type: none">・使用の制限又は禁止・給水の制限又は禁止
3号	死体	<ul style="list-style-type: none">・移動の制限・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	<ul style="list-style-type: none">・廃棄
5号	建物	<ul style="list-style-type: none">・立入りの制限・立入りの禁止・封鎖
6号	区域又は場所	<ul style="list-style-type: none">・交通の制限・交通の遮断

(2) 措置の手続き

ア 市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる措置を講ずるときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等をいう。）に対し、以下に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

- ・当該措置を講ずる旨
- ・当該措置を講ずる理由
- ・当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体
- ・当該措置を講ずる時期
- ・当該措置の内容

イ 市長は、上記表中の第5号及び第6号に掲げる措置を講ずるときは、適当な場所に以下に掲げる事項を掲示する。ただし、当該事項を掲示しないで当該措置を講ずべき差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

- ・当該措置を講ずる旨
- ・当該措置を講ずる理由
- ・当該措置の対象となる建物又は場所
- ・当該措置を講ずる時期
- ・当該措置の内容

第3 応急措置等

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し、）関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

また、市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

ア N B C 攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置

ア 市長は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、知事、警察官等から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を提供するほか、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市の職員並びに消防職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部等、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部等、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 市長は、警戒区域内に車両及び住民が立ち入らないよう、交通の要所に職員を配置するなど、県警察、海上保安部等、消防機関等と連携して必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、知事、警察官等から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定した理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、以下に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用する。

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置を行う。この場合、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管する。

4 消防等に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員及び消防団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防局及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、当該市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入

れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、消防機関、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防局と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職員及び消防団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用せるものとする。

第8章 被災情報の収集及び報告

- (1) 市は、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にする。
- (3) 被災情報は、「火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号 消防庁長官通知）」に基づき別に定める様式により報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、以下に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し保健医療関係者による健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合において、高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者的心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による避難住民等の感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするために、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を実施する。

イ 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理対策

市は、静岡市災害廃棄物処理計画に準じて措置を講ずる。この場合「災害廃棄

物対策指針(平成30年環境省作成)」、「静岡県災害廃棄物処理計画(平成29年静岡県改定)」及び「一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定書」(平成13年締結)等を参考とする。

市長は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、自ら他市町等に対し応援等にかかる要請を行うとともに、必要に応じて県に対して他の市町との応援等にかかる要請を行う。

(2) 廃棄物処理の特例

ア 市長は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準により、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。

イ 市長は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

第10章 国民生活の安定に関する措置

1 生活関連物資等の価格安定

市長は、武力攻撃事態等において、生活関連物資等（物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を実施又は支援するとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等について関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 市税の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請、請求等の書類の提出、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を、災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な確保

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

下水道、道路及び港湾の管理者である市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

1 赤十字標章等

(1) 赤十字標章等の交付及び管理

ア 市長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

- (ア) 避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者
- (イ) 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関又は医療関係者
((ア)及び(イ)に掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む。)

イ 市長は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

- (ア) 医療機関である指定地方公共機関
- (イ) 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

(2) 赤十字標章等

ア 標章

第一追加議定書（1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）をいう。以下同じ。）第8条（1）に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。）

イ 信号

第一追加議定書第8条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報）

ウ 身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）

エ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等



白地に赤十字

表面	裏面
<p style="text-align: center;">身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p style="text-align: center;">自衛隊の衛生要員等以外の 医療関係者用 PERMANENT civilian medical personnel for TEMPORARY</p> <p>氏名/Name _____ 生年月日/Date of birth _____</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and Relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>交付の年月日/Date of issue _____ 証明番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry _____</p>	<p>身長/Height _____ 肌の色/Bies _____ 頭髪の色/Hair _____</p> <p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____</p> <p>所持者の写真 PHOTO OF HOLDER</p> <p>印/Stamp _____ 所持者の署名/Signature of holder _____</p>

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型

2 特殊標章等

(1) 特殊標章等の交付及び管理

ア 市長、消防長及び水防管理者は、それぞれの交付する特殊標章及び身分証明書に関する要綱に基づき、以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

(ア) 市長

- ・ 市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(イ) 消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(ウ) 水防管理者

- ・ 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 特殊標章等

ア 特殊標章

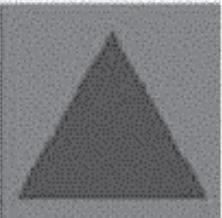
第一追加議定書第 66 条 3 に規定される特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

イ 身分証明書

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）

ウ 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等

表面	裏面														
 <p>オレンジ色 地に青の正 三角形</p>	<table border="1"><tr><td>身長/Height</td><td>眼の色/Eyes</td><td>頭髪の色/Hair</td></tr><tr><td colspan="3">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:</td></tr><tr><td colspan="3">血液型/Blood type</td></tr><tr><td colspan="3">所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</td></tr><tr><td>印鑑/Stamp</td><td>所持者の署名/Signature of holder</td></tr></table>	身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:			血液型/Blood type			所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER			印鑑/Stamp	所持者の署名/Signature of holder
身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair													
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:															
血液型/Blood type															
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER															
印鑑/Stamp	所持者の署名/Signature of holder														
(日本工業規格 A7 (横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル))															

国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型

3 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生したときには、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市長は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認めるときは、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市が管理する水道施設、水道用水供給施設、下水道施設及び工業用水道施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生したときには、市が管理する水道施設、水道用水供給施設、下水道施設及び工業用水道施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市が管理する輸送関連施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、港湾、漁港等並びにその所有する港湾施設及び漁港施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

1 基本的考え方

(1) 武力攻撃災害に対する復旧の考え方

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、国において整備される財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制等に従って県と連携して復旧を実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国に対し負担金の請求を行う。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、法に基づく土地等の一時使用、又は土石、竹木等の使用の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 実費弁償

市は、法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 県の総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象とする緊急対処事態は、第1編第5章2に掲げるとおりである。

緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、警報の内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

静岡市国民保護計画用語集

あ

■ 安定ヨウ素剤

放射性ではないヨウ素（甲状腺ホルモンの構成成分として必須の微量元素）をヨウ化カリウムの形で製剤したもの。

核分裂により環境中に放出される放射性物質の一つに、放射性ヨウ素がある。

この放射性ヨウ素は、人間の体内に入ると、甲状腺に集まる性質があり、甲状腺の集中的な被ばくを引き起こすこととなる。

一方、甲状腺は安定ヨウ素を取り込んで、ホルモンを分泌しているため、放射性ヨウ素が甲状腺に入る前にヨウ化カリウム錠剤などの安定ヨウ素剤を服用しておくと、甲状腺に入り込む量を少なくすることができる。

■ 衛星携帯電話

人工衛星を介して通話を行う携帯電話のこと。一般の携帯電話で電波状況が不安定又は不通となる場所においても安定した通話が可能となる。

■ NBC攻撃(エヌ・ビー・シー攻撃)

核兵器 (Nuclear weapons)、生物兵器 (Biological weapons)、化学兵器 (Chemical weapons) を使用した攻撃のこと。大量無差別な殺傷や広範囲の汚染が発生する可能性がある。

※例 核兵器（原子爆弾、水素爆弾など）

生物兵器（炭疽菌、天然痘、ボツリヌス毒素など）

化学兵器（サリン、マスター、ホスゲン、シアン化物など）

■ NBC災害

NBC攻撃によって引き起こされた武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害のこと。

■ LGWAN

地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークである総合行政ネットワーク (Local Government Wide Area Network) のこと。地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、高度情報流通を可能にする通信ネットワークとして整備され、地方公共団体のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による高度利用を図ることを目的としている。

か

■ 海上保安部等

管区海上保安本部、海上保安部及び海上保安署をいう。

■ 化学防護服

化学剤、生物剤等の災害現場で救助活動を行うため、外気を完全に遮断して身体を守る防護服のこと。バイザー・服地・手袋・長靴が一体型で、空気呼吸器を着けたままその上から着用して使用する。

■ 核燃料物質

原子力基本法第3条第2号に定めるもの。ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質であって、政令で定めるものをいう。

■ 危険物質等

引火若しくは爆発又は空气中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）であって、政令で定めるもの。

■ 基本指針(国民の保護に関する基本指針)

武力攻撃事態等に備えて、国が定める国民保護措置の実施に関する基本的な方針のこと、平成17年3月に閣議決定されている。（最終改正 平成29年12月）

基本指針は、国民の保護に関する計画の体系の中で最も上位に位置し、指針的な内容が記載されている。この基本指針に基づいて、指定行政機関、都道府県の国民保護計画及び指定公共機関の国民保護業務計画が策定される。

■ 緊急消防援助隊

大規模・特殊な災害発生時に、国が全国の消防機関から必要な消防隊員、消防車両、資機材等を災害地に派遣し、人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施することを目的に結成される部隊のこと。

■ 緊急情報ネットワークシステム(Em-Net:エムネット)

総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用し、国と地方公共団体との間で緊急情報の通信（双方向）を行う仕組みであり、メッセージを強制的に相手側に送信して迅速・確実に緊急を要する情報等を伝達する。この際、配信先へのアラーム等による注意喚起、メッセージの送達確認、添付資料の閲覧確認が可能である。

■ 緊急対処事態

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家と

して緊急に対処することが必要なもの。

■ 緊急対処保護措置

緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が実施する事態対処法第25条第3項第2号に掲げる措置、その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。

具体的には、緊急対処事態の推移に応じて実施する警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置である。

■ 緊急通報

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため知事が発令するもの。

■ 国の対策本部長

武力攻撃事態対処法第10条に定める「武力攻撃事態等対策本部」又は同法第23条に定める「緊急対処事態対策本部」の長のこと。国の対策本部長は、内閣総理大臣をもって充てる。

■ ゲリラ

不正規軍の要員であり、戦線を作らず、小規模の部隊に分かれ、会戦を徹底して回避して、小規模な襲撃や待ち伏せ、敵方の施設破壊等の後方攪乱等を行なう要員のこと。

■ 県対策本部長

国民保護法第27条に定める「都道府県国民保護対策本部」の長のこと。県対策本部長は、知事をもって充てる。

■ 航空攻撃

航空機により急襲的に行われる武力攻撃のこと。着上陸侵攻を行うに先立って行われる可能性がある。

■ 國際人道法

武力紛争において、人道的諸問題に対する配慮から、紛争当事者の戦闘方法や手段を制限するために規定された国際法（ジュネーヴ諸条約等）

■ 国民保護協議会

都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会のこと。

■ 国民保護業務計画

指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画のこと。

各機関が実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民保護措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定めるもの。業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することになっている。

■ 国民保護計画

政府が定めた国民の保護に関する基本指針に基づいて、都道府県知事、市町村長及び指定行政機関の長が作成する計画のこと。

国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などについて定めるもの。

市町村の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される市町村の国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県知事に協議することになっている。

■ 国民保護措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる措置のこと。

具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等である。

■ 国民保護等派遣

防衛大臣が、都道府県知事から国民保護法第15条第1項（緊急対処事態における準用を含む。）の要請を受けた場合や、国の対策本部長から同条第2項の求めがあった場合に実施する国民保護措置等のための自衛隊の派遣のこと。（自衛隊法第77条の4）

■ 国民保護に係るサイレン

武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域の市町村において、当該住民に対し警報が伝達される際に、注意喚起を図るため使用されるサイレンをいう。国は平成17年7月にサイレン音を決定した。

■ 国民保護法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」であり、平成16年6月14日に成立し、同年9月17日に施行された。

武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護し、国民生活や国民経済に与える影響が最小となるよう、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置、その他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。

さ

■ 災害拠点病院

救護所や救急医療機関等で対応できない重症者等に対して、高度な医療を施し、入院等の救護を行う病院をいう。市内では5病院（県立総合病院、静岡赤十字病院、静岡済生会総合病院、市立静岡病院、市立清水病院）が指定されている。

■ 市対策本部長

国民保護法第27条に定める「市町村国民保護対策本部」の長のこと。市対策本部長は、市長をもって充てる。

■ 事態認定

国の武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（対処基本方針）又は緊急対処事態に関する対処方針（緊急対処事態対処方針）において、武力攻撃事態等又は緊急対処事態に至ったことを認定すること。事態認定がなされることにより、各種の対処措置の実施が可能となる。

■ 指定行政機関

内閣府、官内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの。

具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力規制委員会、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省、防衛装備庁が指定されている。

■ 指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されるもの。

■ 指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの。

具体的には、沖縄総合事務局、管区警察局、地方防衛局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税關、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区気象台、沖縄気象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局が指定されている。

■ 指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

■ ジュネーヴ諸条約

戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定められた条約のこと。次の4つの条約と2つの追加議定書からなる。

- ・ 戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約（第一条約）
- ・ 海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約（第二条約）
- ・ 捕虜の待遇に関する条約（第三条約）
- ・ 戦時における文民の保護に関する条約（第四条約）
- ・ 国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第一追加議定書）
- ・ 非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第二追加議定書）

■ 準地下街

建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと、当該地下道とを合わせたもの。

静岡駅前ゴールデン地下街は、準地下街に該当する。

■ 除染

人体や施設に付着した放射性物質等の有害物質を洗浄やふき取りによって除去したり、中和、殺菌して無害化したりすること。

■ 生活関連等施設

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設、又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（危険物を取扱う施設等）をいう。

■ 赤十字標章

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に基づき、軍関係以外の医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等を保護するため、これらを識別する特殊標章（デザインは、白地に赤十字）のこと。

当該議定書では、医療組織は常に尊重され、保護されるものとし、これを攻撃対象としてはならない旨が規定されている。

■ 全国瞬時警報システム（J-A L E R T：ジェイアラート）

津波警報や緊急地震速報、弾道ミサイル情報など対処に時間的余裕のない緊急情報を通信衛星（地域衛星通信ネットワーク）を用いて国（消防庁）から送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するなどして、住民に緊急情報を瞬時に伝達するこ

とを可能とするシステムのこと。

た

■ 対処基本方針

武力攻撃事態等に至ったときに、政府がその対処に関して定める基本的な方針のこと。対処基本方針が定められて、初めて武力攻撃事態等の発生が認定される。

■ ダーティボム(汚い爆弾)

放射性物質などの核汚染物質を詰めた爆弾。核爆弾のように核反応を用いず、火薬のみで爆発する。爆発が起きると爆弾内部に格納されていた核汚染物質が飛散し、爆発と核汚染物質の放射線により周囲を汚染して被害を与える。

核爆弾に比べ、格段に低い技術力でも製造可能なためテロリストが製造、使用するのではないかと懸念されている。

■ 弹道ミサイル攻撃

弾道ミサイルを使用した攻撃のこと。弾道ミサイルとは、主にロケットエンジンを推進し、発射後、ロケットが燃え尽きた後は、そのまま慣性で弾道軌道を飛翔し、放物線を描いて目標地点に到達するミサイルのことである。弾頭には通常弾頭のほか、核、生物、化学兵器を用いた弾頭が考えられる。

■ 着上陸侵攻

我が国に対する侵攻が行われる場合において、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させること。

■ 同報系防災行政無線

市の防災行政無線のうち、市庁舎から住民に対して、屋外拡声器や家庭内の個別受信機を介して直接・同時に防災情報や行政情報を伝達するシステム。

■ 特殊標章

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書においては、文民保護の任務（警報の発令、救助、医療、消火等）などを具体的に定義するとともに、文民保護組織の要員や使用される建物・器材を敵国の攻撃等から保護するため、国際的な特殊標章と身分証明書を定め、これらを識別できるようにしている。

この国際的な特殊標章は、文民保護標章（デザインは、オレンジ色地に青色の正三角形）と呼ばれている。

■ 特殊部隊

正規軍の要員であり、高度に訓練された特殊技能と最先端の装備を駆使して、困難な任务を遂行する部隊のこと。

■ 特定公共施設等

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律に規定される港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波をいう。

■ トリアージ

負傷者を重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めるこ。

災害時等において、現存する限られた医療資源（医療スタッフ、医薬品等）を最大限に活用して、可能な限り多数の傷病者の治療を行うためには、負傷者の状態の緊急性や重症度に応じて治療の優先順位を決定し、患者搬送、病院選定、治療の実施を行うことが必要となる。

は

■ 非常通信協議会

人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運営を図るために、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成されている協議会（電波法第74条の2）

■ 避難実施要領

避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める要領のこと。

■ 避難住民等

避難住民及び武力攻撃災害における被災者をいう。

■ 糜爛（びらん）

皮膚組織が損傷し、皮膚がただれ、崩れること。

■ 武力攻撃

我が国に対する外部からの組織的・計画的な武力による攻撃のこと。

■ 武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発その他の人的又は物的災害のこと。

■ 武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態のこと。

■ 武力攻撃事態等

武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態のこと。

■ 武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態のこと。

■ ヘリコプターテレビ電送システム

山林や高層建物の火災のように災害状況把握が困難な時に、ヘリコプターに搭載したカメラで上空から撮影し映像を消防情報通信センターや作戦室等に電送し、被災状況を迅速に把握することによって、災害活動を支援するシステムのこと。

資料編目次

1 組織・体制

1－1 静岡市国民保護対策本部体制の概要	1
1－2 配備体制及び配備基準の一覧	2

2 関係機関連絡先

2－1 指定行政機関	3
2－2 指定地方行政機関等	4
2－3 自衛隊	5
2－4 指定公共機関	5
2－5 指定地方公共機関	7
2－6 静岡県	8
2－7 警察	9
2－8 市町	10
2－9 消防本部	12

3 様式

3－1 安否情報収集様式	13
3－2 被災情報報告様式	18

4 市の概況

4－1 人口	19
4－2 道路一覧	24

5 条例・要綱・要領

5－1 静岡市国民保護対策本部及び静岡市緊急対処事態対策本部 条例	26
5－2 静岡市国民保護協議会条例	28
5－3 静岡市国民保護協議会運営要領	29
5－4 静岡市国民保護協議会委員構成	31
5－5 静岡市国民保護計画作成検討会議設置要綱	32
5－6 静岡市長の交付する特殊標章及び身分証明書に関する要綱	36
5－7 静岡市水防管理者の交付する特殊標章及び身分証明書に 関する要綱	46

6 指定避難施設・避難地一覧

6－1 指定避難施設一覧	56
6－2 指定避難地一覧	58

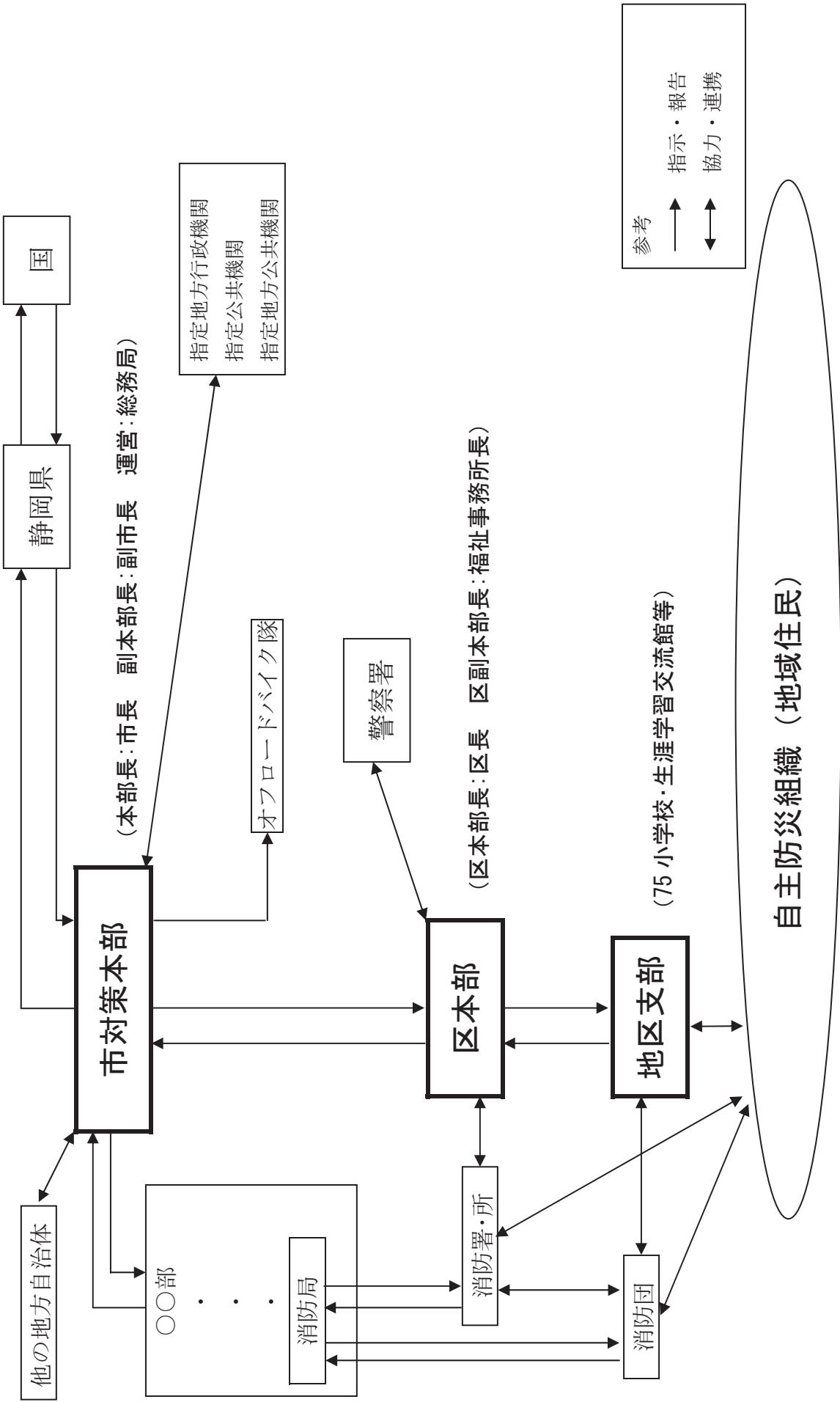
7 生活関連等施設の概要

8 関係省令等

8-1 国民保護に係る警報のサイレンについて ······	62
8-2 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令 ······	66
8-3 動物の保護等に関する地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方 ······	68
8-4 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準 ······	70
8-5 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン ······	77
8-6 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める内閣府令 ······	91

1 組織・体制

1-1 静岡市国民保護対策本部体制の概要



1-2 配備体制及び配備基準の一覧

情報の種類 等	情報の受信 例：テロ等予告の情報 核実験実施等の情報	配備	体制の確立	対応する職員	具体的な実施事項 等
事業発生以外の情報、 海外で発生した事業に 関して、情報を受信 例：テロ等予告の情報 核実験実施等の情報	時間内 危機管理課 指令課	総務局内に 「緊急連絡室」を設置 (情報収集など対応が必要な場合、状況により局内の初動体制が確保できる態勢)	総務局 主務者：危機管理課長	1. 受信した情報から、対応すべき事項の有無、内容を確認 2. 庁内の情報連絡系統に従い、幹部※及び危機管理室職員に情報を伝達 ※市長、副市长、政策官、局長級職員	
	時間外 指令課	準備配備	準備配備	3. 具体的な対応等について県危機管理部に確認 4. 生活関連施設（周辺へ危険が拡大、市民生活への影響）の管理者に情報伝達 ・水道、下水道 ・病院 ・環境保健研究所、清掃工場	
警報の発令（県外）又 は、県外で発生した事業 に関連する情報を受信 例：県外でテロ等発生	時間内 危機管理課 指令課	総務局内に 「緊急対策室」を設置 (国からの本部設置の指定の通知を受けたとき、直ちに本部が設置できる態勢の確保)	総務局 主務者：危機管理課長	1. 受信した情報から、対応すべき事項の有無、内容を確認 2. 庁内の情報連絡系統に従い、全職員に情報を伝達 ※携帯メール配信等	
	時間外 指令課			3. 文化施設や体育施設等、不特定多数の住民が利用する施設の管理部局に情報伝達。状況に応じて、事業継続の可否、施設の貸し出し等の中止を検討 4. 関係機関からの情報収集、その他具体的な対応等について県危機管理部に確認	
警報又は緊急通報の発 令（市外）若しくは県内 で発生した事業に関する 情報を受信 例：市外でテロ等発生 本県で緊急通報発令	時間内 危機管理課 指令課	「市対策本部」の設置 区本部、本部各班の設置 一部職員を配置し、必要な措置の一部が実施できる態勢の確保	市長、副市長、政策官、 局長、部長級、参与級、 課長級 施設管理者 総務局 主務者：危機管理統括監 その他、必要な職員	1. 受信した情報から、対応すべき事項の有無、内容を確認 2. 庁内の情報連絡系統に従い、全職員に情報を伝達 ※携帯メール配信等	
	時間外 指令課	配備	配備	3. 対策本部会の開催 4. 文化施設や体育施設等、不特定多数の住民が利用する施設の管理部局に情報伝達し、事業、施設の貸出し、事業や施設の貸出を中心、警備の強化を指示 5. 広報の実施、市内巡視の実施 6. 国民保護法にもとづく国民の保護のための措置の部分的な実施（例：避難住民の受け入れ、救援の実施） 7. 関係機関からの情報収集、具体的な対応等について県危機管理部に確認	
警報又は緊急通報の 発令（市域）、市域内で 事業発生、その他発生し た事業に関する情報を 受信 例：市外でテロ等発生 本県で緊急通報発令	時間内 危機管理課 指令課	「市対策本部」の設置 区本部、本部各班の設置 (措置の実施、市域における国民保護措置の総合的な推進)	全職員 主務者：危機管理統括監	1. 受信した情報から、対応すべき事項の有無、内容を確認 2. 庁内の情報連絡系統に従い、全職員に情報、指示を伝達 ※携帯メール配信等	
	時間外 指令課	配備	配備	3. 対策本部会の開催 4. 文化施設や体育施設等、不特定多数の住民が利用する施設の管理部局に情報伝達し、事業、施設の貸出し、事業や施設の貸出を中心、警備の実施、避難誘導等の安全確保措置の指示 5. 市国民保護計画に基づく国民保護措置（警報・避難指示の伝達、避難住民の誘導等）の実施、総合的な推進 6. 具体的な対応等について、県危機管理部に確認する、関係機関からの情報収集	

※受信した情報等によって市が講すべき事項の基本を示したものであるが、その他情報や状況により必要な措置は、総務局又は対策本部で立案、決定する。

※国民保護法に基づく「市対策本部設置」の指示があつたときは、「静岡市国民保護対策本部」あるいは「静岡市緊急対応事態対策本部」を設置する。

2 関係機関連絡先

2-1 指定行政機関

(令和元年7月1日現在)

No.	名 称	担当部署	所 在 地
1	内閣府	大臣官房 総務課	東京都千代田区永田町1-6-1
2	国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	東京都千代田区霞が関2-1-2
3	警察庁	警備局 警備運用部 警備第二課	東京都千代田区霞が関2-1-2
4	金融庁	総務政策局 総務課	東京都千代田区霞が関3-1-1
5	消費者庁	総務課	東京都千代田区永田町2-11-1
6	総務省	大臣官房 総務課	東京都千代田区霞が関2-1-2
7	消防庁	国民保護・防災部 防災課 国民保護室	東京都千代田区霞が関2-1-2
8	法務省	大臣官房 秘書課 広報室	東京都千代田区霞が関1-1-1
9	公安調査庁	総務部 総務課	東京都千代田区霞が関1-1-1
10	外務省	総合外交政策局 人権人道課	東京都千代田区霞が関2-2-1
11	財務省	大臣官房 総合政策課 政策推進室	東京都千代田区霞が関3-1-1
12	国税庁	長官官房 総務課	東京都千代田区霞が関3-1-1
13	文部科学省	大臣官房 総務課法令審議室	東京都千代田区霞が関3-2-2
14	文化庁	政策課	東京都千代田区霞が関3-2-2
15	厚生労働省	大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室	東京都千代田区霞が関1-2-2
16	農林水産省	大臣官房 文書課災害総合対策室	東京都千代田区霞が関1-2-1
17	林野庁	連絡先は農林水産省と同様	東京都千代田区霞が関1-2-1
18	水産庁	連絡先は農林水産省と同様	東京都千代田区霞が関1-2-1
19	経済産業省	大臣官房 総務課	東京都千代田区霞が関1-3-1
20	資源エネルギー庁	長官官房総務課	東京都千代田区霞が関1-3-1
21	中小企業庁	事業環境部経営安定対策課	東京都千代田区霞が関1-3-1
22	スポーツ庁	政策課	東京都千代田区霞が関3-2-2
23	国土交通省	大臣官房危機管理室	東京都千代田区霞が関2-1-3
24	観光庁	総務課	東京都千代田区霞が関2-1-3
25	国土地理院	総務部 総務課	茨城県つくば市北郷1
26	気象庁	総務部 企画課	東京都千代田区大手町1-3-4
27	海上保安庁	総務部 国際・危機管理官	東京都千代田区霞が関2-1-3
28	環境省	大臣官房 総務課危機管理室	東京都千代田区霞が関1-2-2
29	防衛省	防衛政策局運用政策課統合幕僚監部参事官付	東京都新宿区市谷本村町5-1
30	防衛装備庁	長官官房総務官付	東京都新宿区市谷本村町5-1
31	原子力規制庁	長官官房緊急事案対策課	東京都港区六本木1-9-9

2-2 指定地方行政機関等

(令和元年7月1日現在)

No.	名称	担当部署	所在地	電話番号	FAX番号
1	関東管区警察局	広域調整部 広域調整第二課	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	048-600-6000 内5531	048-601-5022
2	東海総合通信局	総務部 総務課	愛知県名古屋市東区白壁1-15-1	052-971-9103	052-971-9393
3	東海財務局	総務部 総務課	愛知県名古屋市中区三の丸3-3-1	052-951-1772	052-951-0194
4	東海財務局 静岡財務事務所	総務課 総務係	静岡市葵区追手町9-50	054-251-4321	054-254-3789
5	名古屋税關	総務部 総務課 総務第一係	愛知県名古屋市港区入船2-3-12	052-654-4010	052-653-2454
6	名古屋税關 清水税關支署	総務課 管理係	静岡市清水区日の出町9-1	054-352-6116	054-352-7604
7	東海北陸厚生局	総務課	愛知県名古屋市東区白壁1-15-1	052-971-8831	052-971-8861
8	静岡労働局	総務課	静岡市葵区追手町9-50	054-254-6317	054-251-7684
9	関東農政局	企画調整室	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	048-740-0464	048-600-0602
10	関東農政局 静岡県拠点	食品産業チーム	静岡市葵区東草深町7-18	054-246-6121	054-246-3337
11	関東森林管理局	企画調整室	群馬県前橋市岩神町4-16-25	027-210-1150	027-210-1154
12	関東森林管理局 静岡森林管理署	総務課	静岡市葵区駿府町1-120	050-3160-6015	054-253-7829
13	関東経済産業局	総務企画部 総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1	048-600-0213	048-601-1310
14	中部経済産業局	総務企画部 総務課	愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2683	052-962-6804
15	関東東北産業保安監督部	管理課	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1	048-600-0433	048-601-1279
16	中部近畿産業保安監督部	管理課	愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-0558	052-951-9803
17	関東地方整備局	防災室	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	048-600-1333	048-600-1376
18	関東地方整備局 甲府河川国道事務所	総務課	山梨県甲府市緑が丘1-10-1	055-252-5491	055-251-2591
19	関東地方整備局 富士川砂防事務所	調査・品質確保課	山梨県甲府市富士見2-12-16	055-252-7156	055-253-7928
20	中部地方整備局	防災室	愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1	052-953-8357	052-953-8362
21	中部地方整備局 静岡河川事務所	管理課	静岡市葵区田町3-108	054-273-9105	054-205-1213
22	中部地方整備局 静岡国道事務所	管理第一課	静岡市葵区南安倍2-8-1	054-250-8906	054-252-5809
23	中部地方整備局 静岡営繕事務所	技術課	静岡市葵区春日2-4-25	054-255-1421	054-255-1422
24	中部地方整備局 清水港湾事務所		静岡市清水区日の出町7-2	054-352-4149	054-353-3072
25	中部運輸局	総務部安全防災・危機管理調整室	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1	052-952-8049	052-961-7377
26	中部運輸局 静岡運輸支局	総務企画担当	静岡市駿河区国吉田2-4-25	054-261-2939	054-262-4179
27	東京航空局	総務部 安全企画・保安対策室	東京都千代田区九段南1-1-15	03-5275-9316	03-3288-8915
28	東京航空局 東京空港事務所	総務課	東京都大田区羽田空港3-3-1	03-5757-3000 (内 3031)	03-5756-1511
29	東京航空交通管制部	総務課	埼玉県所沢市並木1-12	04-2992-1181	04-2992-1925
30	東京管区気象台	総務部 業務課	東京都千代田区大手町1-3-4	03-3212-2949	03-3212-0524
31	東京管区気象台 静岡地方気象台	総務課	静岡市駿河区曲金2-1-5	054-286-6919	054-287-6976
32	第三管区海上保安本部	総務部 総務課	神奈川県横浜市中区北仲通5-57	045-211-0776	045-201-7045
33	第三管区海上保安本部 清水海上保安部	警備救難課	静岡市清水区日の出町9-1	054-353-0118	054-353-7118
34	関東地方環境事務所	総務課	さいたま市中央区新都心11-2	048-600-0516	048-600-0517
35	南関東防衛局	企画部 地方調整課	神奈川県横浜市中区北仲通5-57	045-211-7104	045-661-2177

2-3 自衛隊

(令和2年1月1日現在)

No.	名 称	担当部署	所 在 地	電話番号	FAX番号
1	陸上自衛隊 第34普通科連隊 (板妻駐屯地)	第3科	御殿場市板妻40-1	0550-89-1310 (内 237)	0550-89-1310 (内489)
2	静岡地方協力本部	総務課	静岡市葵区柚木366	054-261-3151	054-261-3153

2-4 指定公共機関

(令和元年7月1日現在)

No.	名 称	担当部署	所 在 地	電話番号	FAX番号
1	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	経営戦略室	東京都三鷹市新川6-38-1	0422-41-3625	0422-41-3258
2	国立研究開発法人建築研究所	企画部 企画調査課	茨城県つくば市立原1	029-879-0640	029-864-2989
3	独立行政法人国立病院機構	本部 総務部 総務課	東京都目黒区東が丘2-5-21	03-5712-5050	03-5712-5081
4	国立研究開発法人産業技術総合研究所	企画本部	東京都千代田区霞が関1-3-1	03-5501-0830	03-5501-0855
5	独立行政法人情報処理推進機構	セキュリティセンター	東京都文京区本駒込2-28-8	03-5978-7508	03-5978-7518
6	国立研究開発法人情報通信研究機構	経営企画部 企画戦略室	東京都小金井市貫井北町4-2-1	042-327-6075	042-327-7458
7	国立研究開発法人森林研究・整備機構	総務部総務課	茨城県つくば市松の里1	029-873-3211	029-873-3796
8	国立研究開発法人水産研究・教育機構	経営企画部経営企画課	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3 クイーンズタワーB15階	045-227-2612	045-227-2702
9	国立研究開発法人土木研究所	企画部 研究企画課	茨城県つくば市南原1-6	029-879-6751	029-879-6752
10	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	安全研究・防災支部 部門原子力緊急時支援・研修センター	茨城県ひたちなか市西十三奉行11601-13	029-264-2681	029-264-2682
11	独立行政法人日本高速道路・債務返済機構	総務部 管理課	神奈川県横浜市西区高島1-1-2 横浜三井ビルディング5階	045-228-5970	045-228-5974
12	国立研究開発法人産業・食品産業技術総合研究機構	危機管理官付	茨城県つくば市観音台3-1-1	029-838-7593	029-838-8525
13	独立行政法人水資源機構	危機管理官付	埼玉県さいたま市中央区新都心11-2	048-600-6543	048-600-6540
14	国立研究開発法人量子科学技術開発機構	放射線緊急時支援センター	千葉県千葉市稻毛区穴川4-9-1	043-382-8054	043-255-3139
15	日本銀行 静岡支店	文書課	静岡市葵区金座町26-1	054-273-4137	054-250-8301
16	日本赤十字社 静岡県支部	事業推進課	静岡市葵区追手町44-17	054-252-8131	054-254-5830
17	日本放送協会 静岡放送局	企画総務	静岡市駿河区八幡1-6-1	054-654-4000	054-654-3200
18	中日本高速道路(株) 東京支社	保全・サービス事業部 企画統括チーム	東京都港区虎ノ門4-3-1	03-5776-5655	03-5776-5310
19	中日本高速道路(株)東京支社 静岡保全・サービスセンター	総務企画課	静岡市駿河区中島235-1	054-286-5181	054-286-5778
20	中日本高速道路(株)東京支社 富士保全・サービスセンター	総務企画課	富士市伝法272-8	0545-52-2505	0545-51-5873

No.	名 称	担当部署	所 在 地	電話番号	FAX番号
21	日本貨物鉄道(株) 東海支社	総務課	愛知県稻沢市駅前1-9-3	0587-24-3709	0587-24-3564
22	日本郵便(株) 静岡中央郵便局	総務部	静岡市葵区黒金町1-9	054-253-1552	054-254-5982
23	西日本電信電話(株) 静岡支店	災害対策室	静岡市葵区御幸町4-6	054-205-9122	054-252-9691
		(上記の連絡先は、(株)NTT西日本一東海 静岡事務所のものである。)			
24	中部電力(株) 本店	総務部	愛知県名古屋市東区東新町1	052-973-8211	052-973-3155
25	中部電力(株) 静岡支店	総務部 総務グループ	静岡市葵区本通2-4-1	054-273-9012	054-251-6801
26	中部電力(株) 浜岡原子力発電所	総務部 警備課	御前崎市佐倉5561	0537-85-2597	0537-85-2579
27	東京電力(株) 沼津支店	総務グループ	沼津市大手町3-7-25	055-915-5474	055-951-3403
28	電源開発(株) 水力・送変電部 中部支店	企画・管理グループ	愛知県春日井市十三塚町十三塚 3030	0568-81-2300	0568-81-2882
29	ジェイアール東海バス(株) 静岡支店		静岡市駿河区中野新田407-8	054-282-2313	054-284-7749
30	ジェイアールバス関東(株)	総務部	東京都渋谷区代々木2-2-2	03-5334-0860	03-5334-0865
31	佐川急便(株) 中京支社	管理課	愛知県小牧市三ツ渕惣作1350	0568-77-7310	0568-77-7410
32	西濃運輸(株)	業務改善課	岐阜県大垣市田口町1	0584-82-5007	0584-82-5044
33	日本通運(株) 静岡支店	総務課	静岡市葵区御幸町11-30 エクセルワード静岡ビル7階	054-254-3344	054-254-3346
34	福山通運(株) 静岡支店		静岡市駿河区中島85	054-288-8063	054-281-8385
35	ヤマト運輸(株) 新静岡主管支店	社会貢献課	裾野市今里448-1	055-965-0953	055-965-0920
36	東海旅客鉄道(株) 静岡支社	管理部 総務課	静岡市葵区黒金町4	054-284-2319	054-280-0022
37	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	ネットワーク事業部 総合ネットワーク部	東京都千代田区内幸町1-1-6 日比谷ビル6階	03-5202-9909	03-3500-0900
38	KDDI(株) 名古屋テクニカルセンター		愛知県名古屋市千種区今池4-6-23	052-977-3700	052-977-3705
39	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東海支社静岡支店	技術サービス部	静岡市葵区長沼716-11	054-265-7480	054-265-7183
40	ソフトバンク(株)	総務本部 リスクマネジメント部	東京都港区東新橋1-9-1 東京汐留ビルディング	03-6889-6304	03-6889-6603

2-5 指定地方公共機関

(令和2年1月現在)

No.	名 称	担当部署	所 在 地	電話番号	FAX番号
1	下田ガス(株)	技術課	下田市中467	0558-22-1321	0558-22-1381
2	伊東瓦斯(株)	総務部 総務課	伊東市湯川1543	0557-37-0061	0557-37-4112
3	熱海瓦斯(株)	総務部	熱海市春日町16-53	0557-83-2141	0557-83-2147
4	御殿場ガス(株)	総務部 総務課	御殿場市川島田600	0550-82-0876	0550-82-0547
5	静岡ガス(株)	環境安全推進室	静岡市駿河区八幡1-5-38	054-284-7984	054-283-1729
6	東海ガス(株)	総務部	藤枝市青木2-29-1	054-628-7152	054-627-0353
7	島田瓦斯(株)	総務課	島田市横井4-16-32	0547-36-3900	0547-37-7886
8	中遠ガス(株)	工務グループ	掛川市中央1-18-1	0537-23-2211	0537-22-6928
9	袋井ガス(株)	経営統括室	袋井市高尾1940-1	0538-42-8410	0538-43-4464
10	(一社)静岡県LPガス協会	総務課	静岡市葵区本通6-1-10	054-255-2451	054-255-2474
11	(株)富士急マリンリゾート	総務部	熱海市和田浜南町6-11	0557-81-9132	0557-82-5740
12	(株)エスパルスドリームフェリー	運航管理部	静岡市清水区港町1-410-3	054-352-9161	054-352-6851
13	(一社)静岡県バス協会		静岡市葵区御幸町11-10	054-255-9281	054-251-5305
14	しづてつジャストライン(株)	総務部	静岡市葵区宮前町28	054-267-5151	054-262-8880
15	伊豆急行(株)	経営企画部 総務担当	伊東市八幡野1151	0557-53-1111	0557-54-2882
16	伊豆箱根鉄道(株)	鉄道部 運輸課	三島市大場300	055-977-1201	055-977-1461
17	岳南鉄道(株)	鉄道課	富士市今泉1-17-39	0545-53-5111	0545-51-1258
18	静岡鉄道(株)	総務部 総務課	静岡市葵区鷹匠1-1-1	054-254-5114	054-255-8816
19	大井川鉄道(株)	管理部 総務担当	島田市金谷1112-2	0547-45-4111	0547-45-4115
20	遠州鉄道(株)	鉄道営業所	浜松市東区西ヶ崎町686-1	053-435-0221	053-435-0223
21	天竜浜名湖鉄道(株)	工務課	浜松市天竜区二俣町阿藏114-2	053-925-6125	053-925-2300
22	(一社)静岡県トラック協会	適正化事業部 業務課	静岡市駿河区池田126-4	054-283-1910	054-283-1917
23	(一社)静岡県医師会	業務第2課	静岡市葵区鷹匠3-6-3	054-246-6151	054-245-1396
24	(公社)静岡県看護協会	総務部	静岡市駿河区南町14-25 エスパティオ3階	054-202-1750	054-202-1751
25	(公社)静岡県病院協会	事務局	静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館6階	054-252-6326	054-252-6326
26	静岡放送(株)	報道制作局報道班	静岡市駿河区登呂3-1-1	054-284-8950	054-284-8959
27	(株)テレビ静岡	報道部	静岡市駿河区栗原18-65	054-261-6115	054-263-6111
28	(株)静岡朝日テレビ	報道部	静岡市葵区東町15	054-251-3301	054-251-4120
29	(株)静岡第一テレビ	報道部	静岡市駿河区中原563	054-283-6515	054-283-6509
30	静岡エフエム放送(株)	放送本部	浜松市中区常盤町133-24	053-457-1153	053-457-1174
31		静岡支社	静岡市葵区追手町2-20 コハラビル追手町10階	054-275-0315	054-255-1208
32	静岡県道路公社	業務部 維持管理課	静岡市葵区追手町9-18	054-254-3407	054-251-5058

2-6 静岡県

(令和2年1月現在)

No.	名 称	所 在 地	電話番号	FAX番号
1	危機管理部	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2072	054-221-3252
2	危機管理部危機政策課	"	054-221-2456	054-221-3252
3	中部地域局	藤枝市瀬戸新屋362-1	054-644-9104	054-644-9108
4	消防学校	静岡市清水区谷津町1-577-1	054-369-1190	054-369-1197
5	静岡財務事務所	静岡市駿河区有明町2-20	054-286-9112	054-286-9119
6	中部県民生活センター	静岡市駿河区南町14-1水の森ビル3F	054-202-6011	054-202-6018
7	環境衛生科学研究所	静岡市葵区北安東4-27-2	054-245-7655	054-245-7636
8	中部健康福祉センター (中部保健所)	藤枝市瀬戸新屋362-1	054-644-9273	054-644-4471
9	こども家庭相談センター	静岡市駿河区有明町2-20	054-286-9206	054-286-9185
10	県立総合病院	静岡市葵区北安東4-27-1	054-247-6111	054-247-6140
11	県立こころの医療センター	静岡市葵区与一4-1-1	054-271-1135	054-251-6584
12	県立こども病院	静岡市葵区漆山860	054-247-6251	054-247-6259
13	中部農林事務所	静岡市駿河区有明町2-20	054-286-9056	054-286-9279
14	静岡土木事務所	"	054-286-9306	054-286-9375
15	清水港管理局	静岡市清水区日の出町9-25	054-353-2201	054-354-0380
16	中部出納室	藤枝市瀬戸新屋362-1	054-644-9204	054-644-9117
17	企業局東部事務所	富士市中之郷2100	0545-81-1360	0545-81-1402
18	静西教育事務所	掛川市富部456	0537-62-1111	0537-24-0058

2-7 警察

(令和2年1月現在)

No.	名 称	所 在 地	電話番号
1	警察本部	静岡市葵区追手町9-6	054-271-0110
2	下田警察署	下田市東中7-8	0558-27-0110
3	大仁警察署	伊豆の国市大仁680-1	0558-76-0110
4	三島警察署	三島市谷田194-1	055-981-0110
5	伊東警察署	伊東市竹の台2-26	0557-38-0110
6	熱海警察署	熱海市福道町3-19	0557-85-0110
7	沼津警察署	沼津市平町19-11	055-952-0110
8	裾野警察署	裾野市平松620-1	055-995-0110
9	御殿場警察署	御殿場市北久原439-2	0550-84-0110
10	富士警察署	富士市八代町3-55	0545-51-0110
11	富士宮警察署	富士宮市城北町160	0544-23-0110
12	清水警察署	静岡市清水区天王南1-35	054-366-0110
13	静岡中央警察署	静岡市葵区追手町6-1	054-250-0110
14	静岡南警察署	静岡市駿河区富士見台1-5-10	054-288-0110
15	藤枝警察署	藤枝市緑町1-3-5	054-641-0110
16	焼津警察署	焼津市道原723	054-624-0110
17	島田警察署	島田市向谷元町1212	0547-37-0110
18	牧之原警察署	牧之原市細江2737	0548-22-0110
19	菊川警察署	菊川市加茂5889	0537-36-0110
20	掛川警察署	掛川市宮脇1-1-1	0537-22-0110
21	袋井警察署	袋井市新屋2-4-5	0538-41-0110
22	磐田警察署	磐田市一言2533-4	0538-37-0110
23	天竜警察署	浜松市天竜区二俣町阿藏8-3	053-926-0110
24	浜松中央警察署	浜松市中区住吉5-28-1	053-475-0110
25	浜松東警察署	浜松市中区相生町14-10	053-460-0110
26	浜北警察署	浜松市浜北区小松3218	053-585-0110
27	湖西警察署	湖西市新居町新居3380-268	053-593-0110
28	細江警察署	浜松市北区細江町氣賀4640	053-522-0110
29	県警航空隊	焼津市宗高282	054-622-6251

2-8 市町

(令和2年1月現在)

No.	名 称	担当部署	所 在 地	電話番号	FAX番号
1	下田市	防災安全課	下田市東本郷1-5-18	0558-22-2215	0558-22-3910
2	東伊豆町	防災課	賀茂郡東伊豆町稻取3354	0557-95-6302	0557-95-0122
3	河津町	総務課 消防防災係	賀茂郡河津町田中212-2	0558-34-1913	0558-34-0099
4	南伊豆町	総務課 防災室	賀茂郡南伊豆町下賀茂315-1	0558-62-6211	0558-62-1119
5	松崎町	総務課 消防防災係	賀茂郡松崎町宮内301-1	0558-42-3963	0558-42-3183
6	西伊豆町	防災課	賀茂郡西伊豆町仁科401-1	0558-52-1111	0558-52-1906
7	沼津市	危機管理課	沼津市御幸町16-1	055-934-4803	055-931-7702
8	熱海市	危機管理課	熱海市中央町1-1	0557-86-6444	0557-86-6446
9	三島市	企画部 危機管理課 危機対策係	三島市北田町4-47	055-983-2650	055-981-7720
10	富士宮市	危機管理局	富士宮市弓沢町150	0544-22-1319	0544-22-1239
11	伊東市	危機管理課	伊東市大原2-1-1	0557-32-1362	0557-36-8260
12	富士市	総務部 防災危機管理課	富士市永田町1-100	0545-55-2715	0545-51-2040
13	御殿場市	危機管理課	御殿場市萩原483	0550-82-4370	0550-83-9739
14	裾野市	危機管理課	裾野市佐野1059	055-995-1817	055-992-4447
15	伊豆市	防災安全課	伊豆市小立野38-2	0558-72-9867	0558-72-6588
16	伊豆の国市	危機管理課	伊豆の国市長岡340-1	055-948-1412	055-948-1169
17	函南町	総務部 総務課 安全係	田方郡函南町平井717-13	055-979-8102	055-978-1197
18	清水町	くらし安全課	駿東郡清水町堂庭210-1	055-981-8205	055-973-1711
19	長泉町	地域防災課	駿東郡長泉町中土狩828	055-989-5505	055-989-5656
20	小山町	防災課	駿東郡小山町藤曲57-2	0550-76-6111	0550-76-3050
21	静岡市	危機管理総室 危機管理課	静岡市葵区追手町5-1	054-221-1012	054-254-2100
22	島田市	危機管理課	島田市中央町1-1	0547-36-7143	0547-35-6000
23	焼津市	防災計画課	焼津市本町2-16-32	054-631-6625	054-631-6626

No.	名 称	担当部署	所 在 地	電話番号	FAX番号
24	藤枝市	大規模災害対策課	藤枝市岡出山1-11-1	054-643-3119	054-643-3604
25	牧之原市	防災課	牧之原市静波447-1	0548-23-0056	0548-23-0049
26	吉田町	防災課 防災部門	榛原郡吉田町住吉87	0548-33-2164	0548-32-6121
27	川根本町	総務課 地域支援室	榛原郡川根本町627	0547-56-2220	0547-56-2235
28	浜松市	危機管理課	浜松市中区元城町103-2	053-457-2537	053-457-2530
29	磐田市	危機管理課	磐田市国府台3-1	0538-37-4903	0538-32-2353
30	掛川市	危機管理部 危機管理課	掛川市長谷1-1-1	0537-21-1131	0537-21-1168
31	袋井市	防災課 防災計画係	袋井市新屋1-1-1	0538-44-3360	0538-43-2132
32	湖西市	危機管理課	湖西市吉美3268	053-576-4538	053-576-2315
33	御前崎市	危機管理課	御前崎市池新田5585	0537-85-1119	0537-85-1143
34	菊川市	危機管理課	菊川市堀之内61	0537-35-0923	0537-35-2200
35	森町	総務課 防災係	周智郡森町森2101-1	0538-85-2111	0538-85-5259

2-9 消防本部

(令和2年1月現在)

No.	名 称	所 在 地	電話番号	FAX番号
1	下田消防本部	下田市6-1-14	0558-22-1829	0558-27-1010
2	駿東伊豆消防本部	沼津市寿町2-10	055-920-0119	055-923-9911
3	熱海市消防本部	熱海市中央町1-1	0557-81-2988	0557-85-0119
4	富士山南東消防本部	三島市南田町4-40	055-972-5801	055-973-0125
5	御殿場市・小山町広域行政組合消防本部	御殿場市東田中1-19-1	0550-82-4628	0550-82-7153
6	富士市消防本部	富士市永田町1-100	0545-51-0123	0545-53-4633
7	富士宮市消防本部	富士宮市弓沢町150	0544-22-1198	0544-22-1244
8	静岡市消防局	静岡市駿河区南八幡町10-30	054-280-0132	054-280-0138
9	志太広域事務組合志太消防本部	藤枝市稻川200-1	054-641-5000	054-646-1000
10	御前崎市消防本部	御前崎市比木1911-2	0537-85-2119	0537-85-3132
11	菊川市消防本部	菊川市東横地385	0537-35-0119	0537-36-4996
12	掛川市消防本部	掛川市掛川1102-2	0537-21-6101	0537-21-6130
13	袋井市森町広域行政組合袋井消防本部	袋井市川井996-2	0538-42-0119	0538-44-5113
14	磐田市消防本部	磐田市福田400	0538-59-1119	0538-59-1777
15	浜松市消防局	浜松市中区下池川町19-1	053-475-0119	053-472-1198
16	湖西市消防本部	湖西市古見1076	053-574-0211	053-576-3679

3 様式

3-1 安否情報収集様式

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（年月日時分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（　　）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難・残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（年月日時分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（　　）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪ の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第3号(第2条関係)

書 告 報 報 情 否 安

三

様式第4号（第3条関係）

安否情報照会書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)	年　月　日
申　請　者 住所（居所） <u>氏　名</u>	
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。	
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	①被照会者の親族又は同居者であるため。 ②被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③その他（　）
備　考	
被照会者を特定するためには る事項	氏　名
	フリガナ
	出生の年月日
	男　女　の　別
	住　所
	国　籍 (日本国籍を有しない者に限る。)
※　申　請　者　の　確　認	
※　備　考	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
4 ※印の欄には記入しないで下さい。

様式第5号 (第4条関係)

安否情報回答書

殿	年 月 日				
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)					
年 月 日付けで照会があつた安否情報について、下記のとおり回答します。					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">避難住民に該当するか否かの別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別</td> <td></td> </tr> </table>		避難住民に該当するか否かの別		武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別	
避難住民に該当するか否かの別					
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別					
被照会者	氏名				
	フリガナ				
	出生の年月日				
	男女の別				
	住所				
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本	その他()		
	その他個人を識別するための情報				
	現在の居所				
	負傷又は疾病の状況				
	連絡先その他必要情報				

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

3-2 被災情報報告様式

被災情報報告書

年月日に発生したによる被害(第報)

令和 年 月 日 時 分
(市町名)

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所(又は地域)

(1) 発生日時 令和 年 月 日

(2) 発生場所 (北緯 度、東経 度)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町名	人的被害				住家被害		その他	
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊		
			重傷	軽傷				
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町名	年月日	性別	年齢	概況

4 市の概況
4-1 人口

令和元年12月31日現在
【住民基本台帳登録人口】

町名	年齢階層別人口			総数
	0~14歳	15~64歳	65歳以上	
静岡市	80,534	407,581	210,160	698,275
葵 区	29,819	145,435	77,456	252,710
追手町	15	78	91	184
城内町	12	47	39	98
駿府町	8	70	52	130
西草深町	145	666	433	1,244
東草深町	76	321	205	602
水落町	68	419	281	768
城東町	181	896	720	1,797
緑町	178	637	252	1,067
西千代田町	182	848	478	1,508
鷹匠一丁目	29	230	128	387
鷹匠二丁目	145	786	348	1,279
鷹匠三丁目	75	545	236	856
東鷹匠町	99	515	295	909
横内町	34	271	134	439
太田町	28	171	73	272
巴町	28	193	92	313
瓦場町	100	420	174	694
春日町	41	180	89	310
春日一丁目	22	181	69	272
春日二丁目	48	341	225	614
春日三丁目	77	564	269	910
音羽町	152	733	386	1,271
相生町	50	304	152	506
横田町	32	317	225	574
東町	49	191	50	290
日出町	20	161	67	248
伝馬町	83	450	215	748
栄町	2	47	22	71
御幸町	13	93	53	159
黒金町	2	5	3	10
吳服町一丁目	92	324	119	535
吳服町二丁目	4	35	46	85
両替町一丁目	25	240	146	411
両替町二丁目	3	34	30	67
七間町	132	606	191	929
紺屋町	8	53	48	109
昭和町	24	152	36	212
常磐町一丁目	7	46	34	87
常磐町二丁目	48	349	136	533
常磐町三丁目	30	227	83	340
西門町	28	148	66	242
駿河町	21	155	38	214
人宿町一丁目	10	104	55	169
人宿町二丁目	16	149	59	224
上石町	15	117	61	193
梅屋町	14	180	76	270
駒形通一丁目	27	339	173	539
駒形通二丁目	21	178	124	323
駒形通三丁目	24	135	62	221
駒形通四丁目	60	415	252	727
駒形通五丁目	46	332	209	587
駒形通六丁目	37	395	291	723
双葉町	16	129	108	253
川辺町一丁目	20	192	78	290
川辺町二丁目	19	285	109	413
天王町	14	176	62	252
吉野町	32	379	122	533
桜木町	10	77	46	133
清閑町	26	303	146	475
弥勒一丁目	20	131	101	252
弥勒二丁目	59	296	197	552
南安倍一丁目	41	232	111	384
南安倍二丁目	18	142	77	237
本通一丁目	3	43	14	60
本通二丁目	8	51	43	102
本通三丁目	26	114	34	174
本通四丁目	3	36	29	68
本通五丁目	1	75	24	100
本通六丁目	14	139	68	221
本通七丁目	13	193	121	327
本通八丁目	18	116	51	185
本通九丁目	9	76	58	143
本通十丁目	15	121	71	207
本通西町	6	55	40	101
通車町	23	147	95	265
幸町	102	505	367	974
田町一丁目	166	620	385	1,171
田町二丁目	168	767	441	1,376
田町三丁目	160	522	320	1,002
田町四丁目	139	489	311	939
田町五丁目	98	398	268	764
田町六丁目	36	240	162	438
田町七丁目	57	271	140	468
南田町	14	110	73	197
一番町	58	368	230	656
二番町	86	459	210	755
三番町	86	471	313	870
四番町	21	197	142	360

町名	年齢階層別人口			総数
	0~14歳	15~64歳	65歳以上	
五番町	33	194	145	372
六番町	24	186	112	322
七番町	29	138	100	267
八番町	22	129	115	266
上新富町	16	93	86	195
新富町一丁目	22	92	72	186
新富町二丁目	26	148	112	286
新富町三丁目	25	173	129	327
新富町四丁目	26	122	88	236
新富町五丁目	13	148	108	269
新富町六丁目	26	122	64	212
中町	1	26	17	44
馬場町	52	396	188	636
富士見町	7	29	26	62
金座町	5	64	40	109
研屋町	23	172	61	256
錦町	28	134	73	235
茶町一丁目	13	61	19	93
茶町二丁目	7	57	19	83
車町	6	104	64	174
八千代町	56	333	244	633
上桶屋町	11	72	15	98
土太夫町	9	62	41	112
袖木町	1	7	9	17
葵町	19	120	81	220
住吉町一丁目	18	88	42	148
住吉町二丁目	11	133	72	216
宮ヶ崎町	31	261	128	420
安倍町	32	145	53	230
片羽町	14	127	113	254
安西一丁目	20	163	107	290
安西二丁目	17	84	31	132
安西三丁目	8	74	41	123
安西四丁目	23	148	99	270
安西五丁目	56	312	195	563
北番町	92	374	237	703
井宮町	152	712	596	1,460
材木町	19	86	60	165
末広町	51	294	231	576
神明町	100	658	388	1,146
若松町	168	674	331	1,173
柳町	407	1,287	534	2,228
水道町	54	506	295	855
辰起町	87	471	218	776
平和一丁目	136	632	293	1,061
平和二丁目	141	755	467	1,363
平和三丁目	143	694	303	1,140
籠上	226	1,116	537	1,879
美川町	55	391	310	756
長谷町	35	113	74	222
浅間町一丁目	20	107	85	212
浅間町二丁目	61	155	79	295
安東柳町	20	72	56	148
丸山町	31	163	93	287
大岩宮下町	33	96	37	166
大岩本町	239	825	464	1,528
大岩一丁目	215	729	210	1,154
大岩二丁目	278	1,222	572	2,072
大岩三丁目	225	1,054	461	1,740
大岩四丁目	207	963	434	1,604
大岩町	175	775	326	1,276
安東一丁目	253	970	453	1,676
安東二丁目	318	1,206	534	2,058
安東三丁目	308	1,159	388	1,855
北安東一丁目	282	1,287	577	2,146
北安東二丁目	246	1,252	440	1,938
北安東三丁目	259	1,191	420	1,870
北安東四丁目	200	928	456	1,584
北安東五丁目	276	1,471	721	2,468
城北	35	249	88	372
城北二丁目	128	681	387	1,196
上足洗	2	19	5	26
上足洗一丁目	179	738	341	1,258
上足洗二丁目	293	914	391	1,598
上足洗三丁目	214	938	445	1,597
上足洗四丁目	152	653	231	1,036
千代田	0	19	19	38
千代田一丁目	66	396	187	649
千代田二丁目	136	573	254	963
千代田三丁目	85	386	177	648
千代田四丁目	54	353	239	646
千代田五丁目	148	725	261	1,134
千代田六丁目	218	762	289	1,269
千代田七丁目	120	563	198	881
東千代田一丁目	150	667	274	1,091
東千代田二丁目	93	533	456	1,082
東千代田三丁目	62	236	34	332
竜南一丁目	194	885	354	1,433
竜南二丁目	3	52	14	69
竜南三丁目	155	750	190	1,095
銭座町	86	413	214	713
上沓谷町	28	116	79	223
沓谷	13	58	27	98
沓谷一丁目	235	957	491	1,683
沓谷二丁目	46	277	153	476
沓谷三丁目	34	236	125	395

町名	年齢階層別人口			総数
	0~14歳	15~64歳	65歳以上	
町名	年齢階層別人口			総数
	0~14歳	15~64歳	65歳以上	
沓谷四丁目	112	450	242	804
沓谷五丁目	74	357	89	520
沓谷六丁目	136	623	185	944
袖木	53	217	48	318
宮前町	32	287	143	462
長沼	160	847	362	1,369
長沼一丁目	45	239	103	387
長沼二丁目	124	554	200	878
長沼三丁目	36	346	59	441
長沼南	73	360	85	518
東静岡一丁目	218	584	90	892
古庄一丁目	22	258	102	382
古庄二丁目	118	440	166	724
古庄三丁目	210	1,087	516	1,813
古庄四丁目	136	643	239	1,018
古庄五丁目	195	834	345	1,374
古庄六丁目	66	408	166	640
川合一丁目	90	413	167	670
川合二丁目	235	1,127	579	1,941
川合三丁目	160	775	277	1,212
上土一丁目	177	884	415	1,456
上土二丁目	114	699	334	1,147
南沼上	30	164	37	231
南沼上一丁目	105	530	274	909
南沼上二丁目	83	392	245	720
南沼上三丁目	93	592	362	1,047
北沼上	76	471	359	906
長尾	21	102	115	238
平山	14	119	123	256
瀬名川一丁目	405	1,633	653	2,691
瀬名川二丁目	319	1,422	541	2,282
瀬名川三丁目	262	1,094	424	1,780
瀬名	2	21	86	109
瀬名一丁目	328	1,777	1,033	3,138
瀬名二丁目	330	1,240	554	2,124
瀬名三丁目	322	1,589	661	2,572
瀬名四丁目	54	315	166	535
瀬名五丁目	248	904	403	1,555
瀬名六丁目	268	1,087	357	1,712
瀬名七丁目	243	965	451	1,659
瀬名中央一丁目	170	853	428	1,451
瀬名中央二丁目	117	549	324	990
瀬名中央三丁目	226	859	416	1,501
瀬名中央四丁目	83	474	203	760
東瀬名町	87	433	219	739
南瀬名町	141	694	375	1,210
西瀬名町	131	709	439	1,279
池ヶ谷	52	271	121	444
池ヶ谷東	73	464	263	800
南沢秘12	0	0	0	x
唐瀬一丁目	156	916	402	1,474
唐瀬二丁目	143	554	275	972
唐瀬三丁目	32	205	125	362
南一丁目沢秘12	19	132	79	230
南二丁目	41	281	166	488
有永町	86	329	212	627
羽高町	28	171	94	293
あさはた一丁目	70	474	438	982
あさはた二丁目	52	209	140	401
北	2	27	46	75
北一丁目	99	425	220	744
北二丁目	100	540	419	1,059
北三丁目	166	716	634	1,516
北四丁目	65	438	325	828
北五丁目	128	611	286	1,025
東	0	0	59	59
東一丁目	67	393	357	817
東二丁目	92	375	165	632
岳美	140	730	358	1,228
岳美一丁目	54	333	153	540
芝原	4	13	11	28
柳原※秘1	0	0	0	x
赤松※秘1	0	5	5	10
漆山※秘2	27	55	3	85
流通センター※秘2	0	0	0	x
諏訪※秘3	0	0	0	x
薬師※秘3	5	21	16	42
昭府町※秘4	0	0	0	x
昭府一丁目※秘4	147	782	399	1,328
昭府二丁目	188	891	373	1,452
新伝馬一丁目	84	383	208	675
新伝馬二丁目	160	678	250	1,088
新伝馬三丁目	173	696	310	1,179
上伝馬	269	1,192	535	1,996
伊呂波町	26	132	74	232
堤町	32	149	69	250
秋山町	72	471	328	871
与一丁目	181	710	257	1,148
与一二丁目	112	514	176	802
与一三丁目	156	560	288	1,004
与一四丁目	107	492	228	827
与一五丁目	151	683	313	1,147
与一六丁目	86	407	198	691
松富上組	94	200	44	338
松富一丁目	160	848	504	1,512
松富二丁目	145	698	300	1,143
松富三丁目	74	375	167	616
松富四丁目	61	311	179	551
桜町一丁目	198	742	367	1,307
桜町二丁目	122	562	253	937
福田ヶ谷	79	315	202	596
下	102	583	384	1,069
門屋	23	166	86	275
牛妻	113	636	496	1,245
郷島	20	119	83	222
野田平	1	25	37	63
俵沢	16	131	122	269
油島	1	29	17	47

町名	年齢階層別人口			総数
	0~14歳	15~64歳	65歳以上	
町名	年齢階層別人口			総数
	0~14歳	15~64歳	65歳以上	
俵峰	6	55	55	116
牧ヶ谷	207	988	493	1,688
産女	35	210	188	433
吉津	36	244	296	576
飯間	48	309	199	556
小瀬戸	14	143	99	256
西又	3	17	17	37
富厚里	26	223	251	500
小布杉	1	32	53	86
奈良間	6	42	34	82
富沢	23	138	202	363
山崎一丁目	78	448	275	801
山崎二丁目	123	542	278	943
千代	5	14	7	26
千代一丁目	121	615	327	1,063
千代二丁目	146	762	354	1,262
慈悲尾	32	231	126	389
建穂一丁目	188	627	248	1,063
建穂二丁目	135	615	275	1,025
羽島一丁目	89	511	288	888
羽島二丁目	124	631	327	1,082
羽島三丁目	136	713	357	1,206
羽島四丁目	117	671	429	1,217
羽島五丁目	268	1,066	499	1,833
羽島六丁目	366	1,294	537	2,197
羽島七丁目	201	842	392	1,435
羽島大門町	113	557	381	1,051
羽島本町	140	688	362	1,190
新間	238	1,262	834	2,334
谷津	22	163	176	361
大原	100	434	356	890
水見色	22	193	190	405
与左衛門新田	41	252	259	552
葵区				
西ヶ谷	7	92	77	176
安倍口新田	168	737	487	1,392
安倍口団地	76	685	1,003	1,764
幸庵新田	62	236	172	470
内牧	198	949	804	1,951
中ノ郷	27	126	124	277
遠藤新田	97	503	398	998
足久保口組	444	1,792	1,111	3,347
足久保奥組	26	262	225	513
油山	53	317	214	584
松野	38	249	232	519
津渡野	7	51	44	102
赤沢	5	30	30	65
等島	5	36	36	77
鍵穴	10	67	59	136
坂本	3	52	58	113
小島	0	10	26	36
居居渡	9	40	37	86
相俣	21	113	87	221
黒侯	7	106	157	270
杉尾	6	23	14	43
坂ノ上	18	115	138	271
柄沢	0	20	42	62
日向	11	89	96	196
湯ノ島	0	9	32	41
諸子沢	6	23	37	66
檜尾	0	4	15	19
大間	0	5	8	13
崩野	0	1	19	20
中沢	3	37	32	72
桂山	8	79	83	170
落合	13	79	76	168
森腰	10	24	22	56
長熊	1	33	50	84
奥池ヶ谷	0	1	10	11
柿島	4	26	41	71
長妻田	0	23	22	45
油野	1	2	4	7
上落合	0	6	13	19
口仙俣	0	2	6	8
奥仙俣	0	2	6	8
内匠	3	40	39	82
腰越	1	26	23	50
横沢	0	7	21	28
大沢	2	38	35	75
相淵	1	14	18	33
蕨野	2	14	6	22
横山	9	34	31	74
平野	11	74	80	165
中平	0	11	33	44
渡	0	52	66	118
有東木	5	66	94	165
入島	3	65	42	110
梅ヶ島	30	138	189	357
口坂本	0	0	12	12
井川	9	131	176	316
岩崎	0	3	5	8
上坂本	0	1	7	8
田代	1	31	51	83
小河内	1	6	20	27

4 市の概況
4-1 人口

令和元年12月31日現在
【住民基本台帳登録人口】

町名	年齢階層別人口			総数
	0~14歳	15~64歳	65歳以上	
町名	年齢階層別人口			総数
	0~14歳	15~64歳	65歳以上	
駿河区	25,214	128,217	56,624	210,055
南安倍三丁目	124	500	221	845
弥生町	5	76	48	129
宮本町	128	572	282	982
新川一丁目	116	555	322	993
新川二丁目	190	796	330	1,316
寿町	135	764	359	1,258
見瀬	123	790	320	1,233
中原	521	2,411	730	3,662
津島町	144	629	220	993
西中原一丁目	58	282	215	555
西中原二丁目	62	326	163	551
緑が丘町	83	513	287	883
中野新田	163	854	468	1,485
中村町	153	717	306	1,176
中島	631	4,476	1,980	7,087
西脇	601	3,241	1,349	5,191
西島	428	2,711	1,166	4,305
下島	431	2,287	900	3,618
南町	97	868	338	1,303
泉町	73	637	260	970
馬渕一丁目	88	561	339	988
馬渕二丁目	134	950	421	1,505
馬渕三丁目	199	1,111	507	1,817
馬渕四丁目	177	964	370	1,511
福川一丁目	86	616	209	911
福川二丁目	89	345	126	560
福川三丁目	62	424	155	641
中田一丁目	141	798	370	1,309
中田二丁目	239	1,059	341	1,639
中田三丁目	313	898	269	1,480
中田四丁目	115	709	305	1,129
中田本町	433	2,265	933	3,631
大坪町	99	467	206	772
石田一丁目	213	721	260	1,194
石田二丁目	88	489	302	879
石田三丁目	192	870	339	1,401
森下町	21	149	54	224
八幡一丁目	22	235	145	402
八幡二丁目	63	434	258	755
八幡三丁目※秘9	100	684	306	1,090
八幡四丁目	134	560	251	945
八幡五丁目	188	919	434	1,541
南八幡町	134	568	340	1,042
八幡山※秘9	0	0	0	x
大和一丁目	62	361	224	647
大和二丁目	62	381	215	658
さつき町	52	323	225	600
豊原町	41	293	129	463
小黒一丁目	79	498	235	812
小黒二丁目	63	500	271	834
小黒三丁目	56	310	148	514
有明町	99	632	704	1,435
有東一丁目	170	747	309	1,226
有東二丁目	142	631	196	969
有東三丁目	57	330	166	553
登呂一丁目	152	647	351	1,150
登呂二丁目	183	794	343	1,320
登呂三丁目	204	667	356	1,227
登呂四丁目	127	786	507	1,420
登呂五丁目	98	665	352	1,115
登呂六丁目	116	741	299	1,156
敷地一丁目	208	935	247	1,390
敷地二丁目	214	1,022	222	1,458
宮竹一丁目	116	525	127	768
宮竹二丁目	183	709	225	1,117
高松	366	2,052	822	3,240
高松一丁目	179	689	250	1,118
高松二丁目	277	1,073	259	1,609
曲金一丁目	99	395	180	674
曲金二丁目	56	410	209	675
曲金三丁目	133	746	341	1,220
曲金四丁目	71	716	243	1,030
曲金五丁目	129	832	233	1,194
曲金六丁目	399	1,573	322	2,294
曲金七丁目	195	928	309	1,432
豊田一丁目	174	824	215	1,213
豊田二丁目	45	320	85	450
豊田三丁目	37	170	62	269
小鹿	756	3,864	1,213	5,833
小鹿一丁目	291	1,794	999	3,084
小鹿二丁目	196	1,100	597	1,893
小鹿三丁目	186	1,179	263	1,628
池田	1,085	4,985	1,952	8,022
東静岡二丁目	108	423	42	573
聖一色	392	1,591	466	2,449
栗原	153	769	266	1,188
国吉田一丁目	63	303	121	487
国吉田二丁目	13	65	31	109

町名	年齢階層別人口			総数
	0~14歳	15~64歳	65歳以上	
町名	年齢階層別人口			総数
	0~14歳	15~64歳	65歳以上	
国吉田三丁目	42	274	72	388
国吉田四丁目	76	426	197	699
国吉田五丁目	126	570	160	856
国吉田六丁目	366	1,003	135	1,504
中吉田	121	697	364	1,182
谷田	206	1,345	503	2,054
平沢	2	21	14	37
富士見台一丁目	148	800	377	1,325
富士見台二丁目	53	260	200	513
富士見台三丁目	8	43	36	87
恩田原	4	11	5	20
片山	9	53	40	102
宮川	16	82	52	150
水上	6	55	20	81
西大谷	30	149	61	240
大谷	524	3,028	1,509	5,061
大谷一丁目	87	460	143	690
大谷二丁目	141	516	144	801
大谷三丁目	160	575	211	946
西平松	19	219	164	402
中平松	16	102	93	211
青沢	8	78	49	135
古宿	5	86	79	170
安居	10	120	87	217
根古屋	24	109	141	274
丸子新田	439	1,968	742	3,149
東新田	5	33	16	54
東新田一丁目	66	359	183	608
東新田二丁目	165	714	243	1,122
東新田三丁目	192	720	269	1,181
東新田四丁目	238	970	530	1,738
東新田五丁目	99	474	277	850
上川原	162	596	185	943
みずほ一丁目	148	681	282	1,111
みずほ二丁目	123	447	215	785
みずほ三丁目	79	427	165	671
みずほ四丁目	59	505	218	782
みずほ五丁目	96	472	180	748
下川原	3	9	4	16
下川原一丁目	120	540	221	881
下川原二丁目	244	1,240	569	2,053
下川原三丁目	152	805	392	1,349
下川原四丁目	161	710	265	1,136
下川原五丁目	193	923	351	1,467
下川原六丁目	162	741	331	1,234
下川原南	74	304	32	410
桃園町	167	958	532	1,657
広野※秘5	0	0	0	x
広野一丁目※秘5	103	529	223	855
広野二丁目	126	535	250	911
広野三丁目	101	492	195	788
広野四丁目	70	453	268	791
広野五丁目	106	533	322	961
広野六丁目	119	544	177	840
光陽町	25	133	67	225
用宗一丁目	87	483	301	871
用宗二丁目	69	374	205	648
用宗三丁目	59	413	313	785
用宗四丁目	62	497	381	940
用宗五丁目	66	428	310	804
用宗巴町	4	18	9	31
用宗城山町	0	10	20	30
用宗小石町	13	54	29	96
青木	146	900	486	1,532
大和田	17	94	63	174
小坂	65	360	290	715
小坂二丁目	2	14	1	17
小坂三丁目	0	14	9	23
石部	54	432	367	853
向敷地	679	3,011	1,628	5,318
手越	160	580	246	986
向手越一丁目	84	372	213	669
向手越二丁目	97	462	220	779
手越原	176	1,083	470	1,729
鎌田	365	1,997	1,092	3,454
寺田	198	1,010	542	1,750
丸子	297	1,339	942	2,578
丸子一丁目	140	595	376	1,111
丸子二丁目	78	639	455	1,172
丸子三丁目	152	648	271	1,071
丸子四丁目	97	542	293	932
丸子五丁目	62	453	360	875
丸子六丁目	146	554	267	967
丸子七丁目	57	286	212	555
北丸子一丁目	60	331	142	533
北丸子二丁目	157	756	389	1,302
宇津ノ谷	2	45	67	114
丸子芹が谷町	76	427	260	763

4 市の概況
4-1 人口

令和元年12月31日現在
【住民基本台帳登録人口】

町名	年齢階層別人口			総数
	0~14歳	15~64歳	65歳以上	
町名	年齢階層別人口			総数
	0~14歳	15~64歳	65歳以上	
清水区	25,501	133,929	76,080	235,510
愛染町	0	6	5	11
相生町	2	144	113	259
旭町	9	91	59	159
島崎町	21	153	75	249
田町	31	123	71	225
真砂町	58	313	135	506
富下町	77	512	315	904
辻一丁目	94	561	149	804
辻二丁目	60	329	227	616
辻三丁目	24	238	197	459
辻四丁目	68	382	246	696
辻五丁目	40	199	116	355
矢倉町	43	255	139	437
秋吉町	49	319	194	562
江尻台町	122	584	224	930
小芝町	23	166	110	299
巴町	27	145	141	313
二の丸町	47	287	179	513
江尻町	74	382	256	712
江尻東一丁目	56	258	163	477
江尻東二丁目	32	164	124	320
江尻東三丁目	52	285	152	489
永楽町	93	505	209	807
銀座	17	235	166	418
宝町	50	266	147	463
本郷町	70	364	207	641
宮代町	24	205	127	356
天神一丁目	27	212	95	334
天神二丁目	14	100	53	167
大手一丁目	31	170	119	320
大手二丁目	36	145	108	289
大手三丁目	21	130	95	246
青葉町	125	533	199	857
入江岡町	63	313	199	575
恵比寿町	45	199	113	357
上清水町	60	365	275	700
桜か丘町	65	292	175	532
桜橋町	70	305	153	528
千歳町	169	914	464	1,547
西高町	127	590	276	993
淡島町	30	139	87	256
入江一丁目	51	318	189	558
入江二丁目	35	205	149	389
入江三丁目	63	250	179	492
入江南町	35	288	242	565
追分一丁目	75	385	204	664
追分二丁目	98	599	267	964
追分三丁目	56	263	154	473
新富町	23	202	201	426
鶴舞町	81	353	164	598
西大曲町	36	349	206	591
東大曲町	38	209	115	362
元城町	32	207	129	368
追分四丁目	163	562	313	1,038
浜田町	50	300	214	564
春日一丁目	25	255	81	361
春日二丁目	38	183	82	303
堂林一丁目	20	118	53	191
堂林二丁目	138	577	300	1,015
大坪一丁目	23	248	122	393
大坪二丁目	63	262	123	448
上一丁目	27	230	215	472
上二丁目	24	167	149	340
清水町	22	153	138	313
本町	15	138	114	267
万世町一丁目	25	156	259	440
万世町二丁目	25	240	146	411
松井町	31	211	166	408
港町一丁目	4	69	74	147
港町二丁目	51	282	153	486
美濃輪町	4	94	115	213
八千代町	80	445	303	828
清開二丁目※秘6	0	0	0	x
日の出町	0	3	6	9
築地町	11	88	64	163
富士見町	4	46	62	112
入船町	23	176	147	346
松原町	16	119	67	202
梅田町	52	303	188	543
梅が岡	42	240	145	427
岡町	80	434	185	699
北矢部	76	321	213	610
北矢部町一丁目	108	521	267	896
北矢部町二丁目	75	377	193	645
木の下町	136	632	236	1,004

町名	年齢階層別人口			総数
	0~14歳	15~64歳	65歳以上	
町名	年齢階層別人口			総数
幸町	57	429	276	762
三光町	78	249	116	443
下清水町	56	310	175	541
清水村松地先新田	2	17	24	43
新緑町	70	456	180	706
沼田町	65	290	158	513
日立町	151	631	487	1,269
船越	3	6	2	11
南矢部	91	545	334	970
南岡町	56	261	175	492
緑が丘町	114	490	362	966
宮加三	257	1,568	808	2,633
村松	130	833	616	1,579
村松原一丁目	29	242	173	444
村松原二丁目	66	390	213	669
村松原三丁目	49	320	169	538
向田町	65	436	256	757
神田町	103	585	290	978
中矢部町	103	521	227	851
月見町	110	623	359	1,092
大沢町	70	443	256	769
川原町	152	675	385	1,212
村松一丁目※秘6	83	512	343	944
船越南町	205	757	429	1,391
船越東町	105	461	262	828
船原一丁目	57	399	277	733
船原二丁目	81	550	311	942
庄福町	41	292	241	574
上力町	33	275	178	486
船越一丁目	81	281	135	497
船越二丁目	53	228	143	424
船越三丁目	103	397	188	688
折戸	86	624	356	1,066
駒越	0	8	12	20
増	13	96	72	181
蛇塚	6	75	58	139
三保	730	4,557	2,931	8,218
駒越北町	41	316	168	525
駒越東町	63	409	192	664
駒越南町	62	300	170	532
駒越中一丁目	118	553	292	963
駒越中二丁目	116	685	369	1,170
駒越西一丁目	68	320	158	546
駒越西二丁目	34	169	128	331
港南町	56	406	375	837
殿沢一丁目	65	395	280	740
殿沢二丁目	54	253	187	494
迎山町	64	336	277	677
折戸一丁目	35	286	199	520
折戸二丁目	50	364	238	652
折戸三丁目	41	429	202	672
折戸四丁目	50	346	236	632
折戸五丁目	52	346	264	662
石川	151	613	356	1,120
下野※秘7	0	0	0	x
高橋町	25	86	73	184
峰ヶ谷	352	1,372	805	2,529
山原	288	1,299	797	2,384
八坂町	1	24	12	37
高橋南町	117	469	272	858
八坂南町	40	231	121	392
八坂北一丁目	190	729	267	1,186
八坂北二丁目	142	622	224	988
八坂東一丁目	67	364	176	607
八坂東二丁目	64	442	223	729
八坂西町	82	423	261	766
高橋一丁目	167	854	368	1,389
高橋二丁目	78	387	215	680
高橋三丁目	121	586	255	962
高橋四丁目	100	616	399	1,115
高橋五丁目	89	501	277	867
高橋六丁目	29	205	104	338
飯田町	27	173	107	307
天王南	20	143	55	218
下野東	125	571	343	1,039
下野西	114	524	315	953
下野北※秘7	149	607	385	1,141
下野中	148	722	381	1,251
下野緑町	87	399	212	698
下野町	103	614	311	1,028
弥生町	109	436	207	752
天王東	87	402	141	630
天王西	31	251	130	412
石川本町	156	727	250	1,133
石川新町	142	658	338	1,138
峰ヶ谷南町	94	404	169	667

4 市の概況

4-1 人口

町名	年齢階層別人口			総数
	0~14歳	15~64歳	65歳以上	
町名	年齢階層別人口			総数
	0~14歳	15~64歳	65歳以上	
梅ヶ谷	426	2,272	1,339	4,037
押切	873	3,889	1,829	6,591
大内	126	538	335	999
大内新田	21	105	33	159
柏尾	80	476	477	1,033
鳥坂	200	1,104	452	1,756
能島	184	856	438	1,478
今泉	143	442	163	748
上原	0	10	3	13
有東坂	191	693	317	1,201
吉川	314	1,682	837	2,833
北脇	280	1,451	662	2,393
北脇新田	268	1,108	485	1,861
草薙	496	2,326	1,330	4,152
楠	381	1,492	513	2,386
楠新田	277	1,562	663	2,502
洪川	109	432	218	759
長崎	284	1,482	643	2,409
長崎新田	156	570	218	944
七ツ新屋	112	473	161	746
中之郷	4	38	21	63
半左衛門新田	31	250	103	384
堀込	62	305	98	465
馬走	123	692	401	1,216
谷田	115	570	219	904
有東坂一丁目	92	491	308	891
有東坂二丁目	116	618	348	1,082
洪川一丁目	48	297	140	485
洪川二丁目	65	324	161	550
洪川三丁目	75	307	101	483
馬走坂の上	21	101	114	236
御門台	145	703	386	1,234
上原一丁目	15	90	57	162
上原二丁目	92	353	173	618
七ツ新屋一丁目	98	505	232	835
七ツ新屋二丁目	71	344	135	550
平川地	105	648	383	1,136
馬走北	86	313	192	591
草薙一丁目	105	742	321	1,168
草薙二丁目	133	853	384	1,370
草薙三丁目	118	592	246	956
草薙杉道一丁目	133	459	285	877
草薙杉道二丁目	104	405	184	693
草薙杉道三丁目	64	368	188	620
有度本町	29	115	54	198
中之郷一丁目	34	228	87	349
中之郷二丁目	69	443	269	781
草薙一里山	78	534	296	908
草薙北	0	14	6	20
長崎南町	105	557	253	915
中之郷三丁目	77	243	37	357
袖師町	367	1,768	841	2,976
西久保	396	1,933	989	3,318
横砂	13	90	75	178
西久保一丁目	128	438	233	799
横砂東町	76	517	373	966
横砂南町	37	379	225	641
横砂西町	13	158	123	294
横砂本町	85	494	270	849
横砂中町	72	508	301	881
伊佐布	43	343	272	658
庵原町	418	2,005	1,184	3,607
尾羽	40	214	152	406
草ヶ谷	69	372	245	686
杉山	29	145	117	291
原	136	562	361	1,059
広瀬	13	108	87	208
茂畠	24	135	91	250
山切	201	838	608	1,647
吉原	30	221	206	457
興津東町	61	344	278	683
興津井上町	28	189	136	353
興津清見寺町	45	320	299	664
興津中町	470	2,622	1,446	4,538
興津本町	89	576	412	1,077
承元寺町	37	147	181	365
谷津町一丁目	221	584	223	1,028
谷津町二丁目	13	97	72	182
八木間町	410	2,098	947	3,455
小島町	225	1,043	637	1,905
小島本町	41	149	106	296
小河内	96	600	502	1,198
宍原	42	326	244	612
立花	19	96	79	194

町名	年齢階層別人口			総数
	0~14歳	15~64歳	65歳以上	
町名	年齢階層別人口			総数
但沼町	94	566	405	1,065
大平	12	93	69	174
清地	16	104	99	219
河内	26	163	153	342
茂野島	20	88	70	178
高山	3	39	42	84
葛沢	15	92	64	171
土	2	17	21	40
中河内	36	489	375	900
西里	10	124	129	263
布沢	25	87	59	171
和田島	10	145	114	269
蒲原	279	1,557	598	2,434
蒲原一丁目	80	377	273	730
蒲原二丁目	27	195	188	410
蒲原三丁目	61	434	347	842
蒲原四丁目	66	525	380	971
蒲原小金	59	407	255	721
蒲原中	96	619	498	1,213
蒲原壇澤	39	328	261	628
蒲原神沢	46	422	351	819
蒲原新田一丁目	51	300	164	515
蒲原新田二丁目	50	274	201	525
蒲原新栄	72	309	167	548
蒲原東	69	408	222	699
由比阿僧	88	501	235	824
由比今宿	40	412	385	837
由比入山	49	326	266	641
由比北田	66	430	289	785
由比寺尾	32	206	173	411
由比西倉澤	10	59	72	141
由比西山寺	13	84	64	161
由比東倉澤	7	28	30	65
由比東山寺	40	226	188	454
由比町屋原	117	816	529	1,462
由比	216	1,140	715	2,071

4-2 道路一覧

平成31年4月1日時点

路線番号	路線名	総延長(m)	重用延長(m)	未供用延長(m)	実延長(m)	交通不能延長(実延長に含む)	道路管理者
高速道路							
—	第一東海自動車道(上り)	37,837			37,837		NEXCO中日本
—	第一東海自動車道(下り)	37,837			37,837		NEXCO中日本
—	第二東海自動車道(上り)	38,179			38,179		NEXCO中日本
—	第二東海自動車道(下り)	38,179			38,179		NEXCO中日本
国道							
0001	1号	64,369			64,369		国
0052	52号	16,132			16,132		国
0149	149号	2,648			2,648		静岡市
0150	150号	26,226			26,226		静岡市
0362	362号	26,202		22	26,180		静岡市
県道							
1027	井川湖御幸線	46,275	29		46,246		静岡市
1029	梅ヶ島温泉昭和線	50,166	6,192		43,974		静岡市
1032	藤枝黒俣線	7,579			7,579		静岡市
1054	清水停車場線	2,145	770		1,375		静岡市
1060	南アルプス公園線	74,194			74,194		静岡市
1067	静岡清水線	11,894	36		11,858		静岡市
1074	山脇大谷線	19,377	88		19,289		静岡市
1075	清水富士宮線	33,611	6,520	1,150	25,941		静岡市
1076	富士富士宮由比線	5,817	0		5,817		静岡市
1084	中島南安倍線	3,040			3,040		静岡市
3189	三ツ峰落合線	19,320			19,320		静岡市
3192	穴原塙出線	5,123			5,123		静岡市
3193	興津停車場線	200	16		184		静岡市
3195	高瀬福士線	10,739			10,739	1,824	静岡市
3196	大向福士線	14,013			14,013	1,243	静岡市
3197	入江富士見線	1,904	6		1,898		静岡市
3198	駒越富士見線	5,298	810		4,488		静岡市
3199	三保駒越線	3,144			3,144		静岡市
3201	平山草薙停車場線	9,867	747		9,120		静岡市
3205	大川静岡線	21,753	4,394		17,359	4,485	静岡市
3207	奈良間手越線	12,531			12,531		静岡市
3208	藤枝静岡線	10,736	2,666		8,070		静岡市
3209	静岡朝比奈藤枝線	9,795	4,585		5,210		静岡市
3210	相俣岡部線	6,351			6,351	1,347	静岡市
3338	清水インター線	1,541	519		1,022		静岡市
3354	静岡環状線	8,093	863		7,230		静岡市
3366	用宗停車場丸子線	3,361	0		3,361		静岡市
3370	由比停車場線	1,981			1,981		静岡市
3371	茂畑横砂線	4,629	39		4,590		静岡市
3384	高松日出線	4,695	586		4,109		静岡市
3396	富士由比線	8,365			8,365		静岡市
3407	静岡草薙清水線	9,885	84		9,801		静岡市
3416	静岡焼津線	4,647	388		4,259		静岡市
4375	静岡御前崎自転車道線	7,607	1,979		5,628		静岡市
4377	静岡清水自転車道線	17,292	1,135	507	15,650		静岡市
主な市道							
葵区・駿河区							
120078	八幡本町四丁目有東線	699	25		674	124	静岡市
220395	曲金吉田線	2,997	57		2,940		静岡市
120448	小鹿1号線	1,654	24		1,630		静岡市
120510	谷田平沢青沢線	4,178		500	3,678	1,014	静岡市
220604	国吉田桃源寺前線	1,298	24		1,274		静岡市
120683	宮前大谷線	2,476	56		2,420		静岡市
120684	中野小鹿線	4,215	283		3,932		静岡市
120685	丸子池田線	7,373	1,023	0	6,350		静岡市
120688	大浜街道線	3,329	159		3,170		静岡市
120689	宝台院下島線	3,907	118	195	3,593		静岡市
120691	静岡下島線	3,817	121		3,696		静岡市
120692	日出町高松線	2,844	108	850	1,887		静岡市
310714	平和伝馬町新田1号線	445			445		静岡市
110734	片羽町水道町線	570			570		静岡市
310797	安西五丁目南田町線	1,634	29		1,605		静岡市
110866	安東中央幹線	2,418	12		2,406		静岡市
211082	千代田麻機線	2,557	71		2,486		静岡市
111276	西門町新富町線	1,523	43		1,481		静岡市
311305	竜南1号線	2,155	167		1,988		静岡市
121586	用宗小坂線	3,103	31		3,071	28	静岡市
121606	手越向敷地1号線	1,646	108		1,538	112	静岡市
121627	手越丸子線	1,991	18	238	1,735	271	静岡市
121650	青木小坂線	1,333			1,333		静岡市
121664	丸子大鉢線	1,644			1,644		静岡市
121666	丸子泉ヶ谷線	984			984	11	静岡市
221670	丸子井尻線	992	180		812	102	静岡市
111704	牧ヶ谷本線	1,023			1,023	9	静岡市
111718	飯間本線	3,089			3,089		静岡市
111744	大原水見色線	6,203	33		6,170	306	静岡市
111757	大原山中線	4,820	9		4,811		静岡市
111769	山崎新田慈悲尾線	3,382	800		2,582		静岡市
111778	羽鳥建穂1号線	1,964			1,964		静岡市
111793	羽鳥洞慶院1号線	1,793	21		1,772		静岡市
111811	新間本線	6,600			6,600	366	静岡市
111817	下与左衛門新田内牧線	3,300			3,300		静岡市
211818	西ヶ谷1号線	913			913		静岡市
111827	安倍口内牧線	1,693			1,693		静岡市
111858	油山橋本日向山線	2,100	85		2,015	302	静岡市
111927	麻機街道線	4,634	117		4,517		静岡市
211941	有永漆山線	1,591	11		1,580	7	静岡市
211965	北宮の前2号線	298			298		静岡市
111968	北中の条池ヶ谷線	1,137			1,137		静岡市

路線番号	路線名	総延長(m)	重用延長(m)	未供用延長(m)	実延長(m)	交通不能延長(実延長に含む)	道路管理者
122145	東新田下川原線	1,047			1,047		静岡市
222147	上川原東新田線	873	31		842		静岡市
222148	青木下川原線	1,464	40	250	1,174		静岡市
222195	東名側道国吉田大谷線	3,168	223		2,945		静岡市
312235	下与左衛門新田安倍口新田堤線	2,109			2,109	1,101	静岡市
112496	瀬名6号線	1,813	14		1,799	143	静岡市
312637	与一右衛門新田運転免許試験場線	153			153		静岡市
122672	南安倍町中島安倍川左岸堤線	3,615			3,615		静岡市
112756	駒形井宮線	1,480	36		1,444		静岡市
113616	国吉田瀬名線	2,086	130	998	958		静岡市
313920	巴川有永右岸堤添線	1,490	47		1,443	265	静岡市
124188	東新田区画33号線	1,228			1,228		静岡市
214387	黒金町石田線	169			169		静岡市
324781	東町豊田線	1,770	70		1,700		静岡市
325605	草薙駅通1号線	691	47		644		静岡市
125606	草薙駅通2号線	371	26		345		静岡市
325665	丸子新田広野三丁目線	2,812			2,812		静岡市
325952	池田日本平線	7,274	1		7,273		静岡市
126086	大谷久能線	3,601			3,601		静岡市
119045	開拓1号線	2,969			2,969		静岡市
119203	坂ノ上柄沢線	1,886			1,886	1,318	静岡市
119428	有東木1号線	3,919			3,919	143	静岡市
清水区							
130101	本村海岸1号線	992			992		静岡市
130102	本村貝島1号線	1,619			1,619		静岡市
130103	折戸三保1号線	1,394			1,394		静岡市
130104	折戸三丁目1号線	480	19		461	22	静岡市
130105	旧道日本平線	5,191			5,191		静岡市
130106	北矢部日本平線	4,053			4,053	544	静岡市
130108	馬走1号線	2,017		260	1,757	1,120	静岡市
130109	草薙日本平線	2,927			2,927	47	静岡市
130110	大内押切線	1,341	26		1,315	280	静岡市
130111	梅ヶ谷柏尾1号線	1,836			1,836	334	静岡市
130112	大和町梅ヶ谷線	1,983	8		1,975		静岡市
130113	下野山原線	1,444			1,444		静岡市
130114	高橋山原線	467			467		静岡市
130115	庵原町1号線	606			606		静岡市
130116	庵原町杉山1号線	215			215		静岡市
130117	草ヶ谷吉原線	6,069		143	5,926		静岡市
130118	興津新浦安橋線	659	15		644	13	静岡市
130119	但沼渡場線	554	5		549		静岡市
130120	承元寺町立花線	2,397			2,397	523	静岡市
130121	興津東町谷津町二丁目線	2,935			2,935		静岡市
130122	小島町立花1号線	403			403		静岡市
130123	小河内中一色線	1,525			1,525		静岡市
130124	茂野島河内線	4,498	12		4,486	634	静岡市
130125	土布沢線	1,821			1,821	26	静岡市
130126	塚間羽衣1号線	766			766		静岡市
130127	塚間羽衣2号線	420			420	41	静岡市
130129	宮加三日本平線	825			825		静岡市
130130	村松掘込1号線	925			925		静岡市
130131	村松掘込2号線	1,741			1,741		静岡市
130132	村松掘込3号線	833			833	346	静岡市
130133	清開妙音寺線	1,270	4		1,266		静岡市
130134	日の出町押切線	4,133	155	508	3,470		静岡市
130136	洪川妙音寺線	626			626		静岡市
130137	入船町船越線	1,301	22		1,279		静岡市
130139	草薙駅通3号線	766	25		741		静岡市
130140	草薙楠1号線	512			512	14	静岡市
130141	草薙楠2号線	856	0		856	67	静岡市
130142	一里山長崎1号線	613			613		静岡市
130143	一里山長崎2号線	890			890		静岡市
130144	辻町北脇1号線	557			557		静岡市
130145	辻町北脇2号線	296			296		静岡市
130146	辻町北脇3号線	1,968	57	0	1,910		静岡市
130147	八坂町大田切線	647			647		静岡市
130148	瀬神明線	366			366		静岡市
130149	山原峰ヶ谷1号線	1,196			1,196		静岡市
130151	下野北下野中1号線	545			545		静岡市
130152	庵原町2号線	417			417		静岡市
130154	庵原町杉山2号線	2,074		0	2,074		静岡市
331207	有東坂二丁目1号線	634	4		630		静岡市
331456	清水日本平線	4,063			4,063		静岡市
332377	塚間羽衣線	895	14	623	258		静岡市
333464	清水工業高校線	1,003			1,003	74	静岡市
335404	能島押切線	293			293		静岡市
336348	梅ヶ谷18号線	105			105		静岡市
150101	蒲原富士川線	747			747		静岡市
150102	富士見六千坪線	1,625			1,625	39	静岡市
150103	新坂線	771			771		静岡市
150104	東小学校駅前線	401			401		静岡市
150105	蛭沢通線	376		257	119	0	静岡市
150106	神沢白銀線	5,059	16	586	4,457		静岡市
351234	蒲原駅南北線	230	8		222		静岡市
141001	由比芝川線	5,037			5,037	2,800	静岡市
141003	由比富士川線	1,637			1,637	12	静岡市
141004	芦久保釜ヶ沢線	1,872			1,872		静岡市
141033	北田東山寺線	877			877		静岡市
141035	町屋原阿僧線	2,837			2,837	18	静岡市
141054	由比中学校線	902			902		静岡市
141067	由比町屋原線	877	6		871		静岡市
141070	北田阿僧線	393	8		385	190	静岡市
141078	西山寺立花線	2,428			2,428	1,919	静岡市
141085	芦野線	43			43	43	静岡市
141094	寺尾倉沢線	1,832	11		1,821	2	静岡市

5 条例・要綱・要領

5-1 静岡市国民保護対策本部及び静岡市緊急対処事態対策本部条例

平成18年2月24日 条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び第183条において準用する法第31条の規定に基づき、静岡市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）及び静岡市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括し、国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）及び第4項の規定により置かれる職員を指揮監督する。

2 国民保護対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長及び本部員のほか、必要な職員（以下「本部職員」という。）を置くことができる。

5 本部職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

1 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

2 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

3 部長は、部の事務を掌理する。

(区本部)

第5条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に区本部を置くことができる。

2 区本部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 区本部に区本部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

4 区本部長は、区本部の事務を掌理する。

(国民保護現地対策本部)

第6条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長及び国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、本部員及び本部職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第8条 第2条から前条までの規定は、静岡市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料編

5－2 静岡市国民保護協議会条例

平成18年2月24日 条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、静岡市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の数及び専門委員の任期)

第2条 協議会は、委員45人以内をもって組織する。

2 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了したときまでとする。

(会長の職務等)

第3条 会長は、協議会の会議の議長となる。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、総務局において処理する。

（平21条例77・平23条例53・一部改正）

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年12月21日条例77号）

(施行期日)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月15日条例第53号）

(施行期日)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

5-3 静岡市国民保護協議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡市国民保護協議会条例（平成17年静岡市条例第11号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、静岡市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 条例第4条1項に規定する協議会の会議（以下「会議」という。）の招集は、あらかじめ会議開催の日時、場所及び付議すべき事項を定め、各委員に通知するものとする。

(会議の公開)

第3条 協議会の会議は、原則として、公開する。ただし、会長が会議を公開して審議することについて支障があると認めた事案に係る会議で当該会議について公開しないことについて出席委員の過半数の承認を受けたものについては、この限りでない。

(会議の傍聴)

第4条 前条本文の規定により会議を公開で行う場合の傍聴席の数は、会議の会場の広さを勘案して会長が定める。

- 2 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という）は、会議の開始時刻の15分前までに、直接本人が受付において氏名及び住所を記載しなければならない。
- 3 会長は、前項の規定により受付において氏名及び住所を記載した傍聴希望者が会議を妨害し、人に迷惑を及ぼすと認める場合を除き、傍聴を認めるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、傍聴希望者の数が第1項の規定により会長が定めた傍聴席の数を超えるときは、抽選により傍聴を認める者を決定する。
- 5 会長は、第3項の規定により傍聴を認められていた者の数が第1項の規定により会長が定めた数に満たない場合において、傍聴希望者があったときは、会議の開始時刻5分前までの間に傍聴を希望する申出があった場合に限り、受付において氏名及び住所を記載させた上で、申出順により傍聴を認めることができる。
- 6 前3項の規定により傍聴が認められた者（以下「傍聴人」という。）は、入場する際は、事務局の指示に従わなければならない。
- 7 傍聴人は、傍聴席においては、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
 - (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
 - (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得たときは、この限りでない。
 - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

- (7) 携帯電話等の通信機器は電源を切り、又は無音状態とすること。
- (8) あらかじめ会長の許可を受けた場合を除き、撮影、録画、録音等をしないこと。ただし、会長は当該許可に関し、報道機関の取材に対して配慮するよう努めるものとする。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

- 8 傍聴人は、会議が非公開となった場合は、退場しなければならない。
- 9 会長は、傍聴者が第7項の規定に違反する場合その他、会場における秩序を維持するために必要があると認めるときは、傍聴人を退場させることができる。

(議事録)

第5条 会議については、議事録を作り、会長の指名する出席委員2名がこれに署名押印しなければならない。

- 2 議事録は、次に掲げる事項を記載し作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 出席した委員の氏名
 - (3) 議事の件名及び概要並びに議決事項
 - (4) 前3項に掲げるもののほか、会長が必要があると認める事項
- 3 議事録は公開するものとする。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年静岡市条例第4号）第7条各号に該当する内容を含むものについては、この限りでない。
 - 4 作成した議事録は、総務局危機管理総室危機管理課に保管する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成18年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

5－4 静岡市国民保護協議会委員構成

令和2年1月現在

委員区分		団体・役職名
1	会長	静岡市長
2	1号委員【指定地方行政機関の職員】	農林水産省 関東農政局 静岡県拠点 関東農政局地方参事官
3		国土交通省 中部運輸局 静岡運輸支局長
4		海上保安庁 第三管区海上保安本部 清水海上保安部長
5		気象庁 東京管区気象台 静岡地方気象台長
6		国土交通省 中部地方整備局 静岡河川事務所長
7		国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所長
8		国土交通省 中部地方整備局 清水港湾事務所長
9	2号委員【自衛隊に所属する者】	陸上自衛隊 第34普通科連隊長
10	3号委員【静岡県の職員】	静岡県中部地域局 中部危機管理監
11		静岡市警察部 静岡市警察部長
12	4号委員【副市長】	副市長
13		副市長
14	5号委員【市教育長】	教育長
15	5号委員【市の区域を管轄する消防長】	消防長
	6号委員【市の職員】	消防局長
16	6号委員【市の職員】	危機管理統括監
17	7号委員【指定公共機関・指定地方公共機関の役員又は職員】	西日本電信電話株式会社 静岡支店長
18		日本赤十字社 静岡県支部 事務局長
19		中部電力株式会社 静岡営業所長
20		中日本高速道路株式会社東京支社静岡保全・サービスセンター所長
21		一般社団法人静岡県トラック協会 静岡分室 災害対策委員長
22		静岡鉄道株式会社 総務部長
23		しづてつジャストライン株式会社 総務部長
24		静岡ガス株式会社 静岡支社長
25		静岡放送株式会社 報道部長
26		一般社団法人静岡市静岡医師会 理事
27	8号委員【国民保護措置に関し知識又は経験を有する者】	一般社団法人静岡市清水医師会 副会長
28		静岡市自治会連合会長
29		静岡市自治会連合会 生活安全対策委員長
30		静岡市消防団長
31		常葉大学 環境防災研究科教授
32		静岡市ボランティア団体連絡協議会 副会長
33		静岡市民生委員児童委員協議会 常任理事
34		公益社団法人 静岡県看護協会 静岡地区支部長 地区理事

5-5 静岡市国民保護計画作成検討会議設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条の規定に基づく国民の保護に関する計画（以下「国民保護計画」という。）の作成に関する検討を行うため、静岡市国民保護計画作成検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 国民保護計画の作成又は変更のための検討に関すること。
- (2) 国民の保護のための情報の共有の促進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、国民保護計画又は国民の保護に関し市長が必要があると認める事項

(組織等)

第3条 検討会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は総務局危機管理統括監を、副会長は総務局危機管理総室長を、委員は別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、検討会議の事務を総括し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討会議の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 検討会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 検討会議に、第2条に掲げる所掌事務についての情報の収集、調査及び検討をさせるため、次の各号に掲げる部会（以下「部会」という。）を置き、それぞれ当該各号に規定する事項を所掌させる。

- (1) 情報・避難部会 警報の伝達及び住民の避難誘導に関すること。
 - (2) 救援部会 被災者の救援に関すること。
 - (3) 消防部会 市の区域内の消防活動に関すること。
- 2 前項各号に規定する部会は、部会長及び部会員をもって構成し、それぞれ別表第2に掲げ

る職にある者をもって充てる。

- 3 部会長は、必要に応じて、部会を招集する。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に他部会の部会員の出席を求めることができる。
- 5 部会長は、部会の会務を総括し、部会の会議の議長となる。

(庶務)

第6条 検討会議及び部会の庶務は、総務局危機管総室危機管理課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総務局次長
企画局次長
財政局次長
市民局次長
環境局次長
保健福祉長寿局次長
都市局次長
建設局次長
消防局次長
上下水道局次長
教育局次長

別表第2（第5条関係）

部会名	部会長	部会員
情報・避難 部会	総務局危 機管理總 室危機管 理課長	総務局広報課長
		都市局都市計画部交通政策課長
		葵区役所地域総務課長
		消防局警防部警防課長
		消防局警防部指令課長
救援部会	市民局市 民自治推 進課長	総務局総務課長
		総務局危機管理總室危機管理課長
		保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課長
		保健福祉長寿局保健衛生医療部保健医療課長
		都市局建築部建築総務課長
		建設局土木部建設政策課長
		駿河区役所地域総務課長
		消防局警防部警防課長
		消防局警防部救急課長
		上下水道局水道部水道総務課長
消防部会	消防局警 防部警防 課長	教育局教育総務課長
		総務局危機管理總室危機管理課長
		清水区役所地域総務課長
		消防局消防部消防総務課長
		消防局消防部予防課長
		消防局警防部救急課長

5-6 静岡市長の交付する特殊標章及び身分証明書に関する要綱

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 特殊標章の交付等（第5条～第9条）
- 第3章 身分証明書の交付等（第10条～第13条）
- 第4章 保管及び返納（第14条・第15条）
- 第5章 濫用の禁止等（第16条・第17条）
- 第6章 雜則（第18条・第19条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、静岡市長の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続その他の必要な事項を定めるものとする。

（特殊標章等）

第2条 国民保護法第158条第1項の特殊標章の区分、表示及び制式は、別表に定めるとおりとする。

2 国民保護法第158条第1項の身分証明書の形式は、様式第1号に定めるとおりとする。

（交付の対象者）

第3条 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 市の職員（静岡市消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (2) 消防団長及び消防団員
- (3) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

（交付の手続）

第4条 市長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、当該者を特殊標章等の交付をした

者に関する台帳（様式第2号）に登録した上で、特殊標章等を作成し交付する。

- 2 市長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（様式第3号）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（様式第2号）に登録した上で、特殊標章等を作成し交付する。

第2章 特殊標章の交付等

（腕章及び帽章の交付等）

第5条 市長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち、武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認めるものに対し、平時において、別表で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

- 2 市長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者（前項において掲げる者を除く。）並びに同条第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。
- 3 前項の規定により腕章等の交付を受けた者は、武力攻撃事態等が終了したときは、当該腕章等を返納しなければならない。

（旗及び車両章の交付）

第6条 市長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所又は車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに別表で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）を併せて、交付することができる。

（訓練における使用）

第7条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者（第5条第1項に掲げる者を除く。）に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

- 2 市長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等を併せて貸与することができるものとする。

（特殊標章の交付の特例）

第8条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、第5条第2項に掲げる者が申請する時間的余裕がないと認めるときは、申請がない場合にあっても、特殊標章のみを交付することができるものとする。

- 2 前項の場合において、当該緊急を要する事項が終了したときは、市長が必要があると認め

る場合を除き、特殊標章を交付した者に対して、当該特殊標章の返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（様式第4号）により、速やかに市長に再交付の申請をし、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第3章 身分証明書の交付等

(身分証明書の交付)

第10条 市長は、第5条の規定により、腕章等を交付した者に対し、様式第1号で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、併せて身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（様式第5号）により速やかに市長に再交付の申請をし、身分証明書の再交付を受けるものとする。身分証明書の記載事項に異動があった場合も、同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第13条 第5条第1項の規定により特殊標章を交付する者に対し市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付日から5年とする。

2 第5条第2項の規定により特殊標章を交付する者に対し市長が交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

第4章 保管及び返納

(保管)

第14条 市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務若しくは協力をに行ってい

る場合又は訓練若しくは啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他市長が必要があると認めたときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第5章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を実行している場合及び訓練のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 場所を識別させるための特殊標章等の交付を受けた者は、当該特殊標章等を専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用する場所等において使用しなければならない。

(周知)

第17条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第6章 雜則

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドラインに定めるところによる。

(所管)

第19条 本市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、総務局危機管理総室危機管理課が行う。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

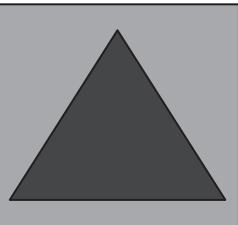
附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

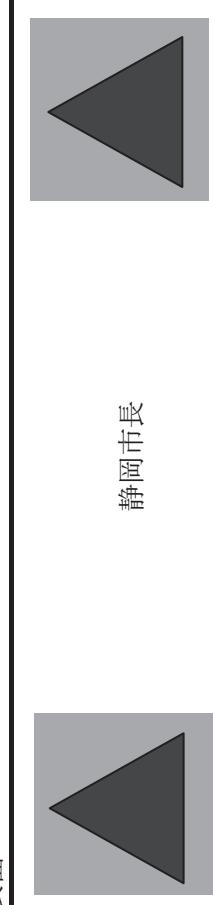
別表（第2条・第6条関係）

区分	表示		制式
	位置	形状	
腕章	左腕に表示		<p>①オレンジ色地に青色の正三角形とすること。 ②三角形の一の角が垂直に上を向いていること。 ③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。</p>
帽章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張、掲揚若しくは表示、又は船舶に掲揚若しくは表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

備考 特殊標章等は、区分ごとに一連の登録番号を表面右下すみに付すること。

様式第1号（第2条関係）

表面



裏面

<p>身長／Height _____</p> <p>その他の特徴又は情報／Other distinguishing marks or information :</p> <p>血液型／Blood type _____</p>	<p>眼の色／Eyes _____</p> <p>頭髪の色／Hair _____</p>
<p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p>	
<p>氏名／Name _____ 生年月日／Date of birth _____</p>	
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によつて保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>	
<p>印 章／Stamp _____</p>	<p>所持者の署名／Signature of holder _____</p>
<p>交付等の年月日／Date of issue _____ 証明書番号／No. of card _____</p> <p>許可権者の署名／Signature of issuing authority _____</p> <p>有効期間の満了日／Date of expiry _____</p>	

日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル)

証明書 番号 (記載例) 1	氏名(漢字) 静岡 太郎	氏名(ローマ字) Taro Shizuoka	生年月日 1975/6/18	資 格 静岡市の職員	交付等 の年月日 2006/4/1	有効期間 の満了日 2008/3/31	身 長 173	眼 の 色 黒 茶	頭髪の色 O(Rh+)	血液型 眼鏡着用	その他の特徴等 ヘルメット、腕章用×1	標章の使用	返納日 2008/3/31 所属:総務課	備考
2														
3														

様式第3号（第4条関係）

特殊標章等に係る交付申請書

年　月　日

(宛先) 静岡市長

国民保護法第158条に規定する特殊標章等の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

氏名：(漢字) (ローマ字)	生年月日（西暦）年.....月.....日
申請者の連絡先 住 所：郵便番号 電話番号： E-mail :	写 真 縦4×横3cm (身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)
識別のための情報（身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載） 身 長： cm 眼の色： 頭髪の色： 血液型： (Rh因子)	
標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)	
(許可権者使用欄) 資 格： 証明書番号： 交付等の年月日： 有効期間の満了日： 返納日：	

様式第4号（第9条関係）

特殊標章再交付申請書

年　月　日

(宛先) 静岡市長

申 請 者
住 所 _____ (電話 _____)
氏 名 _____ 

特殊標章の再交付を受けたいので、静岡市長の交付する特殊標章及び身分証明書に関する要綱第9条第1項の規定により申請します。

- 1　紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号
- 2　紛失（破損等）年月日
- 3　紛失の状況（破損等の理由）
- 4　その他必要な事項

様式第5号（第12条関係）

身分証明書再交付申請書

年　月　日

(宛先) 静岡市長

申 請 者	(電話)
住 所	
氏 名	印

身分証明書の再交付を受けたいので、静岡市長の交付する特殊標章及び身分証明書に関する要綱第12条第1項の規定により申請します。

- 1 旧身分証明書番号
- 2 理由
- 3 その他必要な事項

備考

- 1 理由には、紛失、汚損及び記載事項の変更等を記入してください。
- 2 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を記入してください。
- 3 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を記入してください。

資料編

5-7 静岡市水防管理者の交付する特殊標章及び身分証明書に関する要綱

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 特殊標章の交付等（第5条～第9条）
- 第3章 身分証明書の交付等（第10条～第13条）
- 第4章 保管及び返納（第14条・第15条）
- 第5章 濫用の禁止等（第16条・第17条）
- 第6章 雜則（第18条・第19条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、静岡市水防管理者の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続その他の必要な事項を定めるものとする。

（特殊標章等）

第2条 国民保護法第158条第1項の特殊標章の区分、表示及び制式は、別表に定めるとおりとする。

2 国民保護法第158条第1項の身分証明書の形式は、様式第1号に定めるとおりとする。

（交付の対象者）

第3条 水防管理者は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- （1）水防団長及び水防団員
- （3）水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- （4）水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

（交付の手続）

第4条 水防管理者は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、当該者を特殊標章等の交付をした者に関する台帳（様式第2号）に登録した上で、特殊標章等を作成し交付する。

2 水防管理者は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特

殊標章等に係る交付申請書（様式第3号）による申請に基づき、その内容を適正と認めるとときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（様式第2号）に登録した上で、特殊標章等を作成し交付する。

第2章 特殊標章の交付等

（腕章及び帽章の交付等）

第5条 水防管理者は、第3条第1号に掲げる者のうち、武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、水防管理者が必要と認めるものに対し、平時において、別表で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

- 2 水防管理者は、第3条第1号に掲げる者（前項において掲げる者を除く。）並びに同条第2号及び第3号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。
- 3 前項の規定により腕章等の交付を受けた者は、武力攻撃事態等が終了したときは、当該腕章等を返納しなければならない。

（旗及び車両章の交付）

第6条 水防管理者は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所又は車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに別表で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）を併せて、交付することができる。

（訓練における使用）

第7条 水防管理者は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

- 2 水防管理者は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等を併せて貸与することができるものとする。

（特殊標章の交付の特例）

第8条 水防管理者は、人命救助等のために特に緊急を要し、第4条に掲げる者が申請する時間的余裕がないと認めるとときは、申請がない場合にあっても、特殊標章のみを交付することができるものとする。

- 2 前項の場合において、当該緊急を要する事項が終了したときは、水防管理者が必要があると認める場合を除き、特殊標章を交付した者に対して、当該特殊標章の返納を求めるものとする。

（特殊標章の再交付）

第9条 水防管理者から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に

堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（様式第4号）により、速やかに水防管理者に再交付の申請をし、特殊標章の再交付を受けるものとする。

- 2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第3章 身分証明書の交付等

（身分証明書の交付）

第10条 水防管理者は、第5条の規定により、腕章等を交付した者に対し、様式第1号で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

（身分証明書の携帯）

第11条 水防管理者から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、併せて身分証明書を携帯するものとする。

（身分証明書の再交付）

第12条 水防管理者から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（様式第5号）により速やかに水防管理者に再交付の申請をし、身分証明書の再交付を受けるものとする。身分証明書の記載事項に異動があった場合も、同様とする。

- 2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

（有効期間及び更新）

第13条 第5条第1項の規定により特殊標章を交付する者に対し水防管理者が交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、水防管理者が必要と認める期間とする。

第4章 保管及び返納

（保管）

第14条 水防管理者は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務若しくは協力を行っている場合又は訓練若しくは啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

（返納）

第15条 水防管理者から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他水防管理者が必要があると認めたときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第5章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 場所を識別させるための特殊標章等の交付を受けた者は、当該特殊標章等を専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用する場所等において使用しなければならない。

(周知)

第17条 水防管理者は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第6章 雜則

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドラインに定めるところによる。

(所管)

第19条 本水防本部における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、総務局危機管理総室危機管理課が行う。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月31日から施行する。

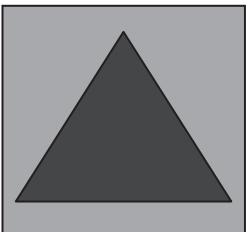
附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月31日から施行する。

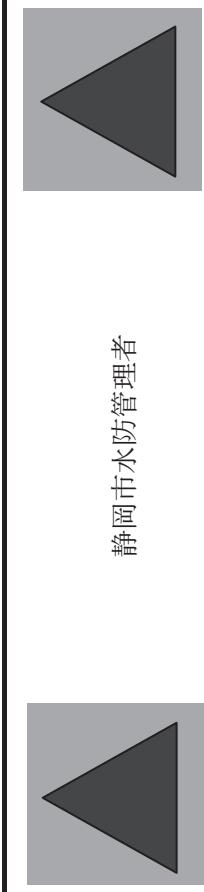
別表（第2条・第6条関係）

区分	表示		制式
	位置	形状	
腕章	左腕に表示		①オレンジ色地に青色の正三角形とすること。 ②三角形の一の角が垂直に上を向いていること。 ③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
帽章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張、掲揚若しくは表示、又は船舶に掲揚若しくは表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

備考 特殊標章等は、区分ごとに一連の登録番号を表面右下すみに付すること。

様式第1号（第2条関係）

表面



裏面

身長／Height	眼の色／Eyes	頭髪の色／Hair
その他の特徴又は情報／Other distinguishing marks or information :		
血液型／Blood type		
IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名／Name		
生年月日／Date of birth		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>		
印鑑／Stamp		所持者の署名／Signature of holder
交付等の年月日／Date of issue		
許可権者の署名／Signature of issuing authority		
有効期間の満了日／Date of expiry		

日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル)

証明書 番号	氏名(漢字)	氏名(ローマ字)	生年月日	資 格	交付等 の年月日	有効期間 の満了日	身 長	眼の色	頭髪の色	血液型	その他特徴等	標章の使用	返納日	備考
(記載例) 1	静岡 太郎	Taro Shizuoka	1975/6/18	静岡市水防団員	2006/4/1	2008/3/31	173	黒	茶	O(Rh+)	眼鏡着用	ヘルメット、腕章用×1	2008/3/31	所属:〇〇分団
2														
3														

様式第3号（第4条関係）

特殊標章等に係る交付申請書

年　月　日

(宛先) 静岡市水防管理者

国民保護法第158条に規定する特殊標章等の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

氏名：(漢字) (ローマ字)	生年月日 (西暦)年.....月.....日
申請者の連絡先 住 所：郵便番号 電話番号： E-mail :	写 真 縦4×横3cm (身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)
識別のための情報 (身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身長： cm 眼の色： 頭髪の色： 血液型： (Rh因子)	
標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)	
(許可権者使用欄) 資格： 証明書番号： 交付等の年月日： 有効期間の満了日： 返納日：	

様式第4号（第9条関係）

特殊標章再交付申請書

年　月　日

(宛先) 静岡市水防管理者

申 請 者
住 所 _____ (電話 _____)
氏 名 _____ 

特殊標章の再交付を受けたいので、静岡市水防管理者の交付する特殊標章及び身分証明書に関する要綱第9条第1項の規定により申請します。

- 1　紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号
- 2　紛失（破損等）年月日
- 3　紛失の状況（破損等の理由）
- 4　その他必要な事項

様式第5号（第12条関係）

身分証明書再交付申請書

年　月　日

(宛先) 静岡市水防管理者

申 請 者	(電話)
住 所	
氏 名	印

身分証明書の再交付を受けたいので、静岡市水防管理者の交付する特殊標章及び身分証明書に関する要綱第12条第1項の規定により申請します。

- 1 旧身分証明書番号
- 2 理由
- 3 その他必要な事項

備考

- 1 理由には、紛失、汚損及び記載事項の変更等を記入してください。
- 2 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を記入してください。
- 3 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を記入してください。

資料編

6 指定避難施設・避難地一覧

6-1 指定避難施設一覧

	名称	所在地	連絡先
葵区			
1	静岡市立清沢小学校	葵区相俣99-1	054-295-3010
2	静岡市立足久保小学校	葵区足久保奥組741-1	054-296-0051
3	静岡市立美和中学校	葵区足久保口組3276-2	054-296-0009
4	静岡市立安倍口小学校	葵区安倍口新田50	054-296-0005
5	静岡市立麻機小学校	葵区有永421-1	054-245-9826
6	静岡市立安東中学校	葵区安東3-13-1	054-246-6418
7	静岡市立安東小学校	葵区安東3-16-1	054-245-2638
8	旧静岡市立井川小学校	葵区井川1708-1	054-260-2004
9	静岡市立井川中学校	葵区井川1561-3	054-260-2200
10	静岡市立番町小学校	葵区新富町1-23-1	054-253-2148
11	特別支援教育センター	葵区一番町50	054-255-3600
12	静岡市立賤機中小学校	葵区牛妻2095-2	054-294-0003
13	静岡市立梅ヶ島小学校	葵区梅ヶ島1309-1	054-269-2009
14	静岡市立梅ヶ島中学校	葵区梅ヶ島1309-1	054-269-2148
15	静岡市立美和小学校	葵区遠藤新田69-1	054-296-0700
16	静岡市立中藁科小学校	葵区大原942-1	054-279-0130
17	静岡市立藁科中学校	葵区大原1398-1	054-279-0120
18	静岡市立玉川小学校	葵区落合103-3	054-292-2012
19	静岡市立井宮北小学校	葵区上伝馬2-1	054-272-1326
20	静岡県立静岡東高等学校	葵区川合3-24-1	054-261-6636
21	静岡市立千代田東小学校	葵区川合3-4-1	054-262-1842
22	静岡市立観山中学校	葵区観山8-2	054-247-4812
23	静岡県立静岡城北高等学校	葵区北安東2-29-1	054-245-5466
24	静岡市立城北小学校	葵区北安東4-27-3	054-246-4111
25	静岡市立北沼上小学校	葵区北沼上1020	054-266-2021
26	静岡市立東中学校	葵区沓谷1-6-1	054-245-3695
27	静岡市立千代田小学校	葵区沓谷5-47-1	054-261-2685
28	静岡市立峰山小学校	葵区黒俣2741-16	054-295-3131
29	静岡市立中藁科小小布杉分校	葵区小布杉1756-1	054-270-1301
30	静岡市立新通小学校	葵区駒形通2-4-47	054-252-1301
31	静岡市立賤機中学校	葵区下1353-1	054-294-9503
32	静岡市立葵小学校	葵区城内町7-9	054-255-3471
33	北部生涯学習センター	葵区昭府2-14-1	054-271-5111
34	静岡市立服織西小学校	葵区新聞759-1-1	054-278-9793
35	静岡市立安西小学校	葵区安西1-96-3	054-271-1551
36	静岡市立末広中学校	葵区末広町41	054-271-8171
37	静岡市立城内中学校	葵区駿府町1-107	054-254-5486
38	静岡市立竜爪中学校	葵区瀬名7-31-40	054-264-1100
39	静岡市立西奈小学校	葵区瀬名3-23-1	054-261-3041
40	西部生涯学習センター	葵区田町3-46-1	054-255-3960
41	静岡市立田町小学校	葵区田町5-70	054-255-3428
42	静岡県立静岡商業高等学校	葵区田町7-90	054-255-6241
43	静岡市立賤機北小学校	葵区俵沢234-1	054-294-0004
44	静岡市立高等学校	葵区千代田3-1-1	054-245-0417
45	静岡市立伝馬町小学校	葵区伝馬町14-2	054-254-9185
46	静岡県立静岡高等学校	葵区長谷町66	054-245-0567
47	静岡市立服織中学校	葵区羽鳥740-4	054-278-9731
48	静岡市立服織小学校	葵区羽鳥1390-5	054-278-6322
49	葵生涯学習センター	葵区東草深町3-18	054-246-6191
50	静岡市立西奈中学校	葵区東瀬名町14-1	054-261-3040
51	東部体育館	葵区東千代田2-3-1	054-264-8485
52	東部生涯学習センター	葵区千代田7-8-15	054-263-0338
53	静岡市立大川小中学校	葵区日向876	054-291-2031
54	静岡市立大河内小中学校	葵区平野1850-66	054-293-2004
駿河区			
1	静岡市立森下小学校	駿河区森下町2-1	054-286-3105
2	静岡市立東豊田小学校	駿河区池田491-2	054-262-1191
3	静岡県立駿河総合高校	駿河区有東3-4-17	054-285-2271
4	ふじのくに地球環境史ミュージアム	駿河区大谷5762	054-260-7111
5	静岡市立大谷小学校	駿河区大谷3683-2	054-237-0008
6	長田体育館	駿河区鎌田574-1	054-257-3411
7	静岡市立東豊田中学校	駿河区吉田5-23-1	054-262-1231
8	静岡市立東源台小学校	駿河区吉田6-7-45	054-265-2500
9	静岡市立川原小学校	駿河区下川原4-14-1	054-259-5911
10	静岡市立大里東小学校	駿河区高松2310	054-237-0879
11	長田生涯学習センター	駿河区寺田131-1	054-257-0780
12	静岡市立長田東小学校	駿河区東新田3-10-1	054-259-7516
13	静岡市立豊田中学校	駿河区豊田1-3-1	054-285-8201
14	静岡市立富士見小学校	駿河区登呂1-1-1	054-286-3165
15	静岡市立高松中学校	駿河区登呂4-6-1	054-285-4154
16	静岡市立中島小学校	駿河区中島2992-1	054-283-4455
17	静岡市立中田小学校	駿河区中田2-14-1	054-286-3245
18	静岡市立大里中学校	駿河区中野新田57-5	054-285-0185
19	大里生涯学習センター	駿河区中野新田57-5	054-283-1698
20	静岡市立大里西小学校	駿河区中原400	054-285-9195
21	静岡県立静岡聴覚特別支援学校	駿河区中村町251	054-283-6441
22	静岡市立長田南小学校	駿河区広野4-7-1	054-259-6133
23	静岡市立久能小学校	駿河区古宿213-2	054-237-4744
24	静岡市立西豊田小学校	駿河区曲金2-8-80	054-285-9165

	名称	所在地	連絡先
25	南部体育館	駿河区曲金3-1-13	054-285-1133
26	静岡県立静岡視覚特別支援学校	駿河区曲金6-1-5	054-283-7300
27	静岡市立長田西中学校	駿河区丸子1-1-1	054-259-1278
28	静岡市立長田西小学校	駿河区丸子6-15-65	054-259-8256
29	静岡市立長田南中学校	駿河区みずほ3-9-1	054-259-2341
30	静岡市立静岡看護専門学校	駿河区南八幡町8-1	054-288-1230
31	静岡市立南部小学校	駿河区南八幡町11-1	054-286-8019
32	南部生涯学習センター	駿河区南八幡町25-21	054-281-2184
33	静岡市立南中学校	駿河区宮竹2-11-1	054-237-4900
34	静岡市立宮竹小学校	駿河区宮竹2-12-1	054-237-2231
35	静岡市立長田北小学校	駿河区向敷地890	054-258-2997
36	静岡市立城山中学校	駿河区小坂2-33	054-258-4646
37	静岡市立中島中学校	駿河区中島3303	054-284-8740
38	才一ク長田	駿河区上川原13-1	054-259-5522
39	県男女共同参画センター	駿河区馬淵1-17-1	054-255-8440
40	静岡県立大学	駿河区谷田52-1	054-264-5102
41	国立大学法人静岡大学	駿河区大谷836	054-237-1111
42	静岡県立駿河総合高校体育馆	駿河区有東3-4-17	054-285-2271
43	(一社)静岡県農業会館	駿河区曲金3-8-1	054-284-9501
44	静岡市中島児童館	駿河区中島2992	054-289-5316

清水区

1	静岡県立清水西高等学校	清水区青葉町5-1	054-352-2225
2	静岡県立清水東高等学校	清水区秋吉町5-10	054-366-7030
3	静岡市立清水庵原小学校	清水区庵原町1723	054-365-3824
4	静岡市立清水中央図書館	清水区入江岡町15-23	054-354-1331
5	静岡市立清水有度第一小学校	清水区有度本町3-1	054-345-0511
6	静岡市立清水江尻小学校	清水区江尻町14-63	054-366-6010
7	静岡市立清水入江小学校	清水区追分2-3-1	054-366-6210
8	静岡市立清水第八中学校	清水区追分4-2429	054-345-5488
9	静岡市立清水小河内小学校	清水区小河内2723	054-393-2044
10	静岡市立清水高部東小学校	清水区押切1907	054-347-2861
11	静岡市立清水高部小学校	清水区押切1115-2	054-345-7010
12	静岡市立清水興津小学校	清水区興津中町350-1	054-369-0185
13	静岡市立清水興津中学校	清水区興津中町1478-10	054-369-0105
14	静岡県立清水南高等学校	清水区折戸3-2-1	054-334-0431
15	静岡市立清水三保第二小学校	清水区折戸5-8-2	054-334-6364
16	静岡市立清水岡小学校	清水区神田町4-3	054-353-3368
17	静岡市立清水第二中学校	清水区神田町4-57	054-353-3371
18	静岡市立清水船越小学校	清水区北矢部831-1	054-351-1804
19	静岡市立清水第七中学校	清水区草薙3-9-20	054-345-5478
20	静岡市立清水有度第二小学校	清水区草薙杉道3-19-1	054-345-2391
21	静岡市立清水駒越小学校	清水区桜が丘町7-15	054-353-5388
22	江尻生涯学習交流館	清水区穴原919	054-394-0341
23	静岡市立清水小島小学校	清水区小島町619	054-393-2014
24	岡生涯学習交流館	清水区桜が丘町7-1	054-354-1350
25	静岡市立清水桜が丘高校	清水区桜が丘町7-15	054-353-5388
26	静岡市立清水第三中学校	清水区三光町57	054-353-1194
27	静岡市立清水穴原小学校	清水区穴原919	054-394-0341
28	静岡市立清水飯田小学校	清水区下野中2-40	054-366-6091
29	静岡市立清水不二見小学校	清水区新緑町2-21	054-334-2510
30	清水総合運動場	清水区清開2-1-1	054-334-5049
31	静岡市立清水袖師小学校	清水区袖師町420	054-366-7310
32	静岡市立清水小島中学校	清水区但沼町271	054-393-2059
33	静岡市立清水辻小学校	清水区辻4-3-40	054-365-5910
34	静岡市立清水第六中学校	清水区天王西10-40	054-366-6520
35	静岡市立清水河内小学校	清水区河内2583-1	054-395-2241
36	静岡市立清水袖師中学校	清水区西久保125-1	054-366-6820
37	静岡市立清水西河内小学校	清水区西里143	054-395-2041
38	浜田生涯学習交流館	清水区浜田町4-4	054-351-3030
39	静岡市立清水浜田小学校	清水区浜田町11-1	054-353-6135
40	静岡市立清水庵原中学校	清水区原245	054-366-0059

	名称	所在地	連絡先
41	静岡市立清水小学校	清水区松井町15-1	054-353-3341
42	静岡市立清水三保第一小学校	清水区三保1069-1	054-334-0721
43	静岡市立清水第五中学校	清水区三保1720	054-334-0034
44	清水テルサ(東部勤労者福祉センター)	清水区島崎町223	054-355-3111
45	清水南部交流センター	清水区駒越南町9-50	054-335-0609
46	清水船越老人福祉センター	清水区船越町2-9-26	054-352-5505
47	静岡市立清水第一中学校	清水区宮代町5-55	054-366-5920
48	静岡市立清水第四中学校	清水区村松683-1	054-334-2261
49	静岡市立清水飯田東小学校	清水区八坂北1-23-40	054-365-1444
50	静岡県立清水特別支援学校	清水区八坂東1-16-1	054-368-6800
51	静岡市立清水飯田中学校	清水区山原112-1	054-365-9571
52	清見渕公園スポーツセンター	清水区横砂408-38	054-367-9780
53	静岡市立清水河内中学校	清水区和田島303	054-395-2321
54	静岡市立清水と田島小学校	清水区和田島611	054-395-2031
55	静岡市立蒲原中学校	清水区蒲原49	054-385-4115
56	静岡市立蒲原東小学校	清水区蒲原666	054-385-4155
57	静岡市立蒲原西小学校	清水区蒲原新田2-25-1	054-385-4125
58	静岡市立由比中学校	清水区由比456	054-375-3135
59	静岡市立由比小学校	清水区由比町屋原329	054-375-2074
60	静岡市立由比北小学校	清水区由比山2158	054-375-3047
61	蒲原市民センター	清水区蒲原新田1-21-1	054-385-4331
62	静岡市役所清水庁舎	清水区旭町6-8	054-354-2023
63	蛇塚スポーツグラウンド	清水区蛇塚30-5	054-336-3015
64	清水北部交流センター	清水区八坂町2110-2	054-364-8902

施設数	
葵 区	84
駿河区	44
清水区	64
合 計	192

6-2指定避難地一覧

	名称	町丁目名・番(番地)・号		名称	町丁目名・番(番地)・号
葵区					
1	駿府城公園	葵区駿府城公園1-1	54	静岡市立駿機南小学校	葵区松富3-1-46
2	城北公園	葵区大岩本町105-2	55	与一スポーツ広場	葵区与一右工門地先安倍川河川敷
3	辰起町緑地スポーツ広場	葵区辰起町地先安倍川河川敷	56	静岡市立駿機中学校	葵区下1353-1
4	田町緑地スポーツ広場	葵区田町地先安倍川河川敷	57	下スポーツ広場	葵区下地先安倍川河川敷
5	弥勒スポーツ広場	葵区弥勒地先安倍川河川敷	58	静岡市立駿機中小学校	葵区牛妻2095-2
6	静岡県立静岡高等学校	葵区長谷町55	59	門屋スポーツ広場	葵区門屋地先安倍川河川敷
7	西草深公園	葵区西草深町27-9	60	静岡市立駿機北小学校	葵区俵沢234-1
8	鷹匠公園	葵区鷹匠3-15	61	郷島スポーツ広場	葵区郷島地先安倍川河川敷
9	清水山公園	葵区音羽町1-2	62	静岡県立静岡西高等学校	葵区牧ヶ谷680
10	静岡市立横内小学校	葵区緑町1-1	63	静岡市立南藁科小学校	葵区吉津400
11	静岡市立伝馬町小学校	葵区伝馬町14-2	64	静岡市立藁科中学校	葵区大原1398-1
12	静岡市立番町小学校	葵区一番町50	65	静岡市立中藁科小学校	葵区大原942-1
13	静岡市立安東小学校	葵区安東3-16-1	66	静岡市立中藁科小小布杉分校	葵区小布杉1756-1
14	静岡市立安東中学校	葵区安東3-13-1	67	静岡市立水見色小学校	葵区水見色1040-3
15	静岡県立静岡城北高等学校	葵区北安東2-3-1	68	静岡市立服織小学校	葵区羽鳥1390-5
16	静岡市立安西小学校	葵区安西1-96-3	69	静岡市立服織中学校	葵区羽鳥740-4
17	静岡市立末広中学校	葵区末広町41	70	山崎新田スポーツ広場	葵区山崎新田地先安倍川河川敷
18	田町公園	葵区田町3-46-5	71	千代スポーツ広場	葵区千代地先安倍川河川敷
19	静岡市立新通小学校	葵区駒形通2-4-47	72	静岡市静岡斎場	葵区慈悲尾472-1
20	常磐公園	葵区常磐町3-3-1	73	静岡市立服織西小学校	葵区新聞759-1-1
21	駒形第二公園	葵区駒形通4-12-1	74	新聞宮前スポーツ広場	葵区新聞谷川新聞宮前地先
22	静岡市立田町小学校	葵区田町5-70	75	西ヶ谷総合運動場	葵区西ヶ谷8-1
23	静岡市立安倍川中学校	葵区弥勒2-11-1	76	静岡市立安倍口小学校	葵区安倍口新田50
24	静岡県立静岡商業高等学校	葵区田町7-90	77	静岡市立美和小学校	葵区遠藤新田69-1
25	静岡市立葵小学校	葵区城内町7-9	78	安倍口スポーツ広場	葵区安倍口地先安倍川河川敷
26	静岡市立城内中学校	葵区駿府町1-107	79	静岡市立足久保小学校	葵区足久保奥組741
27	静岡市立駒形小学校	葵区南安倍2-1-1	80	静岡市立美和中学校	葵区足久保口組3276-2
28	静岡市立井宮小学校	葵区平和1-7-1	81	足久保スポーツ広場	葵区足久保地先諸川河川敷
29	住吉公園	葵区住吉町2-53	82	静岡市立松野小学校	葵区松野598-2
30	新通公園	葵区駒形通2-6-9	83	静岡市立清沢小学校	葵区相俣99-1
31	静岡市立籠上中学校	葵区平和町2-2-1	84	清沢東小跡地	葵区鍵穴72
32	伝馬町新田スポーツ広場	葵区伝馬町新田地先安倍川河川敷	85	静岡市立峰山小学校	葵区黒俣2741-16
33	桜町スポーツ広場	葵区桜町地先安倍川河川敷	86	黒俣分校跡地	葵区黒俣1590
34	静岡市立井宮北小学校	葵区上伝馬2-1	87	静岡市立大川小学校跡地	葵区日向876
35	堤町緑地スポーツ広場	葵区堤町地先安倍川河川敷	88	静岡市立大川小学校	葵区落合103-3
36	静岡市立城北小学校	葵区北安東4-27-3	89	静岡市立玉川小学校	葵区落合103-3
37	静岡市立竜南小学校	葵区竜南1-23-1	90	玉川キャンプセンター	葵区長妻田755
38	静岡市立高等学校	葵区千代田3-1-1	91	静岡市立大河内小学校跡地	葵区平野1850-3
39	静岡市立立麻機小学校	葵区有永421-1	92	静岡市立大河内小学校	葵区平野1850-66
40	北大門公園	葵区北521-2	93	横山スポーツ広場	葵区横山地先安倍川河川敷
41	静岡市立觀山中学校	葵区觀山8-2	94	静岡市立梅ヶ島小学校	葵区梅ヶ島1309-1
42	静岡市立東中学校	葵区沓谷1-6-1	95	静岡市立梅ヶ島中学校	葵区梅ヶ島1309-1
43	静岡市立千代田小学校	葵区沓谷5-47-1	96	静岡市立井川小学校跡地	葵区井川708-1
44	沓谷第一公園	葵区沓谷6-4	97	静岡市立井川小中学校	葵区井川1561-3
45	沓谷東公園	葵区沓谷6-23	98	伝馬公園	葵区伝馬町14-1
46	静岡県立静岡農業高等学校	葵区古庄3-1-1	99	川合本田公園	葵区川合1297-1
47	静岡市立千代田東小学校	葵区川合996-1	100	瀬名水梨スポーツ広場	葵区南沼上1460
48	静岡県立静岡東高等学校	葵区川合3-24-1	101	瀬名川西公園	葵区川合392
49	静岡市立西奈小学校	葵区瀬名3-23-1	102	静岡県立静岡中央高等学校	葵区城北2-29-1
50	静岡市立西奈中学校	葵区東瀬名町14-1	103	新幕公園	葵区瀬名6-4066
51	静岡市立西奈南小学校	葵区南瀬名町1-20	104	建穂みどり公園	葵区建穂746-1
52	静岡市立北沼上小学校	葵区北沼上1020	105	牧ヶ谷北公園	葵区牧ヶ谷2175
53	静岡市立竜爪中学校	葵区瀬名7-31-40	106	今宮公園	葵区北2130
			107	静岡市青葉会議棟	葵区追手町4-16

	名称	町丁目名・番(番地)・号
108	特別支援教育センター	葵区一番町50
109	静岡大学付属小中学校	葵区駿府町1-94
110	青木の杜公園	葵区城東町54
111	城東公園	葵区城東町11
112	城東保健福祉エリア	葵区城東町24-1
113	安東公園	葵区安東1-309
114	竜南雨坪公園	葵区竜南3-161
115	旧陸軍墓地	葵区沓谷6-2-1
116	科学技術高等学校	葵区長沼500-1
117	北才光寺公園	葵区北1658-1
118	県営住宅麻機羽高団地	葵区北2488
119	静岡市立有東木分校跡地	葵区有東木775-2
120	大河内北小学校跡地	葵区渡522
121	玉川西公民館	葵区落合1417-12
122	市立井川北小跡地	葵区田代358
123	口坂本避難所	葵区口坂本544

駿河区

1	静岡市立宮竹小学校	駿河区宮竹2-12-1
2	南安倍公園	駿河区南安倍3-556
3	南安倍スポーツ広場	駿河区南安倍3丁目安倍川河川敷
4	中原スポーツ広場	駿河区緑ヶ丘町地先安倍川河川敷
5	広野公園	駿河区広野2-81
6	静岡市立長田南小学校	駿河区広野4-7-1
7	下川原公園	駿河区下川原6-24-6
8	静岡市立川原小学校	駿河区下川原4-14-1
9	静岡市立中島小学校	駿河区中島2992-1
10	高松公園	駿河区宮竹1-229
11	静岡市立南中学校	駿河区宮竹2-11-1
12	静岡市立大里東小学校	駿河区高松2310
13	中野新田スポーツ広場	駿河区中野新田地先
14	静岡市立大谷小学校	駿河区大谷3683-2
15	静岡市立久能小学校	駿河区古宿213-2
16	静岡市立中田小学校	駿河区中田2-14-1
17	静岡市立森下小学校	駿河区森下町2-1
18	静岡市立西豊田小学校	駿河区曲金2-8-80
19	静岡市立南部小学校	駿河区南八幡町11-1
20	静岡市立大里中学校	駿河区中野新田57-5
21	静岡市立東豊田中学校	駿河区国吉田5-23-1
22	静岡市立東豊田小学校	駿河区池田491-2
23	池田公園	駿河区池田605
24	池田島崎公園	駿河区池田819
25	小鹿公園	駿河区小鹿930-1
26	競輪場駐車場	駿河区小鹿230-1外
27	静岡県立静岡視覚特別支援学校	駿河区曲金6-1-5
28	静岡市立豊田中学校	駿河区豊田1-3-1
29	森下公園	駿河区八幡2-16
30	静岡市立駿河総合高等学校	駿河区有東3-4-17
31	静岡市立富士見小学校	駿河区登呂1-1-1
32	静岡市立高松中学校	駿河区登呂4-6-1
33	登呂公園	駿河区登呂5-457-1
34	ふじのくに地球環境史ミュージアム	駿河区大谷5762
35	静岡市立大里西小学校	駿河区中原400
36	静岡県立静岡聴覚特別支援学校	駿河区中村町251
37	新川公園	駿河区新川2-13
38	静岡市立城山中学校	駿河区小坂2-33
39	静岡市立長田南中学校	駿河区みずほ3-9-1
40	みずほ公園	駿河区みずほ5-12-1
41	みずほなかよし公園	駿河区みずほ1-8-1
42	静岡市立長田東小学校	駿河区東新田3-10-1

	名称	町丁目名・番(番地)・号
43	東新田スポーツ広場	駿河区東新田地先安倍川河川敷
44	丸子新田スポーツ広場	駿河区丸子新田地先安倍川河川敷
45	静岡市立長田西小学校	駿河区丸子6-15-65
46	丸子尻高公園	駿河区丸子3-682-4
47	静岡市立長田西中学校	駿河区丸子1-1-1
48	戸斗前公園	駿河区北丸子2-14-3
49	丸子川スポーツ広場	駿河区丸子7
50	静岡市立長田北小学校	駿河区向敷地890
51	向敷地スポーツ広場	駿河区向敷地地先安倍川河川敷
52	東新田公園	駿河区東新田4-924
53	静岡市立東源台小学校	駿河区国吉田6-7-45
54	中原桔梗公園	駿河区中原475-1
55	高松神明原公園	駿河区高松2-315
56	中吉田公園	駿河区中吉田940
57	片山公園	駿河区大谷839
58	下川原東公園	駿河区下川原4-115
59	八幡山公園	駿河区八幡山7
60	静岡聴覚特別支援学校	駿河区中村町251
61	静岡県立大学	駿河区谷田52-1
62	静岡県立大学短期大学部	駿河区小鹿2-2-1
63	市立東豊田小学校	駿河区池田491-2
64	草薙総合運動場	駿河区栗原19-1
65	国立大学法人静岡大学	駿河区大谷836
66	向ヶ丘広場	駿河区向敷地614-9
67	道の駅宇津ノ谷峠	駿河区宇津ノ谷82-2

清水区

1	三保生涯学習交流館	清水区三保1047-8
2	静岡市立清水第五中学校	清水区三保1720
3	静岡市立清水三保第一小学校	清水区三保1069-1
4	静岡市立清水三保第二小学校	清水区折戸5-8-2
5	静岡市立清水駒越小学校	清水区駒越東町2-20
6	清水忠靈塔公園	清水区迎山町1
7	清水総合運動場体育館	清水区清開2-1-1
8	静岡市立清水小学校	清水区松井町15-1
9	静岡市立清水不二見小学校	清水区新緑町2-21
10	静岡市立清水第四中学校	清水区村松683-1
11	清水日本平運動公園	清水区村松3880-1
12	静岡市立清水第三中学校	清水区三光町3-57
13	静岡市立清水浜田小学校	清水区浜田町11-1
14	清水テクノカレッジ屋外	清水区楠160
15	清水月見公園	清水区月見町155
16	清水桜が丘公園	清水区桜が丘町7
17	静岡市立清水入江小学校	清水区追分2-3-1
18	静岡市立清水岡小学校	清水区神田町4-3
19	静岡市立清水第二中学校	清水区神田町4-57
20	静岡県立清水西高等学校	清水区青葉町5-1
21	静岡市立清水船越小学校	清水区北矢部831-1
22	清水船越堤公園	清水区船越497
23	静岡市立清水有度第一小学校	清水区有度本町3-1
24	静岡市立清水第八中学校	清水区追分4-2429
25	静岡市立清水第七中学校	清水区草薙3-9-20
26	静岡市立清水有度第二小学校	清水区草薙杉道3-19-1
27	静岡市立清水江尻小学校	清水区江尻町14-63
28	静岡市立清水辻小学校	清水区辻4-3-40
29	静岡市立清水袖師小学校	清水区袖師町420
30	静岡市立清水第一中学校	清水区宮代町5-55
31	静岡市立清水袖師中学校	清水区西久保125-1
32	静岡市立清水飯田東小学校	清水区八坂北1-23-40
33	静岡県立清水特別支援学校	清水区八坂東1-16-5

	名称	町丁目名・番(番地)・号
34	静岡県立清水東高等学校	清水区秋吉町5-1
35	静岡市立清水興津小学校	清水区興津中町350-1
36	静岡市立清水興津中学校	清水区興津中町1478-10
37	静岡市立蒲原西小学校	清水区蒲原新田2-25-1
38	静岡市立蒲原東小学校	清水区蒲原666
39	静岡市立蒲原中学校	清水区蒲原49
40	旧蒲原支所前広場	清水区蒲原新田2-16-8
41	静岡市立由比中学校	清水区由比456
42	静岡市立由比小学校	清水区由比町屋原329
43	静岡市立由比北小学校	清水区由比入山2158
44	西倉沢漁港網干場	清水区由比西倉沢地先(官有無番地)
45	静岡県果樹研究センター	清水区茂畠
46	独立行政法人海拔教育機構	清水区折戸3-18-1
47	静岡市立清水飯田小学校	清水区下野中2-40
48	静岡市立清水飯田中学校	清水区山原112-1
49	秋葉山公園	清水区八坂東1-364-2
50	静岡市立清水高部小学校	清水区押切1115-2
51	静岡市立清水高部東小学校	清水区押切1907
52	静岡市立清水庵原小学校	清水区庵原町1723
53	蒲原市民センター駐車場	清水区蒲原新田1-21-1

避難地数	
葵区	123
駿河区	67
清水区	53
合計	243

7 生活関連等施設の概要

国民保護法施行令		施設の種類
27条1号	電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第十七号の電気事業者がその事業の用に供する発電所(最大出力五万キロワット以上のものに限る。)又は変電所(使用電圧十万ボルト以上のものに限る。)	発電所、変電所
27条2号	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十三項のガス工作物(同項に規定するガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備に限り、同条第二項のガス小売り事業(同条第一項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。)の用に供するものを除く。)	ガス工作物
27条3号	水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第二項の水道事業又は同条第四項の水道用水供給事業の用に供する取水、貯水若しくは浄水のための施設又は配水池であって、これらの事業のため一日につき十万立方メートル以上の水を供給する能力を有するもの	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池
27条4号	鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第八条第一項の鉄道施設又は軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道施設であつて、鉄道又は軌道を利用する旅客の乗降、待合その他他の用に供するもののうち、当該施設の一日当たりの平均的な利用者の人数が十万人以上であるもの	鉄道施設、軌道施設
27条5号	電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号の電気通信事業者(同法第九条の登録を受けた者に限る。)がその事業の用に供する交換設備(同法第十二条の二第四項第二号ロの利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該伝送路設備の電気通信回線の数が三万に満たないもの及び同項の移動端末設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該移動端末設備の数が三万に満たないものを除く。)	電気通信事業用交換設備
27条6号	放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二十三号の基幹放送事業者(放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園を除き、地上基幹放送(放送法第二条第十五号の地上基幹放送をいう。以下この号において同じ。)を行うものに限る。)が行う放送法第二条第四号の国内放送(地上基幹放送に限る。)の業務に用いられる放送局(同条第二十号の放送局をいう。以下この号において同じ。)であつて、同法第九十一条第二項第三号に規定する放送系において他の放送局から同法第二条第一号の放送をされる同条第二十八号の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再放送することを主として行うもの以外のものの無線設備	放送無線設備
27条7号	港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第五十二条第一項第一号の国土交通省令で定める水域施設又は係留施設	水域施設、係留施設
27条8号	空港法(昭和三十一年法律第八十号)第四条第一項各号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港(以下この号において「空港等」という。)の同法第六条第一項の滑走路等及び空港等の敷地内の旅客ターミナル施設並びに空港等における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第五項の航空保安施設	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設
27条9号	河川管理施設等構造令(昭和五十一年政令第百九十九号)第二章の規定の適用を受けるダム	ダム
27条10号	法第百三条第一項の危険物質等の取扱所	
28条1号	消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二条第七項の危険物(同法第九条の四の指定数量以上のものに限る。)	危険物取扱所
28条2号	毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第二条第一項の毒物及び同条第二項の劇物(同法第三条第三項の毒物劇物営業者、同法第三条の二第一項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)	毒劇物取扱所
28条3号	火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第二条第一項の火薬類	火薬類取扱所
28条4号	高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二条の高圧ガス(同法第三条第一項各号に掲げるものを除く。)	高圧ガス取扱所
28条5号	原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)第三条第二号に規定する核燃料物質及びこれによって汚染された物(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第六十四条第一項に規定する原子力事業者等が所持するものに限る。)	核燃料物質取扱所
28条6号	原子力基本法第三条第三号に規定する核原料物質(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十七条の八第一項第三号に規定する核原料物質を除く。)	核原料物質取扱所
28条7号	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)第二条第二項に規定する放射性同位元素及び同法第一條に規定する放射性汚染物(同法第三十二条に規定する許可届出使用者等(同法第二十八条第七項の規定により同項の許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出販売業者、届出販賣業者又は許可廃棄業者とみなされる者から運搬を委託された者を含む。)が所持するものに限る。)	放射性同位元素取扱所
28条8号	医薬品医療機器等法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬(同法第四十六条第一項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。)	毒薬劇薬取扱所
28条9号	電気事業法第三十八条第三項の事業用電気工作物(発電用のものに限る。)内における高圧ガス保安法第二条の高圧ガス(当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば同法の適用を受けることとなるものに限る。)	電気工作物内の高圧ガス取扱所
28条10号	細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和五十七年法律第六十一号)第二条第一項に規定する生物剤及び同条第二項に規定する毒素(業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る。)	生物剤取扱所、毒物取扱所
28条11号	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)第二条第一項の毒性物質(同法第七条第一項の許可製造者、同法第十二条の許可使用者、同法第十五条第一項第二号の承認輸入者及び同法第十八条第二項の廃棄義務者並びに同法第二十四条第一項から第三項まで(同法第二十六条及び第二十七条において準用する場合を含む。)又は同法第二十八条の規定による届出をした者が所持するものに限る。)	毒性物質取扱所

※生活関連等施設一覧は別途保管

8 関係省令等

8-1 国民保護に係る警報のサイレンについて

消防運第17号
平成17年7月6日

各都道府県国民保護所管部長

殿

各指定都市国民保護所管部長

消防庁国民保護運用室長



国民保護に係る警報のサイレンについて（通知）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第47号第2項に定めるサイレンについて、内閣官房から、別添「国民保護に係る警報のサイレンについて」（危機管理監決裁）の決定（通知）」（H17.7.6付け閣副安危第281号）のとおり通知がありましたのでお知らせします。このサイレン音の配付は、7月中を予定しております。

また、このサイレンの普及及び保全についても、ご協力いただきますようお願いします。

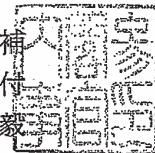
なお、貴都道府県内の市町村及び消防機関等に対しても、周知されるようお願いします。



閣副安危第281号
H 17. 7. 6

消防庁国民保護運用室長 殿

内閣官房副長官補
(安全保障・危機管理担当) 付
内閣参事官 宮地義



「国民保護に係る警報のサイレンについて」(危機管理監決裁)の決定(通知)

標記について、下記のとおり通知する。

なお、地方公共団体に対し、サイレン音を適切な方法により通知し、下記事項についても伝達されたい。

また、サイレン音は、その性質に鑑み、内閣官房が適切な方法で、その普及に努めるが、地方公共団体を通じて普及が進むよう併せてその旨地方公共団体に伝達されたい。

記

1 「国民保護に係る警報のサイレンについて」の決定

国民保護法第47条第2項においては、武力攻撃事態等における警報が発令された際、市町村長は、サイレンなどを使用し、できる限り速やかに、警報の内容を住民や公私の団体に伝達することとなっており、「国民の保護に関する基本指針」(平成17年3月25日閣議決定)において、サイレンのパターン及び音色については、国が定めるものとしている。

総務省消防庁は、内閣官房の依頼により検討会を設け、市町村の防災行政無線設備で放送できることを前提として、パトカーや救急車などのサイレンと「明確に区別できる」とこと、「伝達距離が大きい」とことなどの基本的考え方に基づき、候補音の選定を行い、消防運第16号(平成17年7月1日)により、3つの候補音が報告されたところである。これを受け、内閣官房は、別紙「「国民保護に係る警報のサイレンについて」危機管理監決裁の考え方」により、報告された候補音の中から、最も評価が高いと思われる候補音をもって、国民保護に係る警報のサイレンとして定めたものである。

2 サイレン音の保全

音源を記録した媒体は、公衆がみだりに複製し、又は使用することを防止するものとする。

「国民保護に係る警報のサイレン」(CD)は、指定行政機関が、その業務遂行上の必要から、管轄する指定地方行政機関等に、複製し知らしめることは、これを妨げないものとする。

3 別添書類等

- (1) 「国民保護に係る警報のサイレンについて」(危機管理監決裁平成17年7月5日)「秘」
- (2) 「国民保護に係る警報のサイレン」(CD)

「国民保護に係る警報のサイレンについて」危機管理監決裁の考え方

1 国民保護警報サイレンの検討の経緯

(1) 平成17年3月

「国民の保護に関する基本指針」(17.3.25閣議決定)に、警報の伝達に使用するサイレンは、国が定める旨規定

(2) 平成17年5月～6月

消防庁により設置された「武力攻撃等における警報サイレン音に関する検討会」(座長：東京大学大学院教授 廣井 僕 他10名)における検討

2 検討会における検討

防災行政無線で放送できることを前提として、国民保護に関する警報サイレンには、以下の要件が必要であるとされた。

- ① 武力攻撃が迫り、又は武力攻撃が発生したことを明確に認識できる。
- ② 伝達距離が大きい
- ③ 緊急性を感じられると同時に、過度の緊張感を与えない。
- ④ 高齢者や聴覚弱者にも配慮

以上の要件を踏まえて3つの候補音が選定され、消防運第16号(17.7.1)により、検討結果が内閣官房に報告された。

3 内閣官房でのサイレン音の決定

報告されたサイレンの3つ候補音は、消防信号等で使用している既存のサイレン音に比し、「伝達距離」や「聴覚弱者に聞きやすいこと」において優れていると評価されている。

そのうち、候補音1は、既存サイレンとの「区別」がやや難しい。候補音2は、「緊急性を感じさせること」、「伝達距離」についてやや評価が低い。

他方、候補音3は、実証的評価として「既存サイレン音と区別しやすいこと」、「伝達距離」及び「緊急性を感じさせる」ことにおいて評価を得ており、これらに加えて、学術的評価からも「聴覚弱者に聞きやすい」音であるとの評価を得ている。

したがって、報告された3つの候補音の中でも最も評価が高いと思われる候補音3をサイレン音として決定した。

8-2 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

平成十七年総務省令第四十四号

(安否情報の収集方法)

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第九十四条第一項及び第二項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第一号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第二号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第二十五条第二項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第九十四条第一項及び第二項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第三号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第三条 法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第四号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを持ち出し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を持ち出し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第四条 法第九十五条第一項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第五条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第九十五条第一項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第九十四条第二項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成一八年三月三一日総務省令第五〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定及び附則第二条の別表の改正規定のうち第五条に係る部分については、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二七年九月一六日総務省令第七六号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下の条及び次条第一項において「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条

2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード（第五条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第二の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

一及び二 略

三 第十一条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第三条第二項

8-3 動物の保護等について地方公共団体が配慮すべき事項 についての基本的な考え方

平成 17 年 8 月 31 日付環境省自然環境局総務課動物管理室、
農林水産省生産局畜産部畜産企画課事務連絡

1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号) 第 16 条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物(以下「危険動物」という。) 等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活動等当該地方公共団体が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ(おり)等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組(関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等)を行うこと。

2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救護活動等を行うこと。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の

飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。

3 緊急対処事態における動物の保護等

緊急対処事態における動物の保護等については、1及び2に準ずるものとする。

8-4 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する

法律による救援の程度及び方法の基準

平成25年10月1日内閣府告示第229号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十条第一項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のように定め、平成二十五年十月一日から適用する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準 (救援の程度及び方法)

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第十条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第七十五条第一項各号及び令第九条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第十三条までに定めるところによる。

- 2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。
- 3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長）は、第一項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

(収容施設の供与)

第二条 法第七十五条第一項第一号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

- イ 避難住民（法第五十二条第三項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第二条第四項に規定する武力攻撃災害を言う。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。
- ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。
- ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、一人一日当たり三百円（冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できること。

- ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、一戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。
- (1) 一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は二百四十万千円以内とすること。
- (2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、一人一日当たり三百円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。
- ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。
- ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。
- ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。
- チ 法第八十九条第三項の規定により準用される建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第一項本文、第三項及び第四項並びに景観法（平成十六年法律第百十号）第七十七条第一項、第三項及び第四項並びに法第百三十一条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条、第八条及び第九条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

二 応急仮設住宅

- イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。
- ロ 一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、二百四十万千円以内とすること。
- ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条 法第七十五条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

- イ 避難所（長期避難住宅を含む。以下同じ。）に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第五十四条第二項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。
- ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとすること。
- ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千円以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第四条 法第七十五条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	一万七千二百円	二万二千二百円	三万二千七百円	三万九千二百円	四万九千七百円	七千三百円
冬季	二万八千五百円	三万六千九百円	五万五千四百円	六万二百円	七万五千七百円	一万四百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができる。

(医療の提供及び助産)

第五条 法第七十五条第一項第四号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

二 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第六条 法第七十五条第一項第五号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出すること。

二 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第七条 法第七十五条第一項第六号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺（附属品を含む。）

ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十万千円以内、小人十六万八百円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第八条 法第七十五条第一項第七号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第二条第一号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。
- 三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費すること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第九条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後若しくは武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
- 二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五十二万円以内とすること。

(学用品の給与)

第十条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中學部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。
- 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- イ 教科書
- ロ 文房具
- ハ 通学用品

- 三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

- イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第二百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

- ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 一人当たり 四千百円

- (2) 中学校生徒 一人当たり 四千四百円
- (3) 高等学校等生徒 一人当たり 四千八百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができる。
(死体の搜索及び処理)

第十一条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の搜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

- (2) 死体の一時保存

- (3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千三百円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第四号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため

一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコツプその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十三万三千九百円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十三条 法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

- イ 飲料水の供給
- ロ 医療の提供及び助産
- ハ 被災者の搜索及び救出
- ニ 死体の搜索及び処理
- ホ 救済用物資の整理配分

二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

8-5 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン

閣副安危第321号
平成17年8月2日

各都道府県国民保護主管部長様

内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付
内閣参事官（事態法制企画担当）

「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」について

国民の保護に関する基本指針の「標章等の交付等に関する基準、手続等」を定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」を別添のとおり定めたので通知します。

なお、国民の保護に関する基本指針において、地方公共団体の長等の標章等の許可権者は、必要に応じ、具体的な交付等に関して、必要な要綱を作成するものとするとされていることから、各機関において、それぞれの国民の保護に関する計画と併せて、検討を行い、必要な要綱を定めるようお願いします。

また、平時においては、啓発及び国民の保護のための措置についての訓練の際に赤十字標章等及び特殊標章等を活用されるようお願いいたします。

おって、貴都道府県内の市町村及び消防機関等に対しても、この旨周知されるようお願いします。

資料編

【連絡先】

内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付
参事官補佐 後藤、高山
電話 03-3581-8926（直通）
FAX 03-3581-5671

(参考)

国民の保護に関する基本指針（抄）

第4章 国民の保護のための措置に関する事項

第4節 国民の保護のための措置全般についての留意事項

6 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等

○国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁等〕は、国民保護法第157条第1項の特殊信号及び身分証明書、同条第2項の赤十字標章等並びに国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書（以下6において「標章等」という。）の交付等に関する基準、手続等をジュネーヴ諸条約及び同第一追加議定書の規定を踏まえて定めるものとする。これに基づき、標章等の許可権者（赤十字標章関係については指定行政機関の長及び都道府県知事、特殊標章関係については国民保護法第158条第2項の指定行政機関長等をいう。）は、必要に応じ、具体的な交付等に関して、必要な要綱を作成するものとする。

赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン

平成 17 年 8 月 2 日

赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の
運用に関する関係省庁連絡会議申合せ

1 目的

このガイドラインは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 157 条及び第 158 条に規定する事務を円滑に実施するため、武力攻撃事態等における赤十字標章等（国民保護法第 157 条第 1 項の特殊信号及び身分証明書並びに同条第 2 項の赤十字標章等をいう。以下同じ。）及び特殊標章等（国民保護法第 158 条第 1 項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付又は使用の許可（以下「交付等」という。）に関する基準、手続等を定めることを目的とする。

2 赤十字標章等の交付等に関する基準、手続等

（1）交付等の対象者

・許可権者（指定行政機関の長及び都道府県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあっては、指定都市の長。②(ウ)を除く。）において同じ。）をいう。以下 2 において同じ。）は、次に定める区分に従い、赤十字標章等の交付等を行うものとする。

① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の長が所管する医療機関
- (イ) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）である医療関係者（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 18 条の医療関係者をいう。以下 2 において同じ。）
- (ウ) (ア) 及び(イ)に定める対象者以外の当該指定行政機関の長が所管する医療機関である指定公共機関
- (エ) (ア) から(ウ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務（検索、収容、輸送等）を行う者

② 都道府県知事が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県知事から国民保護法第 85 条第 1 項の医療の実施の要請、同条第 2 項の医療の実施の指示等を受けて、当該都道府県知事の管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関及び医療関係者
- (イ) 当該都道府県知事から国民保護法第 80 条第 1 項の救援に必要な援助についての協力の要請等を受けて、当該都道府県知事の管理の下で行われる避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関及び医療関係者
- (ウ) (ア) 及び(イ)に定める対象者以外の当該都道府県知事が指定した医療機関である指定地方公共機関

資料編

(イ) ①(ア)から(ウ)まで及び②(ア)から(ウ)までに定める対象者以外の当該都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、指定都市。(2)(ア)において同じ。）において医療を行う医療機関及び医療関係者

(オ) (ア)から(エ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務（検索、収容、輸送等）を行う者

(2) 交付等の手続、方法等

・赤十字標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。

(ア) 指定行政機関又は都道府県の職員並びにこれらの者が行う医療のために使用される場所及び車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるための赤十字標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。

(イ) 対象者の委託により医療に係る業務（検索、収容、輸送等）を行う者（以下(イ)において「受託者」という。）及び受託者が行う医療に係る業務を行う場所等を識別させるための赤十字標章等については、原則として当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。

(ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の対象者並びに当該対象者が行う医療のために使用される場所等を識別させるための赤十字標章等については、当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。

・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに白地に赤十字の標章のみを交付することができます。

・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される医療の内容等に応じて定めるものとする。ただし、赤十字標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において医療等を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては赤十字標章等の交付等を行わないものとする。

・許可権者は、申請書の保管、赤十字標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した赤十字標章等の管理を行うものとする。

・赤十字標章等の交付等を受けた者は、赤十字標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、赤十字標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した赤十字標章等を返納しなければならない。

(3) 赤十字標章等の様式等

① 赤十字等の標章

・我が国関係者については、すべて白地に赤十字の標章を使用するものとする。なお、白地に赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章については、外国から派遣された医療関係者等による使用を想定している。

- ・白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章（以下(3)及び(7)において「赤十字等の標章」という。）は、状況に応じて適当な大きさとする。なお、赤十字、赤新月並びに赤のライオン及び太陽の形状のひな形は図1のとおりである。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分の色は、金赤（CMYK値：C-0, M-100, Y-100, K-0、RGB値：#FF0000）を目安とする。ただし、他の赤色を用いることを妨げるものではない。

[図1]



- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から（特に空から）識別されることができるよう、可能な限り、平面若しくは旗に又は地形に応じた他の適当な方法によって表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとすることが望ましい。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分は、特に赤外線機器による識別を容易にするため、黒色の下塗りの上に塗ることができるものとする。
- ・対象者を識別させるために赤十字等の標章を使用する際は、できる限り赤十字等の標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

② 特殊信号

- ・対象者が使用することができる特殊信号は、発光信号、無線信号及び電子的な識別とする。
- ・特殊信号の規格等については、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）（以下「第一追加議定書」という。）附属書I第3章の規定によるものとする。

③ 身分証明書

- ・常時の医療関係者等の身分証明書は、第一追加議定書附属書I第2条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式3のとおりとする。
 - (ア) 赤十字等の標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
 - (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
 - (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
 - (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
 - (オ) 所持者がいかなる資格において1949年8月12日のジュネーヴ諸条約（以下単に「ジュネーヴ諸条約」という。）及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、○○省の職員、救援を行う△△（医療機関）の職員又は医療関係者、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
 - (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4セ

ンチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。

(イ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。

（いずれも印刷されたもので差し支えない。）

(ウ) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う医療等の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。

(エ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（A B O式及びR h式）が記載されていること。

・臨時の医療関係者等の身分証明書については、原則として、常時の医療関係者等の身分証明書と同様のものとする。ただし、常時の医療関係者等の身分証明書と同様の身分証明書の交付等を受けることができない場合には、これらの者が臨時の医療関係者等として医療等を行っていることを証明し並びに医療等を行っている期間及び赤十字等の標章を使用する権利を可能な限り記載する証明書であって、許可権者が署名するものを交付等するものとする。この証明書には、所持者の氏名、生年月日及び当該医療関係者等が行う医療等の内容を記載するとともに、所持者の署名を付するものとする。

・常時の医療関係者等及び臨時の医療関係者等の区別については、当該医療関係者等が行う医療等の内容、その期間等を勘案し、許可権者が決定することとする。

(4) 赤十字標章等の使用に当たっての留意事項

・何人も、武力攻撃事態等において、赤十字標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。

(ア) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、当該赤十字標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

(イ) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、医療を行っていない場合には、赤十字標章等を使用してはならない。

(ウ) 赤十字標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら医療のために使用されていなければならない。

(5) 訓練及び啓発

・許可権者及び対象者は、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）についての訓練を実施するに当たって、赤十字標章等を使用するよう努めるものとする。

・国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における赤十字標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

(6) 体制の整備等

・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護

法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。

- ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における赤十字標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において赤十字標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
- ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における赤十字等の標章の使用等

- ・平時においては、(5)に定める場合を除いて、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和22年法律第159号。〔7〕において「赤十字標章法」という。）の規定に基づき、日本赤十字社及び日本赤十字社の許可を受けた者に限って赤十字等の標章を使用することができるものとする。
- ・武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第9条第1項の対処基本方針が定められる前に日本赤十字社から赤十字等の標章の使用の許可を受けた者は、武力攻撃事態等においても、赤十字標章法第3条に規定する傷者又は病者の無料看護を引き続き行う場合に限り、改めて国民保護法に基づく交付等を受けることなく赤十字等の標章を使用することができるものとする。

3 特殊標章等の交付等に関する基準、手続等

(1) 交付等の対象者

- ・許可権者（国民保護法第158条第2項の指定行政機関長等をいう。以下3において同じ。）は、次に定める区分に従い、特殊標章等の交付等を行うものとする。なお、「国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者」とは、国民保護法第70条第1項、第80条第1項、第115条第1項及び第123条第1項に基づいて、許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者等を指すものである。

① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）で国民保護措置に係る職務を行うもの

(イ) 当該指定行政機関の長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

- (ウ) 当該指定行政機関の長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(エ) 当該指定行政機関の長が所管する指定公共機関

② 都道府県知事が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県の職員（③(ア)及び⑤(ア)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの

(イ) 当該都道府県知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

- (ウ) 当該都道府県知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

者

- (エ) 当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関
 - ③ 警視総監又は道府県警察本部長が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該都道府県警察の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (イ) 当該警視総監又は道府県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該警視総監又は道府県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
 - ④ 市町村長が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該市町村の職員（当該市町村の消防団長及び消防団員を含み、⑤(ア)及び⑥(ア)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (イ) 当該市町村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該市町村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
 - ⑤ 消防長が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
 - (イ) 当該消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
 - ⑥ 水防管理者が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (イ) 当該水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (2) 交付等の手続、方法等
- ・ 特殊標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。
 - (ア) 許可権者の所轄の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの及び当該国民保護措置に係る当該職員が行う職務のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。
 - (イ) 許可権者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者又は許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、原則として当該対象者が許可権者に対して交付の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、許可権者が作成して交付するものとする。
 - (ウ) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置に係る業務を行う者（当該指定公共機関又は指定地方公共機関の委託により国民保護措置に係る業務を行う者を含む。）又は当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、指定公共機関又は指定地方公共機関が自ら作成して許可権者に対して使用

の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用的許可を受けるものとする。

- ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。
- ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される国民保護措置に係る職務、業務又は協力の内容等に応じて定めるものとする。ただし、特殊標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務、業務又は協力をを行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては特殊標章等の交付等を行わないものとする。
- ・許可権者は、申請書の保管、特殊標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した特殊標章等の管理を行うものとする。
- ・特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した特殊標章等を返納しなければならない。

（3）特殊標章等の様式等

① 特殊標章

- ・特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすものとする。なお、そのひな形は図2のとおりである。
 - (ア) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、オレンジ色とすること。
 - (イ) 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
 - (ウ) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
 - ・特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。
 - ・特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色（CMYK値：C-0, M-36, Y-100, K-0、RGB値：#FFA500）を、青色の正三角形の部分については青色（CMYK値：C-100, M-100, Y-0, K-0、RGB値：#0000FF）を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げるものではない。

[図2]



- ・場所等を識別させるための特殊標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から識別されることができるよう、可能な限り、平面又は旗に表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための特殊標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとすることが望ましい。
- ・対象者を識別させるために特殊標章を使用する際は、できる限り特殊標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

② 身分証明書

- ・身分証明書は、第一追加議定書附属書I第15条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式4のとおりとする。
 - (ア) 特殊標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
 - (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
 - (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
 - (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
 - (オ) 所持者がいかなる資格においてジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、○○省の職員、△△県の職員、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
 - (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
 - (キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。
(いずれも印刷されたもので差し支えない。)
 - (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う国民保護措置に係る職務、業務又は協力の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の国民保護措置を担当する部局における在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。
 - (ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（A B O式及びR h式）が記載されていること。

(4) 特殊標章等の使用に当たっての留意事項

- ・何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。
 - (ア) 特殊標章等の交付等を受けた者は、当該特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
 - (イ) 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行つていない場合には、特殊標章等を使用してはならない。
 - (ウ) 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(5) 訓練及び啓発

- ・許可権者及び対象者は、国民保護措置についての訓練を実施するに当たって、特殊標章等を使用するよう努めるものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における特殊標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

(6) 体制の整備等

- ・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
- ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における特殊標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において特殊標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
- ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における特殊標章の使用

- ・平時におけるいたずらな使用が武力攻撃事態等における混乱をもたらすおそれがあることにかんがみ、平時における特殊標章の使用については、(5)に定める場合を除いて使用しないこととする。

[様式 1]

(別紙)

赤十字 標章等に係る
特 殊 申請書
交 付
使用許可

平成 年 月 日

(許可権者) 様

私は、国民保護法第157条又は第158条の規定に基づき、赤十字標章等又は特殊標章等の交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

氏名：(漢字) (ローマ字)	生年月日(西暦) 年 月 日
申請者の連絡先 住 所：〒 電話番号： E-mail：	写 真 縦4×横3cm (身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)
識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身 長： cm 眼の色： 頭髪の色： 血液型： (R h因子)	

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等
(標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)

(許可権者使用欄)
資 格：

証明書番号：
有効期間の満了日：
返納日：

交付等の年月日：

[樣式 2]

赤十字標章等／特殊標章等の交付／使用許可をした者に関する台帳

[様式3]

表面

 身分証明書 IDENTITY CARD 時時の 自衛隊の衛生要員等以外の 医療関係者用 PERMANENT for civilian medical personnel TEMPORARY 氏名/Name _____ 生年月日/Date of birth _____ <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> 交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____ 有効期間の満了日/Date of expiry _____

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

[様式4]

表面

 身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel 氏名/Name _____ 生年月日/Date of birth _____ <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> 交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____ 有効期間の満了日/Date of expiry _____
--

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

8-6 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める内閣府令

平成25年10月1日内閣府令第69号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十七条第三項（同令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める内閣府令を次のように定める。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十七条第三項（同令第五十二条において準用する場合を含む。）の公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第一から別記様式第三まで及び別記様式第四のとおりとする。

附 則

この府令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十四号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。

別記様式第一 収用第 号					
公 用 合 書					
氏名 住所					
第81条第2項 第81条第4項 第183条において準用する第 第183条において準用する第					
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律					
81条第2項 の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。 81条第4項					
(理由)					
年 月 日					
処分権者 氏名					
備考					
収用すべき物資の種類	数 量	所在場所	引渡期日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第二

保管第 号

公 用 令 書

氏名
住所第81条第3項
第81条第4項
第183条において準用する第
第183条において準用する第

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

81条第3項 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。
81条第4項

(理由)

年 月 日

処分権者 氏名

印

保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第三

使用第 号

公 用 令 書

氏名
住所第82条
第183条において準用する第

82条 の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。

(理由)

年 月 日

処分権者 氏名

印

名 称	数 量	所在場所	範 围	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第四

取消第 号

公 用 令 書

氏名

住所

第81条第2項

第81条第3項

第81条第4項

第82条

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

第183条において準用する第

第183条において準用する第

第183条において準用する第

第183条において準用する第

81条第2項 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）に係る処分を取り消

81条第3項

81条第4項

82条

したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 第16条
第52条において準用する第16条 第16条

の規定により、これを交付する。
て準用する第16条

(取り消した処分の内容)

年 月 日

処分権者 氏名

印

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

資料編

静岡市国民保護計画

令和2年2月

静岡市総務局

TEL 054-221-1236